2013 年度 〔平成 25 年度〕

自己点検・評価報告書

2014(平成 26)年 3 月 九州国際大学

目 次

はじめに			•		•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
I. 建学(の精神	・大学	±の₹	基本	理;	念、	使	命	• 目	的	、ブ	大学	つ	個個	生・	特	色	,等						2
Ⅱ.沿革	と現況		•											•										4
Ⅲ. 評価	機構が	定める	基	準に	基	づく	自	己	評価	<u>.</u>			•							•		•	•	7
基準1	使命	• 目的	等		-					•		•		•			•		•		•			7
基準 2	学修る	と教授	Ž •		-							•							•		•			17
基準 3	経営	▪管理	اع	財務										•					•		•			72
基準 4	自己,	点検・	評値	西•	•		•			•		•					•				•			88
Ⅳ. 大学	が使命	▪目的	にき	基づ	ĺ١٠	て独	自	に言	没定	ĽL	たま	基準	門	よ	る目	自己	2됨	[任	ī •					94
基準 A	地域社	社会貢	献		•		•						•				•							94
基準 B	国際3	交流•	•		-		•			•		•	•											109
∇. エビ	デンス	集一鸗	•								•							•	•		•			115
エビデ	ンス集	(デー	-タ:	編)	<u>-</u>	覧•	•	•		•	•		•					•			•			115
おわりに																								117

はじめに

本学において大学の『自己点検・評価報告書』の作成・公表の本格的な取り組みが開始されたのは、平成17 (2005) 年10月からであった。本学の『2006年度(平成18年度) 自己点検・評価報告書』は平成19 (2007) 年3月に発行され、平成19 (2007) 年度に大学基準協会の認証評価を受けた。その後、いくつかの経緯があったが、平成22 (2010) 年度において大学基準協会から本学は「大学基準に適合」していると認定された。

平成19 (2007) 年3月の最初の本格的な報告書の作成後、さらに、平成21 (2009) 年2月に『2008年度(平成20年度)自己点検・評価報告書』、平成22 (2010) 年3月に『2009年度(平成21年度)自己点検・評価報告書』、平成24 (2012) 年3月に『2010年度(平成22年度)自己点検・評価報告書』、平成25 (2013) 年3月に、『2011-2012年度(平成23-24年度)自己点検・評価報告書』がそれぞれ発行・公表された。以上のように、本学の本格的な『自己点検・評価報告書』はこれまで5冊作成された。

本報告書は、第一に、平成16 (2004) 年度に導入された大学の「認証評価」制度の第2 サイクルが平成23 (2011) 年度から開始されたことを考慮し、これまでの第1サイクルの ような数百ページにも及ぶ膨大な報告書ではなく、可能な限りエビデンスや具体的な根拠 資料に基づく簡潔な報告書の作成を心がけた。

第二に、本報告書では、自己点検・評価については、平成26 (2014) 年度には日本高等 教育評価機構の「認証評価」を受けることを考慮し、日本高等教育評価機構においてすで に公表されている基準と他大学の報告書を参考としながら作成した。

最後に、本学の自己点検・評価は、学長を委員長とする自己評価・点検運営委員会において基本的方針等を定め、各学部、各研究科、各部局、各部署の長自らがエビデンスと具体的資料を基礎に報告書の原稿を作成し、平成 24 (2012) 年度に新設した「大学評価室」においてそれぞれ提出された原稿を再整理し、全体の整合性、一貫性を整えるという編集体制でなされた。

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

九州国際大学は、昭和 5 (1930) 年に北九州の勤労青年のために開設された夜学の「九州法学校」を前身としており、その設置趣意書に述べられた「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神としている。

実際、昭和5 (1930) 年の学園の創立以来、36,000 人以上の卒業生を地域社会に送り出してきた。現在、本学園は、九州国際大学大学院、九州国際大学、付属高等学校及び付属中学校を設置し、地域社会貢献、国際交流、生涯学習事業等を図り、地域社会から評価される「開かれた学園づくり」に邁進している。

2. 大学の基本理念、使命・目的

本学は、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、 経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際 的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」(九州国際大学学則第1条第 1項)と定め、本学教育の基本理念、使命・目的としている。

また、本学の教育理念と目的は、次の3つであり、毎年発行・配布する『Student Guide (大学生活について)』の最初のページに掲載し、また大学のホームページにも公表し、学生、教職員に周知している。

- (1) 本学は、建学の精神に掲げられた「塾的精神」に基づいた教育を実践する。塾的精神の要は、人格を介した信頼関係にあり、教員、学生、職員相互の信頼関係の土台の上に、 一人ひとりを大きく育てる教育を行う。
- (2) 本学は、地域社会及び国際社会で信頼される品性高き人材の育成を目標とする。北 九州に根ざし、多様な価値観が存在する国際社会に対する理解力を高め、地球の未来を見 据えつつ、学ぶ姿勢を生涯貫く人材を育成する。
- (3) 本学は、基礎的能力を備え、理論・実践両面に明るい人材を育成する。社会を透視できる理論の学習と共に、演習・実習を積極的に行い、人間社会と自然環境に共感し、能動的な働きかけができる人材の育成に力を注ぐ。

3. 大学の個性・特色

本学の教育の特色は、第一に、昭和5 (1930) 年の「九州法学校」の建学以来、「北九州の地域に立脚し」、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会の発展に貢献する人材を輩出するために、地域社会に開かれた教育とその実践性(実務教育)を重視してきたことである。言い換えるならば、本学の教育を通じて地域社会にとって有益な人材を育成すると同時に、教育を通じた大学の地域社会貢献を重要視してきたことである。

第二に、建学以来の勤労者教育と「塾的精神」による有益な人材の育成という、これまでの教育資産を発展的に継承するとともに、近年の国際化・情報化時代の到来に対応して平成元(1989)年には大学の名称を八幡大学から九州国際大学に改称し、国際的視野も備

九州国際大学

えた人材教育を基本理念、使命・目的に付加したことである。そのために、九州国際大学の発足当初から、北九州市の歴史的・地理的条件からアジア地域に重点をおき、中国、韓国、インドネシア、インド等の有名大学との友好協定を締結し、海外語学実習、海外社会実習、交換留学、国際交流等を継続的に活発に行ってきた。

第三に、北九州市が国際交流ゾーンに指定した八幡東区平野への平成 12 (2000) 年の大学移転統合を契機に、近年の「IT 革命」の時代においてニーズの高い情報教育に対して教育情報ネットワークセンターを設け、学生が自由にパソコンを使用できる環境を整備し、市民に対しても登録手続きを済ませた上で情報ネットワークの利用を大学図書館同様に開放し、地域社会に「開かれた大学」を目指してきたことである。

第四に、本学の教育研究成果を、市民向けの様々な公開講座の開催、北九州市年長者大学校(穴生学舎)との協力よる生涯学習事業としての毎年のシニアカレッジの共同開催、地方自治体等の政策形成への寄与、地域企業との連携等の多様な形態で地域社会へ提供してきたほか、教職員や学生が地域の各種の地域活動(地域の防犯パトロール、八幡東区の起業祭、北九州市無形民俗文化財指定の前田祇園祭り等)への参加を通じて展開する地域社会への貢献活動を継続的に行ってきたことである。すなわち、大学の地域社会貢献である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

	内 容
昭和 5年 4月	九州法学校開設を源流とする
昭和 15 年 3 月	九州専門学校設立認可
昭和 22 年 3 月	戸畑専門学校設立認可
昭和 24 年 4 月	八幡専門学校に改称
昭和 25 年 2 月	八幡大学設置認可 第一、第二法学部を置く
昭和 26 年 4 月	法学部を法経学部に改称 法律学科・経営経済学科を置く
昭和 33 年 4 月	付属高等学校男子部設立
昭和 38 年 4 月	付属高等学校女子部設立
昭和 45 年 6 月	社会文化研究所設立
平成元年4月	八幡大学から九州国際大学に校名変更 国際商学部開設
平成 6年4月	法経学部を法学部と経済学部に改組
平成 8年4月	大学院法学研究科(修士課程)開設
平成 9年4月	法学部において「昼夜開講制」を実施 文化交流センター完成
	『九州国際大学 50 年史』刊行
平成 11 年 4 月	枝光キャンパスと平野キャンパスを統合、「新キャンパス」が誕生
	経済学部において「昼夜開講制」を実施
	別科日本語研修課程を開設
平成 12 年 4 月	平野キャンパス完成(創立 50 周年)
	国際商学部国際商学科を国際ビジネス学科とアジア共生学科に改組
	国際商学部において「昼夜開講制」を実施
	九州国際大学付属中学・高等学校設立
平成 13 年 4 月	大学院企業政策研究科(修士課程)開設
	法学部に総合実践法学科を開設
平成 17 年 4 月	国際商学部を国際関係学部に改組
平成 22 年 4 月	九州国際大学創起 80 周年
	付属高等学校男子部・女子部を統合し共学化
平成23年4月	昼夜開講制を廃止
平成 24 年 10 月	別科日本語研修課程を廃止
平成 25 年 4 月	地域連携センターを開設

2. 本学の現況

- **大学名** 九州国際大学 九州国際大学大学院
- 所在地 福岡県北九州市八幡東区平野 1-6-1

・学部の構成

	学部・研究科	学科・専攻	備考
	VI. 3V. 4-17	法律学科	
1.	法学部	総合実践法学科	平成21年4月1日から募集停止
大	経済学部	経済学科	
学	座伊子司	経営学科	
	国際関係学部	国際関係学科	
大	法学研究科	法学専攻	(修士課程)
大学院	企業政策研究科	企業政策専攻	(修士課程)

·学生数、教員数、職員数(平成25年5月1日現在)

【学生数】

	学部 • 研究科	学科・専攻	1年	2年	3年	4年以上	合計
	法学部	法律学科	158	163	177	195	693
	伝子 部	総合実践法学科	_	1	1	2	2
大	経済学部	経済学科	113	114	177 195	208	549
学	胜伊子司	経営学科	75	82	103	137	397
	国際関係学部	国際関係学科	106	94	115	93	408
	合	計	452	453	509	635	2, 049
+	法学研究科	法学専攻	9	7		_	16
大学院	企業政策研究科	企業政策専攻	7	7	_	_	14
沈	合	計	16	14	_	_	30

【教員数】

	学部名	教授	准教授	講師	助教	合計
	法学部	13	11	0	1	25
大	経済学部	18	11	0	3	32
学	国際関係学部	8	6	0	3	17
	合 計	39	28	0	7	74

【職員数】

	学部名	合計				
大	法学部	21				
学	経済学部	33				
子	国際関係学部	16				
	大学計	70				
	法 人					
	合 計	75				

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命·目的等

- 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
- ≪1-1の視点≫
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、九州国際大学学則第1条第1項においては「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

この建学の精神と基本理念等は、本学のホームページをはじめ、毎年発行・配布する『大学要覧』にも明記し、公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 『平成 25 年度大学要覧』

【資料 1-1-2】ホームページ http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神、教育理念、使命・目的等は、ホームページに簡潔な文章で明示するとともに『大学要覧』にも掲載している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-3】『平成 25 年度大学要覧』

【資料 1-1-4】ホームページ http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

引き続き自己点検・評価を実施しながら、学生、教職員、地域社会にも本学の建学の精神、教育理念、使命・目的等を知ってもらうように努力する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- ≪1-2の視点≫
- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神で示したように、「塾的精神」をもって教育し、地域社会にとって「有益な人材」を養成することが基本である。また、九州国際大学学則第1条に明示したように、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」である。それは、3つの学部と2つの大学院研究科に共通するものである。それぞれのディプロマポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)、カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針と教育方針)、アドミッションポリシー(入学者受け入れ方針)のいわゆる「3つの方針」にも具体的に表現されており、理事、教職員、在学生はもとより、受験生や地域社会に、大学のホームページや各種の印刷物で公表されている。なお、大学のホームページにおいては、本学の個性・特色は、4つに整理して明示されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 『平成 25 年度大学要覧』

【資料 1-2-2】ホームページ http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html

1-2-② 法令への適合

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神を基礎に、寄附行為、大学学則 等で、本学の使命・目的を定め、それらを遵守している。

また、本学園は、平成 20 (2008) 年 10 月に「学校法人九州国際大学行動規範」を制定し、「私たちは、地域の教育機関として、常に自己革新に努め、良識ある行動をする」ことを宣言し、学園全体で法令等を遵守するように努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-3】「学校法人九州国際大学行動規範」

【資料 1-2-4】ホームページ

http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/codeofconduct.html

1-2-3 変化への対応

社会情勢や時代の変化に対応すべく、本学では、基本的には、次の6つの方法で大学改

革と教育改革を検討し、実施している。

第一に、自己点検・評価を全学で実施し、自己点検・評価の報告書を作成し、公表している。

第二に、本学は中期計画を作成し、現在は平成23(2011)年度からの「第二期中期計画」 に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施している。

第三に、理事会の下に「大学改革特別委員会」を設置し、平成24(2012)年度においては、次の3つのワーキンググループにおいて多数の議論を重ねて、大学改革の答申をそれぞれ作成した。すなわち、第一ワーキンググループは「集客力・競争力ある魅力的な教育プログラム・コースの開発」、第二ワーキンググループは「退学率低下を目指した教育改革・諸制度の開発」、第三ワーキンググループは「大学院の在り方について」である。

第四に、「第一期中期計画」が開始された平成 20 (2008) 年度から、各学部は、それを 基礎に独自に教育改革とカリキュラム改革にも着手してきた。

第五に、本学は大学の独自基準 A「地域社会貢献」を強力に推進するために、平成 25(2013) 年 4 月に、その「地域社会貢献」の重要な拠点となる「九州国際大学地域連携センター」 を新設し、その活動を開始した。

第六に、本学は学長のリーダーシップの発揮によって大学改革と教育改革がより強力に推進されるために、平成25(2013)年10月に、「教育改革推進会議」を新設し、その活動を開始させた。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-5】ホームページ

【資料 1-2-6】「第一期中期計画」

【資料 1-2-7】「第二期中期計画」

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ① 平成 23 (2011) 年度からの「第二期中期計画」に基づく継続的な大学改革と教育改革の実施について、どれだけ取り組み、具体化したかをより確実に点検する。
- ② 平成28(2016)年度以降の「第三期中期計画」を策定する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3の視点≫

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的の有効性を保つ組織の頂点に理事会が設置されている。理事会では、教授会、「大学評議会」の審議を経た学則や重要事項が審議され、 最終的に決定される。

また、教授会に上程される重要事項については、学長の下で開催される「大学運営協議会」で最初に協議され、次に副学長、各学部長、教務部長、学生部長、各学部代表等が構成員となる「大学評議会」で審議・決定される。

本学の使命・目的及び教育目的については、2つの大学院研究科と3つの学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーにおいて、具体化・明確化されている。

さらに、新人教職員に対しても大学のホームページや『大学要覧』に示されている本学の建学の精神や使命・目的及び教育目的については新人研修会が開催され、毎年、理事長、学長より説明がなされ、理解と支持が得られている。

このようにして、本学での建学の精神と使命・目的及び教育目的に対する役員・教職員の理解と支持は得られている。

1-3-② 学内外への周知

本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的については、ホームページにおいて公開している。また、毎年、発行・配布する『大学要覧』においても周知がなされている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学では、平成 20 (2008) 年度から平成 22 (2010) 年度までを「第一期中期計画」とし、 平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までを「第二期中期計画」として掲げ、大学 改革と教育改革に取り組んでいる。

現在は、「第二期中期計画」の途上にあり、3 つの大きな目標(重点項目)、すなわち、 ①「育てる教育システムの構築」、②「地域社会への貢献」、③「就職率の向上」を掲げ、 教職員が一体となり全学で取り組んでいるところである。それは本学の建学の精神と使 命・目的及び教育目的を反映したものである。

また、その中期計画をさらに実行性のあるものとすべく、理事会の下に「大学改革特別委員会」を設置し、平成24(2012)年度においては、前に示した3つのワーキンググループを立ち上げ、多数の議論を重ねて、大学改革と教育改革に対する具体的な答申をそれぞれ作成した。

また、本学の使命・目的及び教育目的については、2つの大学院研究科と3つの学部のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーにおいて、具体化・明確化されている。

A) アドミッションポリシー(入学者受入れ方針)

法学部

1. 行政や地方自治の分野に興味を持ち、公務員を目指し地域社会の発展や安全・安心社

会の実現に貢献したいという意欲を持つ学生を受け入れる。

- 2. 法律学を学び、法学検定や宅建・行政書士・司法書士等の法律系資格取得を目指す学生を受け入れる。
- 3. 現代の地域社会及び国際社会を深く知り、地域連携活動、課外活動、学内外での様々な体験を通して、卒業後には地域で広く活躍できる人材へと成長したい学生を受け入れる。
- 4. 上記の方針を達成するために、高等学校において英語・国語・社会の三科目において、 基礎的な理解力を持つとともに、大学において知識習得の意欲をもち、自らが設定した目標を実現するために4年間努力しようと考える学生を受け入れる。

経済学部

- 1.現代の社会に対して強い関心を持ち、経済知識を深めながらコミュニケーション能力を高め、自分の考えを分かりやすく表現しようとする意欲の高い学生を受け入れる。
- 2. 地域の社会や企業の中で活躍できる人材となれる可能性を持った学生を受け入れる。
- 3. 簿記、経営管理やマーケティングに関心を示し、実践的なマネジメント能力、情報、会計等のビジネススキルの習得に意欲を持つ学生を受け入れる。
- 4. 上記の方針を達成するために、一般入試では、高等学校において数学 I、政治経済、世界史、日本史、地理のいずれかを履修し、経済学部で学ぶ意欲のある学生を受け入れる。また、推薦入試では、ボランティア、資格取得やスポーツ活動などに熱意ある学生を受け入れる。さらに、AO入試では、地域に貢献できる社会人として成長する可能性のある学生を受け入れる。センター試験入試では、基礎的な学力を有し経済に関心のある学生を受け入れる。

国際関係学部

- 1. 国際社会の一員として社会に貢献したいという意欲をもつ学生を受け入れる。
- 2. 国際教養、日本語・外国語でのコミュニケーション能力及び社会人基礎力を身につけ、グローバルな視野をもって社会で活躍したいと考えている学生を受け入れる。
- 3. 日本及び諸外国の文化、社会、政治、経済等についての知識、英語を中心とした外国語のコミュニケーション能力、及び自ら考え他者と協力しながら、課題を探求する能力を身につけたい学生を受け入れる。
- 4. 高等学校等で国語、英語、地理・歴史、政治・経済等に関する基礎を学習した学生を 受け入れる。

大学院法学研究科

- 1. 社会の多方面で活躍し得る高度専門職業人になるために、明確な目的意識をもって入学し、研究に取り組んで欲しい。
- 2. 法律・政治に関心を有するとともに、それらの専門的基礎知識を習得している者、または習得しようとする意欲ある者が望ましい。
- 3. 現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応して、多角的かつ国際的視野を有する学生の入学を期待する。

大学院企業政策研究科

- 1. 社会の多方面で活躍し得る高度専門職業人になるために、明確な目的意識をもって入学し、研究に取り組む者。
- 2. 企業経営と企業を取り巻く外部環境に関心を有するとともに、それらに関する専門的基礎知識を習得している者、または習得しようとする意欲ある者。
- 3. 現代社会における企業経営と企業を取り巻く外部環境を多様な視点から追求し、研究成果をまとめようとする者。
- B) カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針と教育方針)

法学部

- 1. 法律を学ぶ面白さを知り、法律全般に対する興味関心を持たせたうえで、基本的な法体系を理解し、法律を使って考えられるための法的思考力を養成する。
- 2. 教員や学生同士の人間関係を中心とした全人格教育を行うとともに、課題に対して主体的・能動的に取り組む姿勢を持たせ、知識の創造的性質、実践的性質を理解させる。そのために、プレゼンテーションや協同学習を重視する。
- 3. 学生自らが、資格取得やキャリアプランに関する目標を設定し、達成しようという意欲を養成する。そのために、カリキュラムに留まらず、さまざまな支援策を組み合わせる。

経済学部

- 1. 現実社会の事象を独自に分析できるように科目を基礎、発展、応用と順序だて、経済学、経営学、会計学を体系的に履修させる。
- 2. 社会において役立つ資格取得やキャリア形成について目標を自ら設定し、スポーツ指導者の資格取得を目指すなど目標の実現に向けて努力する場を提供する。あわせて簿記検定や経営学検定をはじめとする資格試験の合格に向けて支援する。
- 3. コミュニケーションとプレゼンテーションの能力を高め、人間関係を構築するトレーニングの場として演習を重視し、また卒業研究を学修の総括として位置づける。

国際関係学部

- 1. 国際関係学で扱われる政治・経済・社会・文化の諸分野に関する専門科目を体系的に学習することで国際教養を身につけ、国際社会に貢献する能力を養成する。
- 2. 英語・韓国語・中国語を中心とした外国語の運用能力を高め、地域の事情を学ぶとともに、海外での体験などを通して異文化理解を深めながら、国際社会で活躍するための対話能力を養成する。
- 3. 演習、実習などを通じて学生の自律的、主体的な取り組みを促し、コミュニケーション能力、課題の発見・探求能力及び社会人としての基礎力を養成し、将来の職業的自立のために必要な能力を養成する。

大学院法学研究科

1. 高度専門職業人を養成するために必要な知識を修得するために、「企業関係科目」及び

「行政関係科目」の多様な講義科目を用意する。

- 2. 自己の研究課題を主体的に追求するために、「演習」及び「研究指導」の必修科目を学びつつ、その研究成果を修士論文につなげるようにする。
- 3. 学部からの進学した院生のほかに、留学生院生及び社会人院生が学びやすい環境を整備するとともに、さらには院生だけでなく、学部聴講生及び特修プログラム生らの優秀な学部学生とも互いに切磋琢磨して研鑽する。

大学院企業政策研究科

- 1. 企業の主体的行動や組織を研究する経営政策研究と企業の外部環境を研究する企業環境研究とにかかわる社会科学系科目によって、専門的な企業実務能力を養成する。
- 2. 自己の研究課題を主体的に追求し、その研究成果を修士論文として完成させる研究能力を養成する。
- 3. 自己の専門性の追求とともに、企業政策研究にかかわる学際的な視野を養成する。
- C) ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)

法学部

- 1. 社会一般で必要とされる基礎的な法律の体系を理解し、法律を使って考える能力を修得している。
- 2. グループで協力しながら問題を解決する態度、生涯学び続け成長し続ける意欲を修得している。
- 3. 大学で学んだ知識を活用し、他人や地域社会に貢献する意識を修得している。

経済学部

- 1. 経済学、経営学、会計学の知識を生かして社会を理解する能力を修得する。
- 2. 社会における自らの高い使命感を持ち、社会人として成長し続ける能力を修得する。
- 3. 地域社会への貢献を目指し、良好な人間関係を構築するためのコミュニケーション能力を修得する。

国際関係学部

- 1.国際社会に生きる自己や他者を理解するために必要な国際教養と、異文化に生きる人々を尊重し彼らと協調して国際社会に貢献するための能力を修得している。
- 2. 国際コミュニケーションの手段として必要な、英語・韓国語・中国語を中心とした国際対話能力を修得している。
- 3. 自ら課題を探求し、他者と協力しながら自律的、主体的に課題を解決するためのコミュニケーション能力と職業的自律を図るための能力を修得している。

大学院法学研究科

- 1. 法律・政治の分野における高度専門職業人として必要な知識を修得する。
- 2. 法律・政治に関する研究テーマを主体的に研究し、生涯のライフワークにつなげるよ

うにする。

3. 法律・政治に関する高度専門知識を修得するとともに、地域社会や国際社会に還元する力を身につけるようにする。

大学院企業政策研究科

- 1. 専門的な企業実務能力を獲得するために、経営政策及び企業環境に関する専門知識を修得する。
- 2. 経営政策及び企業環境に関する研究テーマを主体的に研究し、生涯のライフワークにつながる理論を修得する。
- 3.経営政策及び企業環境に関すること等専門知識を基礎に地域社会や国際社会に貢献する能力を修得する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-1】ホームページ http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html

【資料 1-3-2】『平成 25 年度大学要覧』

【資料 1-3-3】平成 25 年度入学試験要項

【資料 1-3-4】九州国際大学 2013GUIDE BOOK

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の建学の精神は、昭和5 (1930) 年に九州法学校の開設以来、80 年以上の歴史を持っている。戦後においては、その建学の精神は昭和25 (1950) 年に八幡大学として継承され、さらに平成元 (1989) 年には大学の名称を九州国際大学と改称したが、今日に至るまでその建学の精神は営々と継承され、それは本学の使命・目的及び教育目的の根源となっている。このような開学以来の建学の精神を踏まえ、本学は時代や社会の大きな変化にも柔軟に対応してきた。

本学の発展を歴史的に見ると、昭和25 (1950) 年の八幡大学においては、法学部第一部・第二部が設置され、平成元 (1989) 年の九州国際大学においては、法経学部を法学部と経済学部に改組し、同時に国際商学部が開設された。さらに、平成8 (1996) 年には、大学院法学研究科(修士課程)が開設され、平成13 (2001) 年には、大学院企業政策研究科(修士課程)が開設され、平成17 (2005) 年には、国際商学部を国際関係学部に改組し、平成22 (2010) 年には、九州国際大学創起80周年を迎え、今日に至っている。

次の図 1-3 は、平成 25 (2013) 年度の学校法人九州国際大学の組織図を示したものである。

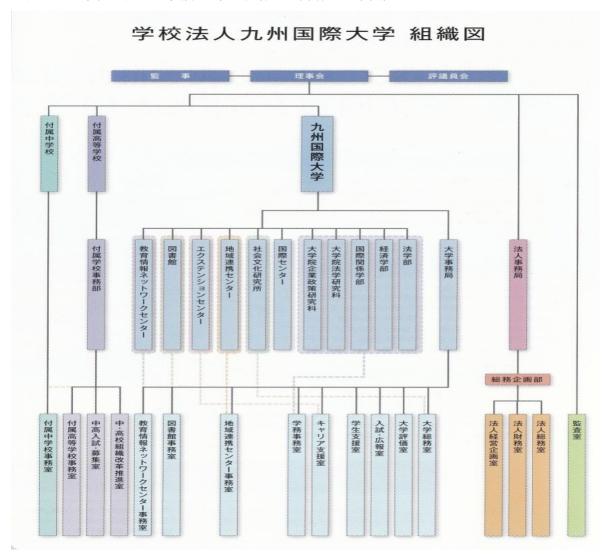


図 1-3 学校法人九州国際大学の組織図 (平成 25 年度)

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、上記の図のとおり、2 つの大学院研究科、3 つの学部等の教育研究組織及び事務組織を設置しており、それぞれの専門領域等に応じた教育研究活動が行われている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-5】ホームページ http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html 【資料 1-3-6】『平成 25 年度大学要覧』

(3) 1-3の改善・向上方策(将来計画)

FDとSDを推進ながら、より効率的な組織体制の改善に取り組む。

[基準1の自己評価]

本学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神である「塾的精神」に基づいて、教育目的を明確に定めている。本学の建学の精神と教育目的、3 つのポリシーにつ

九州国際大学

いては、教職員の新人研修会を始めとして教職員や学生にその考えを浸透させるために努めており、本学のホームページや『大学要覧』等を使い、さまざまな機会と手段を利用して学外及び地域社会へも広く周知させている。

また、本学は、時代と社会の変化にも敏感に柔軟に対応するために、大学の使命としての地域社会貢献の観点から、時代や社会が求める人材の要請に取り組み、新たな学部・学科を開設し、大学改革と教育改革にも取り組んできた。それを具体化するために、平成20(2008)年度から平成22(2010)年度までを「第一期中期計画」、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までを「第二期中期計画」として掲げ、大学改革と教育改革に取り組んでいるところである。

以上のことから、基準1の基準は満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

≪2-1の視点≫

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では、大学としての教育理念と各学部の入学者の受入れ方針であるアドミッションポリシーに基づいて学生の募集と入学者の選抜の基本方針を策定している。

このアドミッションポリシーは、大学のホームページ、入学試験要項、大学要覧に明示して学外に広く周知するとともに、学内においても教授会を通じて全教職員に周知している。

また、本学では「第二期中期計画」において重点項目の一つである「1. 意欲ある学生の確保」を掲げている。この重点項目が遂行されているか否かについては、4 項目により構成されているため、項目別に検証していくこととする。

①「一人ひとりを育てる教育」を通じた意欲ある学生の確保

本学では、建学の精神に記載されている「塾的精神」に基づき「一人ひとりを育てる教育」に取り組んでいる。その核心にあるのはコミュニケーションである。このため、本学では対話を重視した推薦入学選考、A0入学選考を入学者受入れの中心として位置付けている。状況は表 2-1-1 のとおりである。学習意欲を持つことを確認する方法として面接(面談)を活用しつつ、アドミッションポリシーに即した学生を見出すことに注力している。

		, , , <u> </u>	,			
	A	В	合計	比率 (A:B)		
	推薦・AO	一般・センター他	口間	比学 (A:D)		
2011 年度	320	220	540	6:4		
2012 年度	299	170	469	6:4		
2013 年度	315	135	450	7:3		

表 2-1-1 入学者における推薦入学選考・A0 入学選考と一般入学選考の比率

②地元、特に下関・北九州エリアを中心とする受験生への活動

本学では「第二期中期計画」の重点項目として地域社会への貢献を掲げているが、本学の役割は地元密着型の地方私立大学であることに鑑み、特に下関・北九州エリアを中心に 学生募集活動を展開している。

[※]編転入学生は除く。

高校訪問は、北九州エリアを4人、下関エリアを2人で担当している。

また、地元の受験生に対しては、業者企画の進学説明会、大学見学会、校内ガイダンス、オープンキャンパスといったアプローチを試みている。

受験生への広報として、地元で進学し地元で就職することの安心感を PR するとともに、 併せて厳しい経済状況を考慮した様々な教育支援制度の充実を強調している。

③生徒等受験生への直接的なアピール方法の実践

本学は、出来る限り直接、大学の特色を伝えることを広報手段の第一義と考えて実践している。具体的には、業者企画による進学説明会への積極的な参加、高校内ガイダンスへの参加、高校団体による大学見学会の実施、オープンキャンパスによる実践である。

また、個別による大学見学は、出来る限り丁寧な説明を心がけることにより、受験生及び保護者への満足度を高めている。

④教育・研究成果の広報コンテンツ化とその共有

本学では、教育・研究成果を広報するためにホームページを活用している。そのコンテンツとして、「教員ブログ」、「新聞で見る九州国際大学」、「留学ブログ」、「グッジョブ」、「大学生ラジオ」といった内容をラインナップしている。手軽に更新できるため、多くの人に活用されているが、よりタイムリーな情報を提供するため「フェイスブック」を平成24 (2012) 年12 月より実施しており、様々なコンテンツを余すところなく広報している。

【大学院】

法学研究科

法学研究科は、建学の精神である「塾的精神」に基づき、企業や行政の現場で発生するさまざまな問題を解決するための法知識を習得した高度専門職業人を養成することを目的とした大学院である。現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応し、多角的国際的視野を持つ人材の養成を目指している。

企業政策研究科

企業政策研究科は、建学の精神である「塾的精神」に基づき、理論と実践の両面に明るい人材を育成している。現代社会が求める高度の専門知識を持った職業人を養成することを目的とした大学院であり、経営実務に関する高度の知識を備えると同時に企業を取り巻く経済・環境にかかわる専門知識を持った人材の養成を目指している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】大学院案内

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【学士課程】

入学者受入れ方針に沿った選抜方法及び実施方針については、「入試・広報委員会」において審議され、「大学評議会」及び「学部教授会」の議を経て決定される。

入学試験の際には、その都度実施本部を設置し、実施要領を作成して事前に教職員で試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。

本学では、アドミッションポリシーに沿って、多様な個性をもった入学志願者を受け入れるために、さまざまな入学要件を設定し、複数の機会を設けた上で入学試験を実施している。入学者選抜方法としては試験入学選考(一般入学試験、センター試験利用入学試験)のほかに、推薦入学選考(推薦入試)、A0入学選考(A0入試)、留学生入学試験選考(外国人留学生試験)、編・転入学選考の5つの種別を設けている。平成25(2013)年度入学試験の概要は下記に示すとおりである。

【試験入学選考】

試験入学選考は、一般入学試験とセンター試験利用入学試験に区分される。一般入学試験は、一般的な学力を審査する入学試験制度として位置づけ、前期(2月)、中期(3月)、後期(3月)の3回実施している。ただし、後期日程については、学力検査を課さず、面接と小論文で選考を行っている。また、センター試験利用入学試験は、大学センター試験の成績を利用した試験で、大学センター受験科目の高得点2科目による選考を行っている。平成25(2013)年度は、2月から3月にかけて4回実施した。

【推薦入学選考】

推薦入学選考は、一般推薦、指定校推薦、専門課程推薦、スポーツ推薦に区分されており、一般推薦は他大学との併願が可能であるが、その他は全て専願となっている。推薦入試は前期(11月)と後期(12月)の2回実施している。なお、前年度入試より推薦基準の見直しを行い、一般推薦については、「1教科の評定値3.0」から「全科目の評定平均値3.0」に、指定校推薦については「1教科の評定値3.2」から「全科目の評定平均値3.2」に変更している。

【AO 入学選考】

A0 入学選考は、本学で学ぶ意欲・適正・目的意識等を重視して選抜を行う入学試験制度として位置づけ、一般選考、社会人選考、一芸一能選考の3つに区分されている。平成25(2013)年度のA0 入試は、前年度と同様に5回実施している。なお、一般選考と社会人選考の対象者の違いを明確にするために、平成24(2012)年度入試より社会人選考の出願要件に年齢要件を設定し「入学時現在で満21歳以上」としている。

【留学生入学試験選考】

外国籍を有し、学習意欲の高い留学生を対象とした入学試験制度で、前期(12月)と後期(3月)の2回試験を実施している。この試験では、日本語能力の担保のために、出願資格として「日本語能力試験 N2以上」または「日本留学試験(科目:日本語)225点以上(記述含む)」の「取得者」、または、「それに準ずる日本語能力を有する者」としている。

【編・転入学選考】

協定校編入学試験、編入学試験(外国人留学生)、転入学試験(外国人留学生)において 外国人留学生の日本語能力の担保のために、出願資格として「日本語能力試験 N2 以上」ま たは「日本留学試験(科目:日本語)225点以上(記述含む)」の「取得者」としている。

【大学院】

法学研究科

入学志願者に対する周知・募集は、8月に行われる学部オープンキャンパスと併せて、

また 11 月には企業政策研究科と合同で大学院だけの個別進学説明会を行っている。日程はホームページで周知するほか、過去に受験した者には案内を送付する等きめ細かな対応をしている。なお、ホームページでは他大学(大学院)と比べても教員の詳細な履歴を紹介して、志願者の選択に資するよう配意している。

学生の募集は、秋期(9月)と春期(3月※26年度入試から企業政策に合わせ2月)の年2回にわたって募集を行っている。選抜方法は、書類審査(受験資格審査)、筆記試験及び面接試験(専攻科目の教員と他に一人の教員とで行う)の成績を総合して判定する。筆記試験及び面接試験の成績が一定の基準に満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しない。

入学試験の形態としては、一般入学試験(大学卒業見込者・大学卒業後3年未満の者に対して行われ、専攻法律科目とその他の法律科目または英語の2科目による筆記試験と面接による)、社会人入学試験(大学卒業後3年以上または実務経験2年以上の者を対象に行われ、専攻法律科目による筆記試験と面接による)、外国留学生試験(外国人留学生に対して行われ、専攻法律科目による筆記試験と面接による)がある。

企業政策研究科

企業政策研究科では、秋期(7月)と春期(2月)に入学試験を行っている。選抜方法は、 書類審査(受験資格審査)、筆記試験及び面接試験(専攻科目の教員と他に一人の教員とで 行う)の成績を総合して判定する。筆記試験及び面接試験の成績が一定の基準に満たない 場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しない。

入学試験の形態としては、一般入学試験(大学卒業見込者・大学卒業後3年未満の者に対して行われ、英語または小論文と専攻科目の2科目による筆記試験と面接による)、社会人入学試験(大学卒業後3年以上または実務経験2年以上の者を対象に行われ、英語または小論文による筆記試験と面接による)、外国人留学生入学試験(外国人留学生に対して行われ、小論文と専攻科目による筆記試験と面接による)がある。

入学志願者に対する周知・募集は、8 月に行われる学部オープンキャンパスと併せて、また 11 月には法学研究科と合同で大学院だけの個別進学説明会を行っている。日程はホームページで周知するほか、入学試験要項を請求した者には案内を送付する等きめ細かな対応をしている。

学部からの入学志願者確保のため、学内推薦制度を設けており、学内掲示や学部の履修 説明会等で周知している。平成26(2014)年度春期募集学内推薦入学試験では、学部から 初めての出願があり、2人が入学する予定である。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-2】法学研究科志願者・合格者一覧

【資料 2-1-2】大学院修士課程入学試験要項・学内推薦入学試験要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学士課程】

本学の過去4年間の入学定員数・入学者数・収容定員数・学籍在籍数は「表2-1-2入学

定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧(過去4年間)」に示すとおりである。年度によって変動があるものの、収容定員に対する在籍者数の割合は、平成25(2013)年度においては、法律学科96%(99%)、経済学科92%(101%)、経営学科76%(82%)、国際関係学科73%(72%)となっている(カッコ内の数字は前年度)。法律学科と経済学科は、入学定員を充足できなかったが、収容定員はほぼ維持することができた。また、経営学科と国際関係学科については、入学定員も収容定員も充足できなかったものの国際関係学科の入学者数には復調の兆しが見えている。

表 2-1-2 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧(過去 4 年間)

学部	学科		平成	22 年度			平成	23 年度			平成	24 年度			平舟	成 25 年度	
子即	字科	定員	入学	収容	在籍	定員	入学	収容	在籍	定員	入学	収容	在籍	定員	入学	収容	在籍
法	法律	180	183	770	612	180	192	710	658	180	175	720	714	180	158	720	693
425	総合実践法※1)	_	1	220	76	_	_	80	35	-	-	-	9	-	_	_	2
経済	経済	150	207	680	653	150	137	610	624	150	122	600	606	150	113	600	549
形至 ()F	経営	130	112	650	465	130	103	560	466	130	78	520	428	130	73	520	397
国際関係	国際関係	140	86	680	443	140	108	595	433	140	94	560	402	140	106	560	408
国際商※2)	国際ビジネス	_	-	-	1	_	_	-	-	-	-	_	_	_	_	_	_
四际间深2)	アジア共生	_	_		1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

^{※1)} 法学部総合実践法学科は平成21年4月より学生募集を停止し、の卒業を待って廃止する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-3】大学ホームページ

【資料 2-1-4】平成 25 年度入学試験要項

【資料 2-1-5】大学要覧

【資料 2-1-6】九州国際大学 2013GUIDE BOOK

【資料 2-1-7】入試・広報委員会議事録

【資料 2-1-8】各学部教授会議事録

【大学院】

法学研究科

法学研究科の入学定員は10人であるが、収容定員確保については、平成25(2013)年度は秋(前期)春(後期)入試合わせて9人が入学した(税法専攻)。税法専攻が多いのは税理士試験科目一部免除制度があることが大きいが、税理士の入学等専門教育修得を目的とする者もあり、卒業後は福岡・北九州の地域の税理士として活躍しており、人的な連帯を保ちながら地域貢献している。

企業政策研究科

入学定員確保のために学内推薦制度の活用や進学説明会実施等広報活動に努めている。

^{※2)} 国際商学部は平成17年4月より募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

また、現状に応じた入学定員にするために、入学定員 20 人を 10 人に削減することを文部 科学省に届出ている。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

【学士課程】

入学者の受け入れ方針については、今後も大学ホームページ等を利用して学外への広報を強化するとともに、オープンキャンパスや進学説明会等の機会を通じて周知に努める。さらに、入学試験制度及びその内容については、アドミッションポリシーに沿った見直しを今後とも進め、受け入れ態勢の更なる整備を図るとともに、本学独自の奨学金制度の充実を図り、優秀な人材の確保に努める。また、経営学科や国際関係学科については、教育内容が多くの受験生に理解されるよう、広報促進ツールとしてフェイスブックやコミュニティラジオの魅力ある配信、さらには進学説明会及び高校訪問等による学生募集活動をより一層強化することにより、定員充足に努める。

【大学院】

法学研究科

法学研究科の構成は、資格取得(税理士試験科目免除)に結びつく税法が大半となっている。より多様性を高めるため、「特修プログラム」等学内から進学する方法についても積極的活用を図る。広報については、オープンキャンパスの受験相談会のほか、ホームページの構成・表現にも工夫をし、法学研究科の実態・意図が広く的確に伝わるようにする。

企業政策研究科

入学者確保については、入学定員の見直しを行い、平成25(2013)年9月9日に文部科学省に入学定員を20人から10人に削減することを届出ている。入学者確保のために社会人及び学部学生への大学院紹介を積極的に行うことを継続し入学者増加に努める。また、学部学生については、学内推薦入学制度を活用し、大学院への進学を推奨する。

開設当時には社会人学生が多く入学してくることを想定していたが、最近の社会人の受験者減少については、時代の変化にどのように対応すべきか、いくつかの視点より分析が必要であり、教育目標と人材養成の見直しの議論を引き続き行う。

2-2 教育課程及び教授方法

≪2-2の視点≫

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【学士課程】

本学は、各学部・学科ごとに教育研究上の目的を明確に定め、教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)として『大学要覧』及び大学ホームページに掲載している。

また、学則第26条から28条において教育課程の基本構成を定めている。本学の教育課程は、この規定に基づき共通教育科目、専門教育科目と特別教育科目に分けて編成し、授業は講義、演習、実技もしくは実習のいずれかにより、またはこれらの併用により行っている。

なお、単位制度の趣旨を踏まえて、キャップ制を設けており、全学部共に卒業要件単位数を 124 単位とし、また各年次各学期に習得できる適切な履修登録単位数の上限を 24 単位としている。

法学部

法学部の教育課程の編成方針と教育方針(カリキュラムポリシー)は、ディプロマポリシーに対応した①法的思考力の養成、②課題解決への取組み・知識活用を促すためのプレゼンテーションや協同学習の重視、③資格取得目標、キャリアプランの設定や達成意欲の養成の3点(以下、編成方針①②③という)を掲げており、内容については大学ホームページ等において明示している。

経済学部

経済学部の教育課程の編成方針と教育方針(カリキュラムポリシー)は、ディプロマポリシーに対応した次の3点として明確化されている。すなわち、①「現実社会の事象を独自に分析できるように科目を基礎、発展、応用と順序だて、経済学、経営学、会計学を体系的に履修させる」こと、②「社会において役立つ資格取得やキャリア形成について目標を自ら設定し、スポーツ指導者の資格取得を目指す等目標の実現に向けて努力する場を提供」し、「あわせて簿記検定や経営学検定をはじめとする資格試験の合格に向けて支援する」こと、③「コミュニケーションとプレゼンテーションの能力を高め、人間関係を構築するトレーニングの場として演習を重視し、また卒業研究を学修の総括として位置づける」ことと明確化されている。

また『平成23-24年度自己点検・評価報告書』課題A(1年以内に取り組み解決すべき課題)において「経済学科及び経営学科としての3つのポリシーについて検討中であり、できるだけ早く確定していく」として示した。カリキュラム改革ワーキンググループにおける検討を経て平成27(2015)年入学者向け新カリキュラムとあわせて、両学科の3つのポリシーが教授会において承認された。

国際関係学部

国際関係学部の教育目的は学則に掲げるとおり、国際関係学の専門的・体系的知識に基づく基礎的な思考力を修得させるとともに、複雑化、多様化する国際社会のグローバリゼーションに対応しうるグローバル・リテラシー(国際対話能力)を備えた人材を養成することにある。これを実現するため、国際関係学科を設置し、ディプロマポリシーに対応し

たその教育課程の編成方針と教育方針(カリキュラムポリシー)は表 2-2-1 のとおり明確 化されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】本学の教育課程編成方針

【資料 2-2-2】シラバス

【資料 2-2-3】九州国際大学中期計画概略図

【資料 2-2-4】本学の教育理念

【資料 2-2-5】修学規程 第8条

【大学院】

法学研究科

法学研究科の教育目的は、「九州国際大学大学院学則第2条」及び「九州国際大学大学院法学研究科規則第1条の2」において定められている。すなわち、学部の実学教育の伝統を基礎に置き、学修意欲に溢れる幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、社会の多方面で活躍する高度専門職業人を養成することである。この教育目的を踏まえてディプロマポリシーに対応した教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)が定められており、また、大学ホームページ上で公開されている。そこで、これによって教育課程編成方針の明確化が確保されていると評価できる。

企業政策研究科

企業政策研究科の教育目的は、「九州国際大学大学院学則第2条」及び「九州国際大学大学院企業政策研究科規則第1条の2」において定められている。すなわち、学部の実学教育の伝統を基礎に置き高度専門職業人を養成することである。この教育目的を踏まえてディプロマポリシーに対応した教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)が定められており、また、大学ホームページ上で公開されている。そこで、これによって教育課程編成方針の明確化が確保されていると評価できる。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 【学士課程】

最初に、本学の教育課程の現状(平成25(2013)年度)を説明すると、法学部、経済学部及び国際関係学部の教育課程は、「共通教育科目」、「専門教育科目」「特別教育科目」から編成されている。

その中の「共通教育科目」について説明すると、次のとおりである。

「共通教育科目」は、「教養教育科目群」、「外国語科目群」、「留学生科目」によって編成され卒業要件単位数は、34 単位と定めている。「教養教育科目群」は、一般教養を身につける授業科目を配置し、「人文(20科目)」、「社会(10科目)」、「自然(9科目)」の3つの大きな分野と「実技(3科目)」、「キャリア科目(4科目)」及び「総合(8科目)」という区分で授業科目が配置されている。キャリア科目の「キャリアデザイン」は、1年次の必修科目となっており、「教養教育科目群」から22単位を選択修得しなければならない。

九州国際大学

「外国語科目群」は、必修科目の「英語 $I \cdot II$ 」の4単位と選択科目の「実用英語 $I \cdot II$ 」、「総合英語 $I \cdot II$ 」、「英会話 $I \cdot II$ 」、「フランス語 $I \sim IV$ 」、「ドイツ語 $I \sim IV$ 」、「中国語 $I \sim IV$ 」、「韓国語 $I \sim IV$ 」、「インドネシア語 $I \sim IV$ 」、「語学実習 $A \cdot B$ 」の内、8単位を選択修得しなければならない。外国語科目群の授業科目は、週2回の授業となっている。

選択科目の英語は、習熟度別でクラス分けされ、英語を除く他の言語は、グレード制となっている。グレード制を敷くことにより、より高い学習成果を目指すため、初級・中級・上級の段階を追って学習するしくみを取っている。

「留学生科目」は、外国人留学生に開設する科目となっており、「日本事情 I・Ⅱ」を 修得した場合、教養教育科目群の単位を修得したものとし、必修科目の「日本語 I~Ⅳ」 8単位を修得した場合、外国語科目群の選択科目として振替えている。

なお、平成25 (2013) 年度においては、本学の教育方針により一層即した教養・専門教育を実行に移すためのカリキュラム改革に取り組んだ。そのカリキュラムは、平成26 (2014) 年度からスタートすることになるが、この共通教育科目と特別教育科目の具体的な改革は、次のとおりである。

< 共通教育科目>

共通教育科目に関しては、従来は「教養教育科目群」、「外国語科目群」、「留学生科目」という大区分であったのに対し、教育理念(1)に謳われている「一人ひとりを大きく育てる教育」を具現化するために新たに基幹教育科目群を設け、その中の下位区分に「基礎・情報科目」と「外国語科目」を配置した。

「基礎・情報科目」には、演習科目から「入門セミナー I・II」を必修科目として置く他に、学生に日本語リテラシーと情報リテラシーの重要性を体得してもらうための工夫を凝らした。以前は実技科目、教養教育科目、及び総合科目に散らばっていた「情報処理 A・B」、「文章表現」、「知の技法」といった科目を基礎・情報科目に集約・準必修化することで、基礎・情報科目の重要性をわかりやすくカリキュラム上に明示した。基礎情報科目における新設科目として、「教養基礎 A」、「教養基礎 B」がある。新設の両科目では、以下 4 点を設置意図としつつ、それぞれ 3 人の専任講師がリレー方式にて講義を行うことによって、専門科目群を受講するに当たっての前提となる基礎教養事項を学ぶことが目指されている。①学士力形成に向けた大学における学びの世界への誘い。②身近なものが学問の対象になっており、そこに深く・楽しい領域が存在することへの気づきを与える。③世界の事象が相互に連関しており、自分もその網の目の中にいることへの気づきを与える。④批判的思考力の基礎を学ぶ。

基礎・情報科目では、必修科目である「入門セミナー I・II」を含めて8単位を最低必要単位とすることによって、学生に習得してほしい基礎学力を明確に伝えようとしている。また、上記の基礎・情報科目と共に新たに基幹教育科目群の中の位置付けとなった外国語科目は、本学の考える基幹教育科目が基礎科目・情報科目・外国語科目であることが明示されることによってその存在意義をより明確にされたといえよう。教養英語科目については、「実用英語 I・II」、「総合英語 I・II」、「英会話 I・II」の6科目を「英語(リーディング)」、「英語(ライティング)」、「英語(日常英会話)」、「英語(ビジネス英会話)」と名称変更して受講生に分かり易くし、科目数を4科目にスリム化した。

教養教育科目群の区分見直しも行い、科目の名称変更・スリム化を図ると共に、区分間

九州国際大学

のバランスにも留意して、学生が履修しやすいように配慮した。教養教育科目群に関しては従来の(人文)・(社会)・(自然)の三分類を(人間)・(歴史・地理)・(文化・芸術)・(社会)・(自然)の四分類とし、本学の教養教育の理念に歴史・地理と文化・芸術が欠かせないことをはっきりと示すようにした。その上で、科目のスリム化を図ると同時に(39科目から34科目)新設または名称変更の科目を以下の通りとした。「倫理思想」、「地理学」、「比較文化論」、「都市環境」、「惑星科学」、「自然科学概論」、「科学史」。

教養特殊講義科目を充実させ、学部主導の日本語リテラシー教育(「教養特殊講義 5・6」) を全学部で開講すると共に、先端教養人間セミナーを行う「教養特殊講義 7」を新設した。 公務員試験等を受験する学生の基礎学力を鍛える基礎学力向上プログラム(「教養特殊講義 1・2」) は、実施状況を点検確認した上で改善・改訂した。

キャリア科目については、キャリア科目群として独立させ、その位置づけをはっきりとした。

実技科目もその充実を図るために独立の実技・実習科目群とし、新たな区分の元で、「フィールドワーク・実践 A」、「フィールドワーク・実践 B」、「フィールドワーク・実践 B」、「海外語学実習 B」、「海外語学実習 B」、科目を新設した。

留学生科目は反対に、独立の区分を外して、「日本事情 I」は「日本文化」、「日本事情 II」は「日本経済」、「日本語 I~IV」は外国語科目の中に組み入れ米印を施すことによって留学生科目であるとの表記とした。

<特別教育科目>

特別教育科目の中に外国語特別教育プログラムを新設し、全学部の学生が英語系と韓国語系の外国語の特別教育を受講できる道を開いた。また、スポーツ指導員科目をスポーツ特別教育科目とし、若干の科目変更を行った。

大学全体における授業方法の工夫・開発のためには、後で述べるようなFD活動を行っている。また、上記特別教育科目の項でも記したように、制度的に従来は国際関係学部学生に限られていた「PC English Training」等の英語や韓国語のe-learningの授業を全学の学生が受講することが出来るようなカリキュラム上の改革をすることによって、受験生に対しての本学の魅力を増す工夫を行った。

<シラバスにおける工夫>

全授業科目について「シラバス」を作成している。作成に当たっては、年度ごとに「シラバス作成について」及び「シラバス記載要綱」文書を教務委員会で審議・決定し、シラバスに含めるべき事項とその詳細についてガイドラインを定めている。各教員はそのシラバス記載要綱に沿ってシラバスを作成し、授業内容に応じた必要事項を記入している。各学部教務委員(代表1人を含む3人)は、シラバスが当該年度の「シラバス記載要綱」に従って記入されたかどうかのチェックを行い、必要に応じて書き直してもらっている。最終的には教務部長のチェックをもって大学のウェブサイト上の専用ポータルサイト(KIUポータル)に掲載し、学生・教職員に公開している。また学生は、登録した最初の授業に出席する際は、印刷されたシラバスを配布され、教員から詳細な説明を受けている。

<アクティブ・ラーニング (AL) の導入>

本学では AL 教室を設置して、ゼミナール等でアクティブ・ラーニング型の授業形態を導入し始めたのは、平成 22 (2010) 年であった。平成 25 (2013) 年度には AL 教室も 4 教室

体制となり、全学的にゼミ教室として利用されるようになっている。稼働率としては資料にあるとおりであるが、同じ学部の同学年では同一時間帯にゼミが組まれているので、すべてのゼミにアクティブ・ラーニング型教室が行き渡っていない状況にあり、これは次年度に新たにアクティブ・ラーニング型教室を6教室追加することによって解消の見込みが立っている。また講義においてもアクティブ・ラーニング型の授業を取り入れる教員数は増加している。このように本学では、講義や演習にアクティブ・ラーニング(グループワーク等)を導入して教育方法の向上を図ると共に(中期計画:教育力の強化と授業の改善④参照)、学生間のチームワークや自主性を育成し、知識の深い理解と定着に向けて授業の工夫を行っている。

法学部

教育課程については、教育課程編成方針に沿うように、次のような体系的編成をしてい る。すなわち、編成方針①のため、1年次に「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法入門」、「法律学入門」、 「民法総則Ⅰ・Ⅱ」等の基礎科目を配置するとともに、2年次においては、「行政法総論Ⅰ・ II」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論 I · II」、「契約法総論·各論」、「刑法総論 I · II」、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」等の1年次科目の発展科目を配置し、3年次以降においては、「環 境法Ⅰ・Ⅱ」、「税法総論・各論」、「地方自治法」、「会社法Ⅰ・Ⅱ」等の先端的・展開的科 目を配置することで、学年ごとに科目内容の複雑・高度化に合わせた積上げ的な法的思考 力の養成をしている。編成方針②で重視しているプレゼンテーションや協同学習について は、演習で実施している。演習は、「入門演習」(1年次)、「基礎演習」(2年次)、「専門演 習 A」(3 年次)、「専門演習 B」(4 年次) というように学年ごとに配置し、課題解決の姿勢・ 意欲の喚起、知識活用力を段階的に引き上げるようにしている。また、編成方針③のため に、リスクマネジメントコース用科目(「リスクマネジメント入門」、「リスクマネジメ ント総論・各論」等)を特別教育科目として配置(社会実習等の一部科目は、特殊講義・ 実習群に配置)し、資格取得・不動産管理コース用科目(「不動産特別法」、「不動産規 制法」等)については履修しやすいように2年次以降の専門科目の中に含めている(一部 科目は、法職・資格講座科目として資格講座群で配置)。これら科目について、再設定し た卒業認定・学位授与に関する方針(ディプロマポリシー)に合わせて、有機的・体系的 に履修させるため、「法学部学びのイメージ図」(例えば、「憲法 $I \cdot II \rightarrow$ 「行政法総 論 I · II 」→「地方自治法」等の履修順序図)を学生に提示している。

また教授方法の工夫・開発については、次のような取組みを行っている。すなわち、編成方針①のため、授業研究会を発足させ、月1回実施し、教員全員参加のもと、各教員の授業内容を題材に、授業設計・評価方法の研究を行っている。この研究会は、同時に、合格率・失格率に問題のある教員の授業改善にも役立てている。あわせて、編成方針①のための授業環境の改善や、編成方針②のために、SA(ステューデント・アシスタント)を利用しているが、その利用効果や効率をさらにあげるため、SA 利用基準を策定した。また、編成方針②のためにアクティブ・ラーニング教室を活用している。そのほか、編成方針③に関連して、資格試験受験に没頭するあまり就職活動をしない学生を生み出さないよう、資格と就職の関係について理解できる内容の座談会を企画実施した。

【エビデンス集・資料編】 【資料 2-2-6】修学規程

経済学部

教育目的と教育課程編成方針に即して次のような体系的教育課程を編成している。

1年次に文章作成・読解能力とコミュニケーションスキルを培うために必修科目として少人数の「入門セミナー I・II」を配置している。入門的科目として経済学科に「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」「経済政策論入門」を配置し、経営学科に「簿記論入門」、「簿記論」、「経営学入門」を配置している。2年次には各分野の基礎的科目と、3年次以降にはそれらの発展・応用科目を設置している。これにより経済・社会問題や企業・人間行動について分析する能力の養成を図る。さらに、実践的な思考・判断能力を高めるために各種実習科目を配置している。少人数の「経済演習 I・II」「経営演習 I・II」「総合演習 I・II」を配置し専門知識と論理的思考の深化を図る。学習の集大成として4年次に「卒業研究」を配置している。

『平成23-24年度自己点検・評価報告書』課題 A (1年以内に取り組み解決すべき課題)として、「今後の課題は、1年次学生の学ぶ専門基本科目の量と質(科目の選定)を再検討し、必修化に回帰することである」と設定した。平成27(2015)年度入学者を対象とした新カリキュラムにおいて両学科共通科目群として「経済社会を生きる力」を設置した。具体的には「ビジネスマナー」、「社会生活のしくみ」、「日本経済のしくみ」、「簿記論入門」、「ビジネスのための法律入門」及び「北九州学」であり、社会人としての教養を培うことを目的とした必修科目である。

また経済学科学生を対象とした「地域づくりコース」、経営学科学生を対象とした「ビジネスリーダー・コース」と「ビジネスアカウンティング・コース」の3コースを設置している。

『平成 23-24 年度自己点検·評価報告書』課題Aにおいて「各コースの充実と特徴の明 確化を企図して行く」と示した。地域づくりコースにおいて取り組んだ主な行事は、リー ダーズウィンタースクール(12月26日~27日福岡県立青少年自然の家「玄海の家」参加 学生数 8 人 1 年生、市内地域活動の見学(1 月 18 日北九州ほたる館カブトガニ自慢館、参 加学生数 16 人 1 年生)、八幡自慢マップ作製のための住民交流イベント (3 月 11 日~12 日八幡駅前さわらびガーデンモール八幡、参加学生数4人1年生)、2013年度調査活動報 告書完成報告(3月25日八幡東区役所、参加学生数3人3年生)、とであった。またビジ ネスリーダー・コースにおける取り組みは、地域づくりコースと共同で行ったリーダーズ ウィンタースクール (12月 26日~27日福岡県立青少年自然の家「玄海の家」参加学生 6 人)、のほか、北九州エマージェンシードリル(2月11日~13日ふれあいの家北九州、参 加学生スタッフ 19 人)であった。後者の内容としては、災害に関するグループワークやチ ームで協力しながら震災時を想定したサバイバルミッションをクリアしていくこと。それ によって、震災時に役に立つ知識と非常時においても他者に配慮し、適切判断や行動をと ることができるようなリーダーシップ能力を育成することを目的とした。これらの行事を 通じて既存コースの充実が図られた。また平成27(2015)年度新カリキュラムにおいて新 たに「企業人養成コース」とスポーツ学生を対象とした「ビジネスアスリートコース」を両 学科に新設する。また平成 26 (2014) 年度からビジネスアカウンティング・コースの学習 が進んだ学生を対象とした科目として「会計学特講」を新設した。

入門演習担当者会議と 2·3 年ゼミ担当者会議を定期的に開催し出席状況や成績に問題のある学生の把握だけでなく、教材や授業運営方法等に関する論議を進めている。さらに入門演習の標準的カリキュラムと共通教材の作成を目的とした経済学部初年次教育研究会を平成 25 (2013) 年に設置し文章表現力の育成を中心とした教材開発を進めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-8】修学規程

【資料 2-2-9】学則

【資料 2-2-10】2013 年度履修ガイド

【資料 2-2-11】経済学部だより、第1号、2013年3月

【資料 2-2-12】大学ホームページの経済学部学生ブログ

【資料 2-2-13】地域づくりコース関連新聞記事

- ①『読売新聞』平成26年3月26日
- ②『西日本新聞』平成26年4月1日
- ③『西日本新聞』平成26年3月18日
- ④『毎日新聞』平成26年3月18日
- ⑤花見マップポスター

国際関係学部

国際関係学部国際関係学科の教育課程は、「共通教育科目」、「専門教育科目」及び「特別教育科目」から編成されている。共通教育科目は、3 学部共通の科目として設置され、大学生としての一般教養を身につける教養教育科目群、必修の英語科目を含む外国語科目群及び留学生科目から構成される。専門教育科目は、導入教育としての修学基礎科目群をはじめとして国際関係の基礎から発展までを学ぶ基礎、基幹、展開の科目群とともに、学部の履修コースとしての英語、ハングル、観光ビジネス、国際協力を学ぶ科目が配置されている。そしてこれらコースと連結するプロジェクト研究科目群や実習科目群、実務スキル科目群、資格検定講座科目群等が配置されている。特別教育科目は全学共通の副専攻であるスポーツ指導員科目及び学部の教職教科科目のうち自由履修単位として卒業要件単位に算入できる教職教科科目から構成されている。

教育課程の各科目群の学習目的や授業科目、履修すべき単位数については、毎年1年次 生に配付する「履修ガイド(国際関係学部・1年次)」で説明している。

教授方法の工夫・開発としては、初年次教育の充実強化、アクティブ・ラーニングやサービスラーニングの要素を取り込んだ授業運営、e-learningのソフトを利用した英語学習等に取り組んでいる。具体的な取り組みの概要については、学部のニュースレター(年3号発行)にて詳細に紹介しているが、主要な取り組みを列挙すれば次のとおりである。

① 初年次教育における「入門セミナー I・Ⅱ」の共通テキスト『マナビのトビラ』(学部教員全員で平成24(2012)年度執筆)の活用、授業の一環として6月に山口徳地青少年自然の家にて1泊2日の合宿、ゼミ別のプレゼン大会の実施。

九州国際大学

「夢カフェ」においては、先輩から体験談を聞き、少人数で話し合うキャリア形成。 「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」においては、3 クラスに分けて、グループワークやプレゼン等 双方向授業を重点的に実施と共通の参考書を作成・配付。

- ② アクティブ・ラーニングにおいては、グループワーク、双方向、課題探求型等アクティブ・ラーニングの要素を取り込んだ授業運営。「ホスピタリティ・マネジメント」、「異文化コミュニケーション入門」、「対人コミュニケーション論」、「ビジネス・コミュニケーション論」、「観光ビジネス論」、「ファシリテーション演習」、「国際協力実践論」、「NGO実践論」等の科目にて実施。
- ③ サービスラーニングにおいては、カンボジアに絵本を贈るプロジェクト(国際協力コース)、観光ビジネス「仕事旅行」の立案企画(観光ビジネスコース)、ハングル版・小倉街歩きマップ作成(ハングルコース)、中学生英語学習支援(英語コース)等。
- ④ e-learning においては、「PC English Training」「PC TOEIC Training」において e-learning ソフトを活用。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-14】学則

【資料 2-2-15】修学規程

【資料 2-2-16】2013 年度履修ガイド(国際関係学部・1 年次)

【資料 2-2-17】学部だより 05~13 号

【資料 2-2-18】マナビのトビラ

【資料 2-2-19】 もっと知りたくなる国際関係学(国際政治)(第2版)】

【資料 2-2-20】もっと知りたくなる国際関係学Ⅱ(国際経済とグローバル社会)(第4版)

【資料 2-2-21】第 4 回観光シンポジウム

【大学院】

法学研究科

受講体制については、法学研究科開設以来大学院設置基準の14条特例を採用している。 これは、社会人入学者が多く、勤務後に受講するという実態も考慮し、夜間の時間帯にシ フトした科目配置となっている。

上記の一般的な入学・受講体制(2年間での修士号取得)の他に、向学心はあるが十分な時間が取れない者等のために、「科目等履修制度」を平成8(1996)年度から導入している。また在学生と大学院を繋ぐ役割を期待されるものとして、「学部聴講生制度」を平成17(2005)年度、「特修プログラム制度」を平成21(2009)年度から導入している。「学部聴講生制度」は、一定以上の成績で面接により選考された法学部3年以上の学生が大学院法学研究科の講義を受講するものである(単位認定はない)。「特修プログラム制度」は、同じく一定以上の成績で面接により選考された法学部3年以上の学生を対象とするが、4年時に口述試験により選考され、4年生から学部の講義と並行して一定の範囲内で法学研究科の受講ができ、卒業とともに大学院法学研究科に進む5年一貫プログラムとなっている。

実績については、「学部聴講生制度」は実績なく、「特修プログラム制度」は平成22(2010)

年度に1人が入学したが、修了しないまま退学している。「学部聴講生制度」は「特修プログラム制度」を考える学生が大学院の状況をリスクなく体験できるものであり、法学研究科委員会において、教員から専門演習等を通じて優秀な学生を把握し、その制度の周知に努めている。

企業政策研究科

企業政策研究科の教育課程編成方針は、次の三項目である。

- 1.企業の主体的行動や組織を研究する経営政策研究と企業の外部環境を研究する企業環境研究とにかかわる社会科学系科目によって、専門的な企業実務能力を養成する。
- 2. 自己の研究課題を主体的に追求し、その研究成果を修士論文として完成させる研究能力を養成する。
- 3. 自己の専門性の追求とともに、企業政策研究にかかわる学際的な視野を養成する。 以上に規定された経営政策研究、企業環境研究、企業政策研究にかかわる科目として、 「経営政策関係科目」群、「企業環境関係科目」群、「企業政策関係科目」群が編成され ている。また、修士論文の完成のために、「研究指導」が設定されている。さらに、教授 方法の工夫として各科目の講義と演習が区分されている。なお、平成 26 (2014) 年 1 月 15 日開催の企業政策研究科委員会においてカリキュラム改革案が審議された。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

【学士課程】

本学の独自基準 A「地域社会貢献」について全学で共通する科目の設定に教務委員会と 学生サービス委員会が協力して取り組む。

平成 26 (2014) 年度より実施される共通教育科目の大きなカリキュラム改革についての 点検と検証を行い、その利点と問題点を明らかにしつつ、FD 委員会と教務委員会が協力し て、引き続き、教育改革に取り組む。

法学部

編成方針①と編成方針②でかかげた能力(②についてはリテラシー能力(問題解決力)、コンピテンシー能力(協同能力)を効率的に養成するにあたっては、その養成に不可欠な科目の履修について学生を誘導する方策について検討する。また、編成方針③を効果的に達成するためには、リスクマネジメントコース、資格取得・不動産管理コースで履修すべき科目をカリキュラムの専門教育科目群の中で明示する工夫について検討する。

そこで、専門科目群の 71 科目を 39 科目まで削減して、科目の選択必修化を図るとともに、各コースで履修すべき科目を専門教育科目群の中で明示した新しいカリキュラムを作成準備している。このカリキュラムは、平成 26 (2014) 年 4 月から実施する予定である。なお、このカリキュラムにおいては、コンピテンシー能力を段階的に高めるため、「キャリアチュートリアル $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II} \cdot \mathbf{II} \cdot \mathbf{IV}$ 」を各学年に配置し、あわせて再設定ディプロマポリシーの実現にあたり必要な読み書き能力育成のための科目「法律学基礎セミナー」を 2 年次に配置している。このカリキュラムの成果については、今後検証する。

経済学部

①学科別の3つのポリシー作成

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを経済学科と経営学科との学科別に再検討した。カリキュラム改革ワーキンググループにおける検討を経て平成27(2015)年入学者向け新カリキュラムとあわせて、両学科の3つのポリシーが教授会において承認された。

②カリキュラム改革

平成27 (2015) 年度新カリキュラムにおいて、社会人基礎力を培うための科目群として「経済社会を生きる力」を設置する。構成科目は、「ビジネスマナー」、「社会経済のしくみ」、「日本経済のしくみ」、「簿記論入門」、「ビジネスのための法律入門」、及び「北九州学」であり、これらを必修科目とする。新カリキュラム作成にあたり、日本学術会議における経済学及び経営学の標準的カリキュラム指針に関する論議を踏襲し、これらにそった科目体系とするため、経済学または経営学の基礎的科目群と各分野別科目群とへ科目の編成替えを行い、履修モデルとコースとの科目対応を明確化した。

③コースの充実と特徴の明確化

既存の経済学科の「地域づくりコース」及び経営学科の「ビジネスリーダー・コース」、「ビジネスアカウンティング・コース」に加え、スポーツ学生を対象とした「ビジネスアスリートコース」と民間企業への就職を目指した「企業人養成コース」を両学科に設置し、卒業後の進路を明確化する。

国際関係学部

平成 26 (2014) 年度より教育課程の内容の充実と質の向上を図るため、新カリキュラムを導入する。国際関係学部の専門教育科目については、コース科目と国際関係学固有の科目の配置を整理し、入門科目群にコース入門科目を配置するとともに、コース科目群を配置し、英語、ハングル、観光ビジネス、国際協力の4つの履修コースで学ぶ科目を明確化する。教授方法の工夫・開発をするための方策については、現在の取り組みをさらに強化していくために学年別ゼミ担当者会議等の場を活用して継続的な情報交換・審議を重ねていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-22】修学規程(2014年4月改正)

【資料 2-2-23】平成 27(2015)年度カリキュラム

(平成26年3月19日経済学部教授会承認)

【大学院】

法学研究科

「特修プログラム」については、前回の『自己点検・評価報告書』の課題 A であったように、学部 4 年時から演習担当者が関わる等指導体制を高めて修士論文作成まで責任を持って修了させる。「特修プログラム」は、彼ら自身の満足度を高め、大学院を身近なものとするとともに、税理士試験科目一部免除を目的として税法専攻に偏りがちな法学研究科に

おいて、多様な科目専攻者が集まることによりバランスのとれたものとなるメリットがある。そのための働きかけを継続して行う。

企業政策研究科

大学ホームページ上での公開だけでなく、「大学院学生便覧」及び「大学院案内」においても、教育課程編成方針を掲示するように改善していく。

学際的な視野を養成するために実習(工場見学、体験学習、アクティビティ等)または調査(アンケート、巡検等)を取り入れた科目が設定できないか検討する。また、中期的課題として 3~4 年後の企業政策研究科の再編の方向性について中長期プロジェクト会議及び企業政策研究科委員会で議論を続けていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-24】「九州国際大学大学院学則」

【資料 2-2-25】「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」

【資料 2-2-26】「大学院学生便覧」

【資料 2-2-27】「大学院案内」

【資料 2-2-28】「2013 年度企業政策研究科委員会議事録」

2-3 学修及び授業の支援

≪2-3の視点≫

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び 授業支援の充実

【学士課程】

学習支援及び授業支援に関しては、学部を基本組織として、大学運営協議会や教務委員 会等で全学的な調整を図りながら、具体的対策を取っている。

履修指導は、1年次生に対しては、入学式後に全学部とも共通の大学生活の一連のガイダンスの中で、修学(履修含む)に関するガイダンスを行い、その徹底を図っている。また、学部単位で1泊2日のフレッシャーズ・ミーティング(新入生への学外オリエンテーション)を4月上旬に実施し、学部別の履修指導も行っている。その指導内容は、学生の学修意欲の促進を期して、履修順序、履修モデルの提示から、各授業科目の指導にまで及んでいる。フレッシャーズ・ミーティングは、大学生活のスタートを円滑にし、1年次セミナー担当教員や上級生のスチューデント・アシスタントとも楽しみながら親睦を深める

ことが出来る機会として参加者からも好評である。

在学生に対しては、全学部ともに共通の日程で各学期の開始前に各学部・年次別に履修 指導を2回にわけて時間を十分にとって実施している。1回目に前学期の成績通知書の配 付とともに、時間割表、履修上の注意事項等を配布し、卒業要件や必修科目等の重要な科 目の履修を説明している。その際、個別具体的な質問が受けられるように学務事務室職員 のみならず、教員である教務委員も出席し、履修に関する個別の相談も受けられるように 配慮している。

1) ゼミ担当者会議等

各学部・各学年次にゼミ担当者会議が定期的に開催され(多くの場合月に1度のペースで)、学生の出席・欠席状況や支援が必要な学生についての情報を担当学年度ゼミ教員全員で共有することによって、横断的な支援が可能になっている。

2) 副担任

また特に1年次セミナー(平成25 (2013)年度までは各学部で名称は異なる)に関しては、全学的に教員と職員の協働による学修支援体制をとっており、副担任制度として平成23 (2011)年度に発足させた。これは、1年次セミナーの運営に対して大学職員が参加し、上級生(スチューデント・アシスタント)と共に、初年次の学生に対して様々な支援を行う制度である。一人ひとりの学生が本学で学び、成長したいという気持ちをもってもらえるように、担任・副担任が情報を共有し、協力しながら支援の活動を展開している。欠席の多い学生を把握し、個別面談等を複数のスタッフで行っている。

3) オフィスアワー及びスタディー・スペース

全学的に制度化されている学修支援及び授業支援の仕組みとしてオフィスアワー制度がある。全教員は一週間のうち、2コマ分(180分)を学生への学習支援と授業支援のために、登録して公開することが義務づけられている。1コマ分は、自分の研究室において通常形態のオフィスアワーを実施するが、もう1コマ分は全学共通の学習支援空間として平成24(2013)年度に発足したスタディー・スペースと呼称される自習及び学修支援室において学生対応に当たっている。本学は、学生の学修意欲を高めるため、集いながら学べるスペースとして、一部の教室を改修し、「勉強の仕方がわからない、授業が理解できない」等の学修面の不安や学生生活全般に関する相談を行なうオープンな場としてスタディー・スペースを設置した。教員のオフィスアワーの1コマをスタディー・スペースで行うことで、多様化した学生により細やかな指導ができる環境整備を行っている。

教員はそれぞれ待機時間帯を学内掲示及びインターネットにおいて公表し、支援希望の 学生の相談に応じることになっている。

4) 成績相談会

各セメスター終了時に成績が確定した段階で、取得単位数が15単位以下の学生については、保護者を交えて成績相談会を行っている。全教員が面談対象者と保護者を交えて面談を実施し、成績不振に至った問題点の掘り起こしと改善策の提言を行っている。県外の長崎、熊本、鹿児島には年一回、直接出向いて保護者の利便に配慮して個別面談も行っている。

5) SA(Student Assistant)の活用

本学では、平成23(2011)年度より全学部の1年次セミナークラス(平成25(2013)年

度まで各学部によって「入門演習」、「入門セミナー」等呼称が異なっていたが、平成 26 (2014) 年度より「入門セミナーI・II」に統一されることになる。)に SA を導入してきた。これは中教審答申に沿った取組みとして導入されたものであるが、とりわけ従来の授業形式を双方向的な授業、グループワーク形式の授業へとシフトさせ、授業の活性化を図る目的で始まったものである。教員から推薦された優秀な学生がその任にあたっており、グループワークの補助、資料作成の補助や先輩としてゼミ学生のよき相談役として活躍している。

6) 留年者への対応

過去4年間の留年者の推移は、ほぼ横ばいの状況であるが、留年する学生の大半は、成 績不振によるものである。

成績不振者に対しては、年2回の成績相談会を開催し、保護者を交えて成績表を基に成績不振となった原因を探っている。講義への出席状況や講義には出席しているが単位が取れていない場合等、なぜ単位が修得できなかったかの原因を明らかにし、その学生に応じたきめ細やかな指導を行っている。

7) 退学者への対応

過去4年の学科ごとの理由別退学・除籍者数は、表 2-3-1 のとおりである。過去4年の本学の退学者数 (除籍者を含む) 及び退学率の推移は、3 学部全体で平成22 (2010) 年度が162人、7.2%、平成23 (2011) 年度が153人、6.9%、平成24 (2012) 年度が138人、6.4%、平成25 (2013) 年度が132人、6.4%であった。ここ4年間の推移は、全体としては退学者 (除籍者を含む) 及び退学率が低下する傾向が見える。この退学者の減少傾向は、この間の全学での真剣な教育改革と各学部の授業改善やゼミの指導体制の強化等様々な努力が少しずつ成果を上げてきていることの結果であると評価している。

本学では、少人数教育を導入しており、入門演習において担任・副担任制を敷き、学生の SA を配置することで、きめ細やかな教育を行った結果、退学者は、減少傾向にある。各学部の演習担当者会議では、欠席の多い学生や悩みを抱えた学生のケア等についての対応策を検討し、情報交換を行っている。学生ひとりひとりの修学状況や生活状況を把握し、適切な指導を行うことで退学者防止にも繋がると考えている。多様な学生が入学してくる中で学生が満足できる教育を構築し、成績不振に陥ることなく学べるよう対応に努めている。

→ /-3-1 16/2 • IT ## → /// /H TA	表 2-2-1	退学.	除籍者数推移
----------------------------------	---------	-----	--------

学部	学部 学科		H23	H24	H25
〉 〉 → → → ¬	法律学科	37	27	37	29
法学部	総合実践法学科	9	3	4	2
経済学部	経済学科	43	40	49	50
座伊子司	経営学科	38	43	25	28
	国際関係学科	35	39	23	23
国際関係学部	国際ビジネス学科	0	0	_	_
	アジア共生学科	0	1	_	_
	計	162	153	138	132

8) 留学生に対する学修支援

外国人留学生に対し、授業科目履修方法の特例に関する規程を設けている。留学生科目を開設することにより、日本をより理解させると共に日本語能力の向上を図り、またこれを代替履修することによって履修上の負担の軽減を図っている。

9) 学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

全学的に学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとしては、拡大自治会連絡協議会と学長会見がある。拡大自治会連絡協議会は年に2回程開かれ、学生の意見を直接聴取する場として機能していると共に、学長会見に向けての意見の整理・集約の場としても機能している。学長会見は年1回開催され、拡大自治会連絡協議会にて整理・集約された学生からの要望に対して、大学執行部が回答する場として機能している。その他正式な制度として大学に組み込まれていないが、全国的な学生FD活動にも参加している学生FD組織が本学において「しゃべり場」活動等を行い、学生の意見を教職員と分かち合う活動を続けている。

法学部

教員と職員の協働による学修支援及び授業支援については、1年次入門演習の運営に職員が副担任として参加する全学的な副担任制度があり、この制度の位置づけと実施内容については、平成23(2011)年より法学部独自の方針を打ち出し実施している。

その方針提示のねらいは、副担任制度を使って、職員による学生対応の質・サービスを向上させるとともに、学生の学内人間関係の充実を図ることにある。すなわち、その制度により、退学率の抑制・低減を目指そうとするものである。具体的には、学生と職員の定期的面会、職員による学生の授業出欠状況のチェック、職員のゼミ活動への参加等である。また、これに合わせて、本学カウンセラーによる「学生への窓口づくり」と題した学生との人間関係づくりの指導ノウハウが、平成23 (2011) 年当時出された。

職員の入門演習への配置は、学務事務室長が担当し、演習担当教員と職員相互の学生指導歴(学生指導歴の長短による組合せ等)を考慮の上、実施している。なお、副担任制度の活動実態の紹介とその振り返りについては、入門演習担当者会議の中で実施し、改善を積み重ねている。

また、TA 等の活用による学修支援及び授業支援については、入門演習に関して、SA を入れて運営を補助させることで、新入生に対して上級生が学修・授業にわたる今後の学生生活全般について指導する体制が全学的につくられている。この制度については、新入生の学生生活の躓きを抑えて、退学率の低減に結び付ける意図がある。法学部においては、新入生研修 (FM) に参加した協力学生を「入門演習」の SA として採用することで、FM において構築したゼミ内の人間関係を維持しつつ、ゼミの学修効果を高める工夫をしている。さらに、学修において困難を伴う学生等がいるゼミについては、SA の 2 人体制をとって指導体制の充実化をはかっている。入門演習 SA の業務内容は、基本的にゼミ運営の補助であるが、その他、ゼミ生の授業履修相談、成績相談、進路相談、人間関係の相談等、多岐にわたる。なお、SA の活用実態とその振り返りについては、入門演習担当者会議の中で実施

し、改善を積み重ねている。

経済学部

FD 関連会議に事務職員が出席し情報共有とカウンセラーへの引継ぎ等協働の仕組みができている。「入門演習」には事務職員が副担任としてかかわるほか、TAとして学生スタッフを活用している。さらに経済学部ゼミナール連合会の役員学生が学内プレゼンテーション大会の司会・運営だけでなく、日本学生経済ゼミナール参加窓口として活動しており学修支援において大きな活力となっている。

学生への教員対応記録を共有化するため、従来の学修支援の一つである PASS (Project of Achievement Support for Students) にかわり KIUーポータル上にエクセル形式の新しいファイルを立ち上げた。また特別育成型学生については別途ファイルを作成し育成課程をフォローしている。

学部 FD 委員会において教育方法の改善に関わる様々な議論を行ってきたが、特に退学者対策を中心に検討した。その成果の一つが上述の新ファイルである。

国際関係学部

1 年次の「入門セミナー I・Ⅱ」には、すべてのクラスに事務職員を副担任として配置するとともに上級生を SA として配置し、学修及び授業の支援についての組織的な協働関係を構築している。

さらに教員と職員の協働は、学部の全学生の履修状況(出席・欠席状況、成績等)の把握と助言・指導を要する学生に対する学修支援においても行われている。学務事務室の職員が学部の全学生の履修状況一覧を学年ごとにゼミ単位で集計した資料を作成し、その資料は学年別に実施されるゼミ担当者会議(PASS(Project of Achievement Support for Students)会議)においてゼミ担当教員間の情報共有、意見交換、対応が必要な学生への措置等の検討のためのベースとなっている。これらの取り組みは、中途退学者防止等への対応にもなっており、教職員協働を強化している。

SAは、入学直後の新入生合宿(フレッシャーズ・ミーティング)、「入門セミナーⅠ・Ⅱ」での学外合宿研修(山口徳地青少年自然の家)、English Camp(英語合宿)等においても活用されており、SA学生が企画・準備段階から実施段階まで参画して、教員との協働関係を構築している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】待機時間設定の資料及びスタディー・スペースの説明資料

【資料 2-3-2】拡大自治会連絡協議会

【資料 2-3-3】学長会見

【資料 2-3-4】フレッシャーズ・ミーティング事後アンケート

【資料 2-3-5】学生 FD 活動

【資料 2-3-6】国際関係学部だより 11~12 号

【大学院】

法学研究科

法学研究科の教員は、法学部の教員の中から資格審査委員会(法学研究科で選出された 3人の委員)による資格審査を経て講義を担当する教員(更なる審査で論文指導する教員)が決められる。科目開講に当たっては、これらの教員が法学部で担当する科目を大学院でも担当することになる。法学部(法学研究科)教員の転出・退職等で担当科目に欠員が出た場合、原則に従って法学部教員から選考するのが望ましいが、法学部での担当科目数との調整もあり難しいこともある。この場合、外部からの非常勤講師が科目を担当することもある。特に法学部出身者でない学生については幅広く基本的な法律科目を学習することが必要であり、学生の要望に応えられるような科目配置に努めている。

企業政策研究科

企業政策研究科では、大学院担当教員及び大学院担当事務職員からなる「企業政策研究科委員会」を毎月定例で開催している。そこにおいて、大学院担当教員と事務職員は議題、審議事項を共有し、協働して学生の指導及び学修支援に取り組んでいる。新入生対象のオリエンテーションでは教員と事務職員が共に説明に当たっている。教員だけでなく事務職員も学務事務室において学生の時間割作成や奨学金制度等の相談にも応じている。教員は、授業時だけでなく、オフィスアワーにおいても学生との交流が可能な体制となっている。また、「九州国際大学大学院奨学生に関する取扱内規」及び「九州国際大学大学院留学奨学生に関する取扱内規」によって大学院学生の学修支援が経済面から図られている。さらに、大学院学生には大学院生共同の研究室が割り当てられ、各自の机及びロッカー等が配置されて学修の充実を確保している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-7】九州国際大学大学院法学研究科担当教員審査に関する細則

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

【学士課程】

1)「基礎教育センター」の設置

本学は、「一人を育てる、一から育てる。」を教育の基本方針として掲げてきた。この学生一人ひとりを大切に育成するというこの教育方針を明示的に実行・推進していく学習支援機関として「基礎教育センター」を平成26(2014)年4月1日に設置することとした。 基礎教育センターは、学修支援・授業支援の観点から、高校で学んだ学習内容の理解が

基礎教育センターは、学修文接・授業文接の観点から、高校で学んだ学習内容の理解が不十分であることや大学の授業が分からないといった在学生一人ひとりに正面から向き合うことで、学生が抱えている問題を解決していく機関であり、学生が希望する進路へと大きく前進することが出来るように、多角的な学習支援を実施していく。

2) スタディー・スペースとの相互作用

スタディー・スペースの学生利用状況は、全体としてみると着実に利用者数を増やしてきているが、その内訳を詳細に分析すると、自習者と窓口への質問が増えているのに対し、 教員への質問は減少傾向にあることが分かる。また、グループ学習者は一定の割合で利用 している。これは潜在的には相談希望者・学習希望者が存在するにも拘らず、あえて教員 へ質問に行かずに窓口職員に相談したり、自習やグループ学習に向かっていることを示している。そこで、「基礎教育センター」をスタディー・スペース内に設置し、相談し易い雰囲気のセンター所員を配置することで、学生からのアプローチを容易にし、またスタディー・スペースで引き続きオフィスアワーの1コマ分を待機する教員にも学生からの相談予約という形で学生からの利用頻度を高める。

3) 共通教育科目のカリキュラム改革との連動

2-2-②において述べたように、平成 26 (2014) 年度から共通教育科目及び各学部の専門教育科目においてカリキュラム改革が実行されることになる。今回のカリキュラム改革の柱の一つが基礎学力の向上に資する学習支援体制の充実にある。また、そこで落ちこぼれそうになる学生を支援する仕組みとして、「基礎教育センター」を活用する。

4) 部活動・サークルの監督・顧問との協同作業に向けて

中途退学者を減らすためには多面的なアプローチが必要である。本学においても一定の 割合を占めている部活動・サークルから離脱していく学生が退学にいたるようにしないた めにも、部活動・サークルの監督・顧問との緊密な連絡のネットワークを形成していく。

法学部

前述した副担任制度については、職員による学生対応の質・サービス向上のための意識 改革をさらに進める必要があることと、演習担当教員と職員とのゼミ運営に関する密接な 連携をつくりあげることで、職員の本来業務に支障を来さない範囲で、役割分担の明確化 を図る必要がある。そのためには、演習担当教員と副担任との合同ミーティングを実施す る。

また、入門演習 SA については、その効果を見極めるため、今後も継続して、入門演習担当者会議において、その活用方法の検討と効果の検証を積み重ねる。

経済学部

- ①『平成 23-24 年度自己点検・報告書報告書』の課題 A において示した 3 つのポリシーを 学科別に再検討するという課題については、平成 27 (2015) 年度新カリキュラムとあわせ て教授会の承認を得た。
- ②初年次教育を中心として基本的科目の構成を再検討し、必修科目を増やす方向で科目履修体系を組みなおすことが、平成27(2015)年新カリキュラムとして実現した。①と②についてはスムースな実施に向け努力していく。
- ③プレゼンテーション教育を充実させるため標準的教授方法と共通教材の開発に取り組む。

国際関係学部

中途退学者防止の観点から、これまでの初年次教育に加えて、成績不振者を減らす対応策として入学直後に大学での学修の基本的スタディスキルの一つである「文章を書く」能力を高めるための指導を一層強化する。具体的には平成26(2014)年度より教養教育科目群の「教養特殊講義」において、レポート・課題等の書き方を指導するアカデミック・ライティング的な文章作成指導の授業を行う予定である。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-8】基礎教育センター関連規程集

【資料 2-3-9】スタディー・スペース学生利用状況

【資料 2-3-10】平成 27 (2015) 年度カリキュラム (平成 26 年 3 月 19 日経済学部教授会承認)

【資料 2-3-11】平成 26 年度修学規程

【大学院】

法学研究科

多様な目的で法学研究科を専攻する者(法学部卒でない者も多い)に対して、基本的科目を始めとする必要な法学(企業関係・行政関係)科目を提供することは、修士論文の指導と併せて重要な使命である。法学部の教員の中から大学院法学研究科の教員を選考して講義を担当させることから、教員の転出・退職等により必要な科目の指導・講義が出来なくなることのないように学部との連携に努め、適格の教員は時宜を失せず選任し、場合によっては外部からの非常勤によることも含め、学生に対してサービスの低下を来さないようにする。

企業政策研究科

企業政策研究科は、修士課程のみの大学院であるため、TAの確保については難しいところがある。しかし、大学院のTA制度も整備されていないので、その制度設計を検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-12】九州国際大学大学院奨学生に関する取扱内規

【資料 2-3-13】九州国際大学大学院留学奨学生に関する取扱内規

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

≪2-4 の視点≫

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【学士課程】

1) 単位認定、成績の評価基準

本学では、定期試験を春学期と秋学期の各学期末に試験期間を設けて実施している。 授業科目の成績評価は、定期試験やレポート等による成績を表 2-4-1 成績評価基準のと おり5段階で評価し、C(60~69点)以上を合格として単位を認定している。

表 2-4-1 成績評価基準

(学部)

	点数[区分		評価の表示方法(a)	評価の表示方法 (b)	合否	
1 0 0	\sim	9 0	点	AA	_		
8 9	\sim	8 0	点	A	_	∧ +6	
7 9	\sim	7 0	点	В	_	合格	
6 9	\sim	6 0	点	С	_		
5 9	\sim	0	点	F	_		
				欠席	定期試験放棄で不可	不合格	
				失格	出席不良で不可		

2) 進級

本学では、進級制度は設けていないが、2年次終了時に卒業に必要な修得単位数が40単位に満たない学生は、3年次及び4年次配当の授業科目を履修することができない等の(演習科目の履修は認めている)単位制限を設けている。

3) 卒業要件と卒業認定

法学部、経済学部及び国際関係学部の卒業要件は、表 2-4-2 に示すように科目区分により定められた単位数を修得して合計 124 単位を修得することとしている。学生には、入学時に配付する「学生便覧」に教育課程表や修学規程を掲載し、卒業要件等の周知を行っている。さらに各学期の履修説明会で教育課程表を配付し、教育課程表に基づき履修登録を行うよう指導を行っている。学生は、各学期の定められた履修登録期間に履修科目を登録することになっている。単位制限については、修学規程第8条に明示しており、1年間に

履修登録できる単位数は、上限 48 単位とし、各学期に履修登録できる単位数は、上限 24 単位となっている。卒業及び学位の授与は、学則第 37 条に定める期間在学し、所定の単 位を修得した卒業要件を満たした者について、教務委員会、教授会の審議を経て、学長が 学士の学位を授与する。

表 2-4-2 卒業に必要な単位数(学部)

	法学部	経済	学部	国際関係学部
	法律学科	経済学科	経営学科	国際関係学科
共通科目	34 単位以上	34 単位以上	34 単位以上	34 単位以上
専門教育科目	78 単位以上	84 単位以上	84 単位以上	81 単位以上
自由履修単位	12 単位以上	6 単位以上	6 単位以上	9 単位以上
合計	124 単位	124 単位	124 単位	124 単位

4) 編入学者の単位認定

本学に編入学した場合は、「単位換算認定基準に関する規程」に基づき単位認定を行っている。前在籍大学・短期大学等の成績証明書に基づき、本学に開設する授業科目に相当するとみなされる授業科目について62単位を上限として認定している。認定の審査については、教務委員会において各学部の教育課程との整合性を審査した上で教授会の議を経て認定を行っている。

5) 他の大学または短期大学における授業科目の履修に係る単位認定

本学では教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した 授業科目について修得した単位を 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修 により修得したものとみなして単位を認定している。認定の審査については、教務委員会 において審査をした上で教授会の議を経て認定を行っている。

6) 入学前の単位認定

本学では教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学において 履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得した ものとみなして単位を認定している。認定の審査については、教務委員会において審査を した上で教授会の議を経て認定を行っている。

7) 科目等履修生

科目等履修生について、学則第 12 条の規定に定められた入学資格を有する者に限り受け入れを行っている。科目等履修を希望する者は、申請後、教務委員会において審査の上、教授会の議を経て許可している。受講の申請をできる総単位数は、原則として年間 30 単位を限度とし、半期の受講の場合は、15 単位を限度としている。申請時に単位が必要かどうかの確認を行い、必要な者には単位修得証明書または成績証明書を交付している。

8) 研究生

研究生について、学則第 44 条に基づき、「研究生規程」を定め受け入れを行っている。申請者に対し、選考時に面接を実施し、研究生を出願する条件として大学院への進学を目指す者としている。研究生を希望する者は、申請後、教務委員会において審査の上、教授会の議を経て学長が入学を許可している。受講後、指導教員は、研究生報告書を提出し、教務委員会において、修了認定の可否を審査し、教授会の議を経て学長が修了認定を行う。修了認定を受けた者には、研究生修了証明書を交付する。

9) GPA 制度

本学では、GPA 制度を導入し、学生への履修指導や学習支援の指標としている。選択語学を履修登録する際には、履修希望者の内、GPA の上位者を優先して履修登録を行っている。また、教職課程において、3年次以降に開設される教職に関する科目の履修は、2年次までの修得単位数の合計が66単位以上であり、成績評価のGPAが2点以上の場合のみ認められる。

GPA の算出方法 表 2-4-3 は、各学期の履修登録科目に各科目の GP (「AA (4点)」「A (3点)」「B (2点)」「C (1点)」)にそれぞれの科目の単位数を乗じて得た値の合計を履修登録科目の合計単位数で除して得た値としている。

表 2-4-3

※ GPA=[(科目単位数)×(科目で得たGP)]の総和÷(履修登録単位数)の総和

10) シラバス

本学でのシラバスには、「ねらい」「講義概要」「達成目標」「準備学習等」「授業計画」「評価方法」「評価基準」を明示し、学生にとって学習計画を立てるために役立つ内容となっている。学生に科目を学ぶ意味・意義を示すことで学生の興味・関心を高めることを意識して記述している。シラバスは、初回の授業で受講生に配付し、シラバスを丁寧に説明することによって学生は、受講スケジュールや受講の課題、留意点、達成目標を知ることになり、学生の理解を得るように工夫している。

【大学院】

1) 修了要件と修了認定

本学では、学則第 18 条に基づき、法学研究科と企業政策研究科の修了要件は、「大学院に2年以上在学し、第15条に定める単位を修得し、かつ以下の要件を充足するものとする。」 と規定している。

- (1) 法学研究科においては、学位論文、課題研究報告書または研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。
- (2) 企業政策研究科においては、学位論文または研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。単位の認定方法は、九州国際大学大学院法学研究科、企業政策研究科規則に定めている32単位を修得しなければならない。学生は、所定の授業科目について研究指導教員の担当する講義4単位、演習4単位及び研究指導4単位を含め合計32単位以上を修得

するものとする。演習授業科目の単位修得の認定は、筆記、または口述試験、若しくは研究報告等により評価される。

授業科目の成績評価は、レポート・討論等による成績を成績評価基準 表 2-4-4 のとおり4段階で評価し、可(60~69点)以上を合格として単位を認定している。

J	点数[区分		評価の表示方法(a)	評価の表示方法 (b)	合否	
	\sim		点	_	秀		
1 0 0	\sim	8 0	点	_	優	合格	
7 9	\sim	7 0	点	_	良	口作	
6 9	\sim	6 0	点	_	可		
5 9	\sim	0	点	_	不可		
				_	_	不合格	
				_	_		

表 2-4-4 成績評価基準 (研究科)

2) 学位論文の作成と提出

修士課程の学位論文の提出については、「九州国際大学学位規則」に定めている。修士課程の学位論文(以下「修士論文」という。)または課題研究報告書は、在学期間中に提出しなければならない。修士論文を提出しようとする者は、課程修了予定の1年前までに、大学院学則12条に定める授業科目について、20単位以上を修得しなければならない。修士論文等の提出に関しては、研究科規則において定められている。演習の担当教員を指導教員とし、履修科目及び修士論文、課題研究報告書その他について研究指導を受けるものとしている。提出する修士論文は、「修士論文作成要領」に基づき、作成、提出する。

3) 学位論文の審査と最終試験

提出された学位論文の審査は、指導教員を主査とし、別に副査を2人定め、当該研究科委員会の議を経て審査する。

修士課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ修士論文等を提出した者について行い、提出された修士論文等を中心とし、これに関する研究領域について、口述試験により行う。修士論文審査結果について、当該研究科委員会に報告され、修了判定を審議する。

4) 科目等履修生

科目等履修生について、学則第19条の規定に定められた入学資格を有する者に限り受け 入れを行っている。科目等履修生として学修することを志望する者があるときは、履修希 望科目の担当教員の承諾を得た上で研究科委員会において選考し、学長が許可する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】九州国際大学大学院法学研究科規則

【資料 2-4-2】企業政策研究科規則

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

【学士課程】

単位認定、卒業要件等の基準については、学則に基づいて、厳正に運用され教授会で審議して卒業を認定している。学生が充分な成績を修めるために、授業時間だけではなく事前・事後の学修が不可欠であるが、シラバス項目の「準備学習等」で自己学習の方法等を明示し、学生の興味・関心を高める授業時間を充実したものにするために、教室外での学習方法・内容について授業の中で具体的に指導を行っていく。試験の実施を含む適正な成績評価システムは、引き続き検討する。

また、シラバスの「評価基準」の欄に任意ではあるが、昨年の試験問題を簡潔に明記するようになっている。学生への試験問題の正解や模範解答の開示等も視野に入れつつ、厳格な成績評価の仕組みを引き続き検討する。

【大学院】

単位認定、学位論文の審査は適正に行われ、学則に基づいて、修了が認定されている。 法学研究科は直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、企業政策研究科 については、必要な教員の確保に努力しながら、科目の充実を中心に引き続き検討する。

2-5 キャリアガイダンス

≪2-5の視点≫

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、文部科学省の学生支援推進プログラムにも採択された本学独自のキャリア形成支援プログラムたる「KIU-SPICE」の構築により、学生の社会的・職業的自立に関する支援を積極的に推進してきた。本プログラムは、①学部教育を通じ就職観・職業観の涵養及び就職力、社会人基礎力、人間力を育成するキャリア教育と、②学生の就職活動を実践的に支援するキャリアサポートにより、大学教育の質的保証と学生の主体的な人格形成を伴った揺るぎのない社会人基礎力・就職基礎能力を育み、もって生涯を通じ自分らしさを活かせる自立した主体的社会人の育成を目的とする。併せて、本プログラム参加学生の「ニート 0、就職率 100%」実現を目指すものである。

まず、体系的キャリア教育においては、学生自らに内在する能力を最大に引き出すべく、 学生に自己発見の機会と新鮮な知的刺激(スパイス)を適宜提供しつつ躍動的に展開され る正課授業としての「キャリアデザイン」(入門編)、「キャリアプラン」(基礎・応用 編)、「キャリアプラン実践」(実践編)を基盤に、その成果の定着を図るために、模擬 試験やワークショップを連動して設け、次に、学理と現実の隙間を埋める重要な架け橋と なるインターンシップを組入れ、さらに、教養基礎科目全般の底上げを狙う「基礎学力向 上プログラム」と、個々人の習熟度を見据えて個別対応も可能な「寺小屋プロジェクト」 を配置し、より完成度の高い体系的構築を図った。

次に、キャリアサポートでは、まず、1)就職活動に不可欠な実践的技能を効率よく速修するため、a)自己分析(自己発見・自己理解)、b)履歴書・エントリーシート作成法、c)ナビ活用法、d)業界・企業研究、e)筆記試験対策、f)面接対策等を主たる構成内容とする「就職活動支援講座」を設け、次に、未曾有の経済不況下の内定獲得の起爆剤として、2)元企業人事採用担当者を就職アドバイザーに起用した「就職なんでも相談」の設置、併せて、採用企業の新規開拓等の新戦力として、3)社会保険労務士を就職アドバイザーとして投入、また仲間が一堂に集い切磋琢磨する、4)就活合宿研修の実施のほか、5)学内企業合同面談会の開催、6)学外企業合同説明会への学生の参加支援、さらには情報面からの強力な支援策として、7)モバイル情報一斉配信システムの導入等を行い、より実効性重視の構成にしている。

また、本プログラムは、本学の教育理念を端的にキャリア教育の中に具現化したものであって、学長主導の下、キャリア支援室及び就職対策委員が中心となり全学的体制で実施されている。

本プログラムの最終目標は、参加学生の「ニート 0、就職率 100%」の実現ではあるが、 もっとも、就職率 100%実現は現実的には厳しいものがある。そこで、個別的な各プログ ラムの参加者数及び満足度、並びにその推移はどうか等の観点からの評価も導入して評価 に現実味を持たせた。以下、かかる観点から本プログラムについて自己評価を行う。

参加学生の就職率の観点から本プログラム全体での評価をみてみると、平成23 (2011) 年度78.5%、平成24 (2012) 年度82.0%、平成25 (2013) 年度94.8%の就職率であり、年々向上しているものの最終目標100%には相当程度の隔たりが生じている。しかしながら、年度別の各プログラムの参加人数、満足度の観点からみると、いずれもほぼ確実な進展がみられ、参加学生の就職意欲やモチベーションの維持向上の度合いが如実に伝わってくる。その点では、本プログラムの実施につき一定の意義があったと評価できる。そこで、以下では、年度別の主要なプログラム毎に、参加人数、満足度及びその推移等を示しつつ、点検・評価を行う。

①就職アドバイザーによる「就職なんでも相談」

相談件数は年々増加し、平成23 (2011) 年度1,780件、平成24 (2012) 年度1,669件、平成25 (2013) 年度1,947件と推移し、3年間の合計は5,396件である。学生の相談内容としては、就職活動全般に関することから、履歴書の記入方法や面接対策、エントリーシートの記入等、多岐に渡っている。相談件数は、確実に進展をみせており、この制度の重要性、貢献度の大きさが窺える。相談を通じ、学生は就職するには何をどうすればよいか、の明確な指標をもって臨めることから、非常に効果的な就職活動の展開が図れたこと、同時に、企業選択におけるミスマッチを可及的に防止でき、"やりたい仕事ができる"を各人においてかなり実現できた点は大きい。

②社会保険労務士の就職アドバイザー活用

社会保険労務士は、企業の人事・労務の専門家として日々企業と密接に交渉し、関わる。 その専門性を背景とした人脈や交渉力による採用企業及びインターンシップ受入企業の新

規開拓並びに各企業・団体との一層の連携強化を通じて、全体的な就職率向上に大きく貢献している。

③実践的キャリアサポートプログラム「就職活動支援講座」

年度別受講生数は延べ、平成23 (2011) 年度972人、平成24 (2012) 年度1,806人、平成25 (2013) 年度1,608人となっており、本学の就職活動支援プログラムの根幹となる。例年の受講者数も安定している。一般的・総合的な学士力も含めた社会人基礎力、就職基礎能力の養成は、本学にとって喫緊の課題であって重要不可欠なこと、参加学生にとっては、厳しい就職活動に挑む自信と意欲的な姿勢が形成できた点で高く評価できる。これは参加学生の過去3年間の満足度調査結果の全体の平均値において、85.5%が「大変満足~満足」との回答からも裏付けが得られる。また、エクステンションセンター(キャリア支援室の組織の一部)講座による就職活動に直結する宅地建物取引主任者等々の講座受講者における資格合格率も概ね全国平均を上回っており、この点も評価できる。もっとも全国平均を下回る講座は、原因及び対策につき抜本的な分析・検討を要する。

④リアルタイムに就職情報提供「モバイル情報一斉配信システム」

配信件数の年度別総数は、平成23 (2011) 年度934 件、平成24 (2012) 年度975 件、平成25 (2013) 年度635 件で、学生への配信数は3年間で延べ2,544 件にも及んでいる。精度の高い求人情報をリアルタイムで配信することで、適時性を発揮した就活が展開できた結果、より多くの内定を確保でき、この点高く評価できる。

⑤体系的キャリア教育

体系的キャリア教育の理論面での導入編に該当する「キャリアデザイン」については、 必修としての位置付けを確保し、その結果、履修登録者数、単位取得者数も年度毎で安定 しており、履修登録者数でみると、平成23 (2011) 年度681人、平成24 (2012) 年度456 人、平成25 (2013) 年度521人となっている。これにより、就職観や職業観から始まり社 会人基礎力までの資質・能力が段階的に育成されるので、自ら考え行動する自立した主体 的社会人として、積極的に就職活動を展開する基礎が形成でき、他の講座への参加者が増 える等の副次的効果も得られ一定の評価を得た。しかし、次のステップである「キャリア プラン」等へのスムースな移行に不十分さがみられる。この点は今後検討する。

⑥筆記試験対策「寺小屋プロジェクト」

本企画の特徴は、多数の受講生を対象としつつも個別指導の持ち味を生かす点にある。個別対応による苦手意識の強い一般教養の底上げと、厳選採用下における内定及び各種試験等の合格に向けた的確なアドバイス等が得られた点評価できる。この企画は、理想的な学習形態の一つといえるが、講師の力量如何にかかわる部分も大きい。着想については相当に評価できる反面、評価の定着には実績による裏づけが必要であり、継続して検証する。

⑦共通テキスト『KIU キャリアサポートガイドブック』

本ガイドブックは、体系化されたキャリア教育を一冊に集約して取り纏めたものであり、 統一のとれた理論展開のための講義テキストとしては勿論、各プログラム相互の連携や講 師間の担当領域相互間の調整にも大きく貢献した。

⑧インターンシッププログラム

参加学生数は、平成 23 (2011) 年度 65 人、平成 24 (2012) 年度 96 人、平成 25 (2013) 年度 72 人で、参加学生数は増加傾向にある。学生の過去 3 年間の満足度調査結果の全体の

平均値において、87.7%が「大変満足~満足」との回答を得ている。また、参加学生のアンケート調査からは、アルバイト感覚とは異なる責任の重みや社会人の仕事に対する意識の高さ等、実際に現場に出ないと実感できない、貴重な体験を得ている。受入企業からの参加学生に対する評価等も学生にとって大きな自信と意欲に繋がる。これらの点でもかなり評価できる。今後も行政機関、大学、商工会議所等の団体、インターンシップ受け入れた企業で構成されている「九州インターンシップ推進協議会」と連携しつつ、学生の多様なインターンシップ受入企業の要望を実現すべく努力する。

⑨学外企業合同セミナー等への参加支援

ミスマッチを避け、"本当にしたい仕事ができる"ためには各企業との面談が欠かせない。しかし、期間が限定されている就職活動における個人的対応には限界がある。

そこに企業合同説明会・企業合同セミナー等の意義があり、就職活動にとり、この機会 確保は極めて重要であって、現実的にもその参加支援により、参加学生の"本当にしたい 仕事ができる"を実現する機会が充足された点評価できる。

⑩就活合宿研修「就勝ステップアップ合宿研修」

例年、40 人程度の学生が参加している。参加学生の満足度調査においても「大変満足及び満足」との回答が、平成23 (2011) 年度92.0%、平成24 (2012) 年度93.9%、平成25 (2013) 年度96.0%と非常に高い。当該研修の質の高さと有益性、すなわち、多数の仲間が一堂に会し共同生活を営む中で、実践的な社会人基礎力、人間力、就職力の向上確保ができたことが端的に示され高く評価できる。

①学内企業合同面談会

学外企業合同セミナーの場合と同様、限定された期間内での就職活動にとって、機会の 確保及び学内開催による参加費用の負担軽減を図れた点評価できる。

②企業と地元大学の交流会

福岡県、北九州市等の地方自治体(行政)が主催する地元企業の交流会に積極的に参加し、行政関係の動向や地元企業の情報収集を行っている。交流会に参加し、今まで接点のない企業ともパイプを作ることによって学生の新たな就職先の開拓に役立っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

本プログラム自体の精度・完成度は、全体的にかなり高い。しかし、結果的に当初目標の達成には至っていない。主要因は、教学と一体化したキャリア教育が不十分であること及び、各プログラムへの参加率の低さにある。そこで、次の項目にてその改善・向上方策について説明する。

まず、平成26 (2014) 年度の3年生より就職協定が変更され、就職解禁日が4か月後ろ倒しになることに伴って、本プログラムの見直しが必要であり、見直しに合わせて、以下の項目・内容にて、積極的な取組を実施する。

1) ①「就職活動支援講座」と「キャリアプラン実践」をセパレートさせることによって、「就職活動支援講座」の内容を精査し、よりコンパクトに必要な内容を凝縮させ、学生が受講しやすいように変更する。また、「キャリアプラン実践」は正課授業として運営し、3年生に対して講座(就職支援)と講義(教学)の両面から学生の就職活動をサポートする。②学内業界研究セミナー、③学内企業合同面談会、④就職ミニガイダンス(ゼミ出前講座)

- への積極的自主的参加の奨励とゼミ単位での出欠確認の励行を教職員一丸となって行う。
- 2) 低学年からの体系的キャリア教育として、「キャリアデザイン」(1年次・必修)、「キャリアプラン」(2年次・選択)、「キャリアプラン実践」(3年次・選択)、「インターンシップ」 (2・3年次・選択)の積極的受講奨励を図る。
- 3) 基礎学力向上を図るため、入学前教育や低学年からのアセスメントテストの実施、「基礎学力向上プログラム」(正課授業)、「筆記対策講座」等の積極的受講を促す。
- 4) ゼミ生の進路状況調査の徹底を図る。
- 5) 卒業者の離職状況について調査する。在社確認を行うことによって、最新の企業毎の在職者が確認できるため、在学生による 0B 訪問等の活用に期待できる。また、本調査は同窓会と協力して実施し、既卒者と大学のネットワーク構築に努める。

また、今後の中・長期的展望として、まずは、当プログラムの実施から得られた成果を、 検証を踏まえて発展的に継承し、参加学生の就職率 100%の実現に努める。次に、本プロ グラムを汎用性あるものに再構築を図りつつ、最終的には学士力や大学の教育力向上も視 野に入れた実効性のある独自の教育体系の構築を図りたい。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-9】就職相談室等の利用状況

【表 2-10】就職の状況(過去3年間)

【表 2-11】卒業後の進路先の状況(前年度実績)

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】KIU キャリア形成支援プログラム「KIU-SPICE」基礎資料

【資料 2-5-2】就職手帳

【資料 2-5-3】「KIU-SPICE」キャリアナビマップ(大小)

【資料 2-5-4】KIU キャリアサポートガイドブック

【資料 2-5-5】親子でキャリアガイダンス

【資料 2-5-6】インターンシップ実施報告書

【資料 2-5-7】「KIU-SPICE」チラシ

【資料 2-5-8】「KIU-SPICE+1」プログラム紹介チラシ

【資料 2-5-9】大学紹介リーフレット

【資料 2-5-10】KIU キャリア形成支援プログラム「KIU-SPICE」リーフレット

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2-6 の視点≫

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【学士課程】

本学では、基準2-4でも説明したように、学修達成度の基準判定により学習成果を適切に評価するとともに、GPAにより学修状況を明確にし、各教員が成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行っている。それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学習成果を修めた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している。また、厳密な成績評価と学生への日常のきめ細かな指導で、個々の学生の修学状況と教育目的への到達状況を把握し、それを1年生の場合は入門演習教員と副担任で、2年生以上の学生の場合には教員はゼミ担当者会議等を通じて情報を共有し、学修指導の改善に活かすように努めている。

本学では、基準 2-8 においても説明するが、平成 15 (2003) 年度より、毎年、各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために学生の授業アンケートを実施している。12 項目の共通質問事項と学生による自由記述欄の記入から構成されている。共通質問項目は後日、集計・分析され、FD 委員会を経て、各教授会にて公表される仕組みとなっており、全学で教育目標の達成に取り組み、点検・評価するように努め、また授業改善に向けたフィードバックに努めている。

本学では、教員免許状、司書教諭資格、司書資格を取得できる教育課程が編成されている。これら教員免許・資格の取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握し、点検・評価の指標の一つとして活用している。平成24(2011)年度と平成25(2012)年度の免許・資格取得者数は、次の表のとおりである。

表 2-6-1	平成 24 年度学部学科別教育職員免許状取得者数

			免許状の種類									
学部	学科	中一種	中一種	高一種	高一種	高一種	高一種	合計				
		社会	英語	公民	地歷	商業	英語					
法学部	法律学科	3	0	1	0	0	0	4				
経済学部	経済学科	2	0	3	3	0	0	8				
	経営学科	0	0	0	0	1	0	1				
国際関係学部	国際関係学科	0	3	1	0	0	3	7				
		5	3	5	3	1	3	20				

表 2-6-2 平成 25 年度学部学科別教育職員免許状取得者数

学部	学科	中一種	中一種	高一種	高一種	高一種	高一種	合計
		社会	英語	公民	地歷	商業	英語	
法学部	法律学科	7	0	9	0	0	0	16
経済学部	経済学科	5	0	9	3	0	0	17

	経営学科	1	0	1	0	3	0	5
国際関係学部	国際関係学科	0	2	0	0	0	3	5
		13	2	19	3	3	3	43

表 2-6-3 司書教諭資格取得者数 (修了証交付者は別途)

卒業年月		法学部		糸	圣済学部	羽	国际	祭関係学	ዾ部		合計	
平耒午月	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成 25 年 3 月	3	0	3	1	0	1	2	0	2	5	0	5
平成 26 年 3 月	2	2	4	2	1	3	0	0	0	5	0	5

表 2-6-4 司書資格取得者数

卒業年月		法学部		糸	圣済学部	ß	国際	祭関係学	≄部		合計	
平耒午月 	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成 25 年 3 月	0	1	1	0	3	3	0	2	2	0	6	6
平成 26 年 3 月	3	3	6	2	3	5	0	2	2	5	8	13

法学部

教育目的の達成状況の点検・評価の基準となるシラバスに関しては、毎年、「法学部におけるシラバスのガイドライン」を全教員へ明示し、それに沿ったシラバスの作成を要請している。また、各教員が作成したシラバスの原稿は教務委員が日本語表現をはじめ、ねらい・達成目標・評価基準等すべてを網羅的にチェックし、上記のガイドラインに沿わないと判断された場合は、修正を求めている。

教育目的の達成状況に関しては、毎年2回、各学期末に授業評価アンケートを実施しており、その結果を授業担当者に通知するとともに、授業担当者からは、それをふまえた自己評価シートを提出させている。法学部では、全授業科目において授業評価平均値を3.8以上と定めており、この条件の他に、出席率80%以上、実質合格率90%以上、失格・欠席率10%以下、科目平均GPA2.0以上という基準を年度当初に明示して、これを著しく下回る授業担当者には学部長・副学部長・教務代表委員等による授業参観や個別面談を実施している。

15回の授業の途中では、形成的評価として中間アンケートを実施しており、利用を希望する教員にすべてに用紙を配布している。

演習に関しては、各学年に演習担当主任を置き、そのマネジメントのもとに毎月1回、演習担当者会議を開催している。その会議では、毎月の各ゼミの活動内容や問題のある学生についての報告がおこなわれ、それをふまえて、その後の活動方針の手直しが議論されている。なお、それらの内容は、クラウド型のデータ共有システム(Dropbox)を活用することにより、リアルタイムで担当教員が把握できるシステムになっている。

経済学部

教育目的の達成状況の点検・評価方法として、各科目単位取得率を受験者の8割という目

標値を教授会合意事項として定めている。また経営学検定、日商簿記検定等各種検定試験にも取り組み、これらの結果が達成状況を測る基準となっている。また研究発表等学内外でのイベントへの主体的参加状況を評価基準として位置づけている。さらに学内プレゼンテーション大会において詳細な審査基準を設け講評を行っており、学生が一層の研鑽を積む指針を得ることができる。経済学部生を対象とした学生懸賞論文制度を設けており、ゼミ等を通じた学生の研究成果を評価する機会を提供することで、修学意欲を高める試みも実施している。

入門演習担当者会議、2·3 年ゼミ担当者会議に加えて、初年次教育研究会を発足した。 入門セミナーをはじめ初年次教育の標準的カリキュラムと共通テキストの作成を目指した 論議を続けている。

国際関係学部

4年次においては、大学 4年間の学修の集大成としての卒業論文について、口頭試問を 実施し、優秀論文についてはベストペーパー賞、国際関係学部長賞及び優秀賞として表彰 している。口頭試問は複数の教員により実施され、達成状況の点検・評価の重要な場とな っている。

1年次から3年次についてはゼミ対抗プレゼン大会を実施して、学修の成果を点検・評価する機会を設けている。内容及び発表という観点から夫々の優秀チームを学生及び教員が評価し、表彰している。

語学教育の分野においては、英語及びハングルについて、毎年英語のスピーチ&レシテーションコンテスト及びハングル・スピーチコンテストを実施して学修の成果を確認している。また1年次~3年次までの学部生全員及び4年次生の希望者を対象にTOEICブリッジの学内試験を年2回(4月と9月)実施し、学期ごとに英語力の達成状況を点検している。

既述の学年別のゼミ担当者会議における検討資料として、全学生の単位取得数・通算 GPA・成績評価別の科目数・講義欠席率、TOEIC ブリッジの成績その他を一覧表にまとめて、 学生一人ひとりの達成状況の点検を学年別に学期単位で行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】国際関係学部だより 07 号

【資料 2-6-2】国際関係学部だより 09 号

【資料 2-6-3】国際関係学部だより 10 号

【資料 2-6-4】国際関係学部だより 13 号

【大学院】

法学研究科

専攻科目については指導教員の下、2年間で他の科目を履修しながら専攻科目の修士論 文を作成する。修士論文の審査は指導教授が主査となり副査2人と口頭試問により行う(教 員の傍聴を許す)。平成22(2010)年度からは、院生の修士論文完成のための動機付け、 審査の実効性・透明性確保等の目的から最終審査に準じる方法で「中間報告制度」を実施 している。なお、税法については税理士試験(7月末から8月初めにかけて実施)を受験 しながらの社会人が主であることから修士論文のスタートが遅れがちであり、最終試験と の間が短いことも考慮して、秋学期開始時に論文要旨を基に「中間報告会」を講義の中で 行い動機付けをし、修士論文については11月中に作成中のものを副査の教員に回付して最 終審査の参考とするようにしている。この方法により、「中間報告制度」に代わるものとし て学生にとって過度な負担となったり形式的なものとなったりすることなく、最終審査に 繋がるように配意している。

法学研究科の学生の修士論文については、『法政論集』として紀要の形で掲載・発行している。本人の意向等もありすべてが掲載されるわけではないが、動機付けに役立っている。なお、現在は修了後相当の期間を経て掲載の意向確認を行っており掲載状況が芳しくない一因となっているが、今後は修士論文製本時に意向確認を行うことにより掲載率を上げる試みをすることを委員会で確認している。

企業政策研究科

高度専門職業人の養成という教育目的の達成について、企業政策研究科では修士論文の完成度のレベルによって達成状況を点検することにしている。学生が修士学位を取得するためには学位論文(修士論文)を完成させて研究科長に提出し、審査及び最終試験に合格しなければならないが、提出の前に中間報告を義務付けている。これは、「九州国際大学大学院企業政策研究科規則第8条」において規定されている。また、修士論文の完成度を評価するための審査委員会及び審査基準等については、「九州国際大学学位規則」及び「企業政策研究科学位論文審査基準及び最終試験実施要領」において定められている。なお、中間報告においては指導教員の他に2人の副査が質疑を行うことになっている。これにより、学生は指導教員以外に複数の教員からの指摘も受け、それらの意見も修士論文の完成にフィードバックさせることが可能である。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック 【学士課程】

本学は、毎年、各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために学生の授業アンケートを実施している。その実施に当たっては、公正さを保つために指定された時間内で教員の関与を排して職員を派遣して、授業アンケートを実施している。12項目の共通質問事項と学生による自由記述欄の記入もある。共通質問項目は後日、集計・分析され、FD委員会を経て、各教授会にて公表される。自由記入事項も教授会において全教員に公開回覧されるが、担当教員には個別的にアンケートの数値結果と自由記入欄の内容が通知される。各教員は前学期のアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かすべく、「教員コメント」を作成し、返却することが求められている。また、その結果については、講評とともに科目分野別のデータ・評価、教員コメントをファイルに綴り、学務事務室で希望する在学生に閲覧できるようにしている。また、アンケート結果を踏まえて、特に問題がある場合には、次学期の授業運営に反映させるため、学部長面談等を行い、さらに、次学期アンケート結果に改善が見られない場合は必要に応じて学内外研修への派遣、学長面接、法人面接等を行うことにしている。こうして、学生の授業アンケートによる点検とフィード

バックがなされている。

法学部

法学部において、教員は、絶えず学生の学修状況・勉学意欲を常に正しく把握した上で、 結果を指導にフィードバックし、それらを高めるための教育の実現に努めている。

まずもって、毎月一回、全教員参加の「授業研究会」を実施し、報告者が担当科目においてどのような授業運営を行い、そこでどのような問題点が見いだされたか、といったことを紹介している。研究会は、従来、教員が科目の専門性と自己の経験をもとに、独断で決定してきた講義内容や評価基準・評価方法について、本学の学生のレベルを勘案した上で、それが妥当なものであるかについて、他者の意見を聞く機会となっている。

これは、授業内容や成績評価における客観性を高め、学生の学習程度に応じた教育を実現する上で、重要な役割を果たすものである。

また、「入門演習」(1年次)・「基礎演習」(2年次)・「専門演習 A」(3年次)・「専門演習 B (4年次)」という 4 つの演習科目においては、入門演習担当者会議・基礎演習担当者会議・専門演習 A・B 担当者会議という 3 つの担当者会議を設け、月に一度、学生の状況等に関する情報共有や、学年ごとに共通となっている達成目標に向けた各ゼミの取り組みに関する相互の意見交換等を行っている。

特に、法学部においては、全ての学年において毎年一回、全ゼミが参加する報告会(プレゼン大会)を実施しているところ、これらの準備及びその後の振り返りも、各演習担当者会議で行われている。報告会(プレゼン大会)の実施と、そのための準備を教員が中心的に進めるという取り組みは、結果としてゼミ担当教員に、学生のプレゼン能力、準備段階での行動特性につき、それらを高めるような指導へ向けたインセンティブを与えるという効果を生んでいる。

経済学部

分かる授業、育てる授業を実現するうえで何が障害となっているかを知るために授業アンケート結果を利用している。低い評価を受けた教員に対して学部長と副学部長とが面接 し解決策を一緒に探っている。

経営学検定、簿記検定に合格させるための取り組みは経営学科の授業において行ってきた。検定試験に照応した授業内容への改善にも取り組んでいる。また各授業とも最終試験の合格率を80%以上とするための方策を検討する。そのためには試験回数を増やす等の方策を検討する。

国際関係学部

卒業論文の口頭試問、プレゼン大会、英語・ハングルのコンテストの結果は「学部だより」において紹介しているが、これらの活動は学生のモチベーションを高める効果をもつとともに、教員の教育方法・内容の改善のためのフィードバックに役立てられている。

学年別のゼミ担当者会議は、一人ひとりの達成状況を点検・評価し、学修指導の改善の ための検討を行い、工夫しあう場となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-5】授業アンケート結果

【資料 2-6-6】『経済学部だより』第1号、2014年3月

【資料 2-6-7】大学ホームページ学生ブログ

【大学院】

法学研究科

法学研究科では、年度末に「法学研究科授業評価アンケート」を実施しており、その結果については総体評価を委員会で全員に開示するとともに、各担当教員には個別評価結果を配布している。また、年度中には「法学研究科生アンケート」を併せて行い、幅広く図書館の利用その他学修環境への要望等も取り込むよう配意している。普段でも随時、院生の声を聞き問題がある場合は関係部署に伝え速やかな改善を図っている。このように、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての評価結果のフィードバックは一定程度なされていると評価できる。

企業政策研究科

企業政策研究科では、年度末に「企業政策研究科院生アンケート」を実施している。アンケートには教育内容及び研究指導についての質問項目があり、また、匿名での回答が確保されている。そのアンケートの集計結果は、企業政策研究科委員会で報告され、自由記入欄の指摘を中心に検討を行なっている。例えば、図書館の開館時間の延長要望が記述されていた場合には、関係部署に伝達している。このように、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックは一定程度なされていると評価できる。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

【学士課程】

本学は、第二期中期計画の中で、一人ひとりを育てる教育の実践を掲げ、各学部で作成 したディプロマポリシーを達成すべく、教職協働による教育が目指されてきた。

一人ひとりを育てる教育という目標は、学部教育だけで達成することは困難であり、全学学げての取組みを一層外部に対しても分かりやすく可視化していくことが重要である。 基準 2-3 で述べた「基礎教育センター」はそのような反省をもとに平成 26 (2014) 年度に設置されることになっており、本学の教育改善のための頭脳センター的役割も期待されている。それゆえ、新設された「基礎教育センター」の運用を軌道にのせ、その機能と働きを充実させていく。

法学部

今後も、シラバスチェックの継続的実施と、教育目的達成状況のめやすとして、全授業科目の授業評価平均値 3.8 以上、出席率 80%以上、実質合格率 90%以上、失格・欠席率 10%以下、科目平均 GPA2.0 以上という基準を継続的にかかげながら、成績不振者数・退学者数の動向によっては基準の修正を今後検討する。またクラウド型データ共有システム

(Dropbox) を活用した演習担当者会議の実施に努める。

授業研究会については、全ての教員の報告形式が一致しておらず、場合によっては単に 授業の再現になる場合もある。授業研究会では何を報告すべきかという点について、フォ ーマットを作成する等して、一定の必須報告事項を定めることを検討する。

演習担当者会議において「入門演習」・「基礎演習」・「専門演習 A・B」とで共有した情報が、翌年に引き継がれない(入門→基礎→専門という連携の問題)ことについては、演習担当者の主任と教務代表・学部長での情報共有に努める。また、4年生で「専門演習 B」を履修しない学生に関する就職指導の困難性について、引き続き、クラウド型データ共有システム(Dropbox)での情報共有を推進していく。

経済学部

経営学検定、簿記検定に合格させるための取り組みは経営学科の授業において行ってきた。検定試験に照応した授業内容への改善にも取り組んでいる。今後は統計学検定「3級」や同「統計調査士」に取り組むことを検討する。また各授業とも最終試験の合格率を80%以上とするための方策を検討する。そのためには試験回数を増やす等の方策を検討する。

国際関係学部

卒業論文の口頭試問や英語・ハングルのコンテストについては、依然として希望者ベースであるため、参加者が限られているところ、ゼミの授業等を通じてより多くの学生の参加を促していく。また、卒業論文発表の開催の実現を目指しつつ、これにも多くの学生の参加を促していく。そして、これらの点検・評価の量的な改善を図る。

学年別のゼミ担当者会議における学生一人ひとりの評価結果を、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けてより一層活用するために、同会議においても学生の修学状況と教育内容・方法の改善に連結させるための方策を議論する場も設けていく。

【大学院】

法学研究科

修士論文は2年間の学修生活の中で中心的なものであり、受講生の負担も大きい。1年時からテーマ探し等の動機付けを共に行い最終ゴールまで無理なく進めるよう配意する。 税法は受講生も多いこともあり基本は集合方式(輪番発表)で論文指導を行っているが脱落防止に役立つ面もある。他の科目専攻にあっても、中間報告を含め受講生を随時フォローしている。旧来型の自律的な大学院生像にとらわれず、修士論文を含め受講生を把握し積極的に指導するように努める。

また、修士論文の作成だけでなく、専攻科目以外も含めた法学の学修により、卒業後も役立つ法的思考能力を養えるよう、カリキュラムの見直し・改善に努める。

企業政策研究科

修士論文提出予定の学生は提出の約1年前に論文題目等を届け出ることになっているが、 詳細な研究計画書の提出を求めているわけではない。研究計画書については様式等を含め て検討し、制定して行く。

学生の多様な意見を抽出するために、アンケートの質問項目の妥当性について検討を行い、新たな質問項目を追加することを検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-8】九州国際大学学位規則

【資料 2-6-9】九州国際大学大学院企業政策研究科規則

【資料 2-6-10】企業政策研究科学位論文審査基準及び最終試験実施要領

【資料 2-6-11】企業政策研究科院生アンケート

2-7 学生サービス

≪2-7の視点≫

- 2-7-① 学生生活の安定のための支援
- 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

「九州国際大学第二期中期計画」(平成23年度~平成27年度)では、学生サービスに関する方針は「学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」とあり、具体的課題としては、次の6つを掲げている。すなわち、①学生満足度を高めるキャンパス・アメニティの向上をはかる、②「退学者4%以下」を目指す学生支援の充実(担任・副担任サポート)、③生活実態調査、満足度調査の実施、④サークル活動、体験活動、文化活動、ボランティア活動の支援、⑤適正で規律ある奨学金制度の確立、⑥学生間交流の支援(ゼミ連合大会、大学間交流)である。

そのために、本学では、学生に対する修学支援、生活支援体制を整備するとともに、教職員が連携して学生の指導にあたり、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように適切な学習環境の保持に努めている。この方針については大学評議会等を通じて教職員に周知徹底するとともに、学生に対しては『学生便覧』と『Student Guide』において周知徹底を図っている。また、各種行事や活動等の報告は、できるだけ大学のホームページに掲載して、学生及び教職員等に知らせるように努力している。

1) 学生生活支援

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように様々な組織・体制で 学生サービスを展開しているが、特に学生支援室が中心となってその役割を担っている。

本学の「学生サービス委員会規程」においては「本学学生の福利厚生と学生生活の充実 向上に関する事項について協議する」とある。学生生活を支援する教職員の組織である「学 生サービス委員会」は各学部から選出された委員と職員、計9人によって構成され、ほぼ 定期的に委員会を開催し、学生生活全般に関わる案件について、情報の共有及び討議・審 議を行い、学生サービスに関しての適切な対応を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-7-1】九州国際大学学生サービス委員会規程

2) 経済的支援

奨学金等の経済的支援措置については、本学では、学内奨学金制度を充実させるととも に、在学生に学外奨学金の活用を周知して、学生への経済的支援に積極的に取り組んでい る。

奨学金のうち学内奨学金には、給与型奨学金と貸与型奨学金がある。給与型には、特別 奨学生奨学金、一般奨学生奨学金、学術奨学金がある。また、入学試験結果の成績優秀者 に対する奨学金制度や、自然災害による被災学生に対する授業料減免の制度も設置してい るほか、体育会系学生に対してスポーツ奨学金を支給している。一方、貸与型奨学金とし て九州国際大学貸与奨学金制度を設けている。学外奨学金としては、主に日本学生支援機 構や地方公共団体の奨学金制度の活用を促しており、九州国際大学同窓会からの給与型奨 学金も用意されている。

平成 25 (2013) 年度の特別奨学生は、4 年生が 6 人であり、一般奨学生は、4 年生が 1 人であり、学術奨学生は、3 年生が 6 人、2 年生が 6 人である。

そのほか、留学生を対象にした奨学金制度も設けている。平成25(2013)年度の春学期においては、学部の全留学生210人の内、190人、90%が授業料の減免を受け、秋学期においては、学部の全留学生191人の内、170人、89%が授業料の減免を受けた。大学院の留学生においは、8人全員が授業料の減免を受けた。

なお、授業料全額相当額のスポーツ奨学生は、強化サークルと指定サークルに入部する新入生に対して、サークル顧問が推薦する候補者の中から選考が行われている。現在、1 学年平均20人がその対象となっており、授業料相当額の免除を受けている。授業料の半額、30%相当額の奨学生を含む全体のスポーツ奨学生は、平成25年度の新入生82人であった。

また、学外奨学金を見ると、日本学生支援機構については平成25(2013)年度は、第一種184人、第二種733人が採用された。また、地方自治体による奨学金では、毎年数人が採用されている。

同窓会奨学金では、九州国際大学同窓会が、毎年 40 人程度の奨学生に給費を行っており、 平成 25 (2013) 年度は日本人学生 25 人 (内、大学院生 2 人)、留学生 7 人の合計 32 人が その対象となった。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-7-2】九州国際大学教育支援奨学生に関する取扱内規

【資料 2-7-3】九州国際大学スポーツ奨学生に関する取扱内規

【資料 2-7-4】九州国際大学学術奨学生に関する取扱内規

3) 体と心の支援

学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮については、学生の心身の健康保持・

増進、安全・衛生への配慮を行う部署として、学生支援室の管轄内に保健室、カウンセラー談話室(「やわらか Cafe」)、学生フリースペースがある。保健室では、健康診断及び事後措置等の通常の保健室業務の他、健康教育や相談業務を中心にした活動を展開している。「やわらか Cafe」にカウンセラー(臨床心理士)を配置し、心身共に健康な学生生活の実現を目指している。

健康診断では、結核の集団感染防止のため受診率のアップと健康診断結果に基づく事後 指導の徹底を重点的目標としている。全体の健康診断受診率は、平成25(2013)年度は全体 の受診率は96.6%であり、昨年度より0.5%低下した。保健室の利用状況は、平成25(2013) 年度は学生4,439人の利用があった。保健室内での健康教育として、「感染症の予防」、「避 妊法」等に関して指導しており、保健室外では、「AED講習会」(平成25年10月30日開催、 81人参加)、全学年対象の学外講師による「薬物乱用防止講演会」(平成25年11月19日 開催、96人参加)、大学祭での食中毒防止の模擬店指導、前田祇園山笠での救護等の活動 をしている。その他新入生ガイダンスにおける保健室の広報や本学ホームページ上での健 康情報の記事掲載等により学生へ健康情報の発信を行っている。さらに、平成24(2012) 年度より、毎学期2~3回、カウンセラー、保健師、学生支援室職員、学生部長の懇談会を 開催し、情報交換と対応の確認を行っている。

ハラスメント防止のための措置としては、本学では、「九州国際大学人権保障規程」に基づき、「九州国際大学人権委員会」(委員長:学長、各学部から選出された 6 人[各学部 2 人、うち1人は女性教員]、事務職員 2 人 [うち1人は女性職員])を設置し、その下にセクシュアル・ハラスメント部会(半数以上が女性委員)、同和・人権保障部会を設置して、セクハラ等に対する相談、問題解決に強く取り組んでいる。学生への周知を図るべく、「人権保障のしくみ(文章と図解)」及び「九州国際大学人権保障規程」を、『学生便覧(STUDENT GUIDE)』に掲載(全学生に配布しており、あわせてホームページにも掲載)している。そのなかに人権相談窓口が学生支援室であること、電話での相談にも応じられることが電話番号とあわせて明記しており、また、相談窓口の他教員、事務職員への相談も奨励している。また、セクシュアル・ハラスメントに限らず、アカデミック・ハラスメントに対しても、同様に対応している。相談窓口では、来談者の意思尊重を前提に、問題解決方法の相談や心理的な事項に関するカウンセリングも受け付けている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-7-5】平成 25 年度定例保健委員会議事録

【資料 2-7-6】平成 25 年度保健室活動報告及び平成 26 年度保健計画

【資料 2-7-7】2013 年度春学期学生相談活動報告書

【資料 2-7-8】2013 年度秋学期学生相談活動報告書

【資料 2-7-9】九州国際大学人権保障規程

4) 課外活動支援

本学の学生支援室として主な課外活動支援は、学生自治会執行委員会、体育会本部、文 化会総務委員会、大学祭実行委員会(この四つの学生組織は「四協」と呼ぶ)に対して行 われている。 その「四協」に所属している体育会系サークル 23 団体、文科系サークル 16 団体、計 39 団体に対して行っている。学生加入総数は在学生の約 60%を占めており、在校生 2,049 人中 (平成 25 年 5 月 1 日現在)、1,236 人が加盟している。年間活動予算としては、委託徴収金として自治会費年間約 1,500 万円、体育会費年間約 720 万円、総額約 2,220 万円を充てている。

また、本学においては、体育会系サークル8団体を強化・指定サークルとして位置付け、 指導者の配置や活動費の支援も行っている。

学生自治会活動としては、「拡大自治会連絡協議会」を平成 25 (2013) 年度は 2 回開催しており、教職員と学生がより良い学生生活が営めるよう議論の場を設けている。また、それぞれの学生自治団体である体育会本部は月一度の主将会議を開き、サークル活動の活性化のための会議を行っており、文化会総務委員会も月一度の部長会議を行い、文化系サークルの部員獲得、学内文化活動の発展に貢献している。加えて、学生自治会における最高議決機関としての学生大会を年 2 回行い、大学際の予算承認や学生自治における重要事項の決定を行っている。

また、学生による「地域社会貢献」としてのボランティア活動においては、毎年恒例の 八幡東区の「まつり起業祭八幡」、北九州市無形民俗文化財指定の八幡東区の「前田祇園 山笠」、八幡東区での地元町内会の「防犯パトロール」等、様々なボランティア活動に積 極的に参加している。学生支援室はそれらのボランティア活動に教職員自ら参加し、積極 的に支援している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-7-10】2013 年四協誌

【資料 2-7-10】2013 年橘祭パンフレット

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

毎年、「拡大自治会連絡協議会」と「学長会見」を開催し、そこで学生の様々な意見・要望等を受けて、それらを基礎にしながら、学生サービス等の充実を行っている。

「拡大自治会連絡協議会」においては、学生自治会、体育会、文化会、大学祭実行委員会(「四協」)より複数の代表が参加し、学生部長、教務部長、学務事務室と学生支援室の職員も出席して、意見交換や学生の要望等を把握し、その後に開催される「学長会見」において特に学生の強い意見・要望については反映させられる仕組みとなっている。

また、随時、テーマにそった学生アンケートも実施している。平成23 (2011) 年度においては、「学内施設利用アンケート」を実施(300人の学生が回答)し、学生食堂の改善、学生のためのフリースペースの設置、学内ロッカーの設置、KIU ホール前広場のステージの設置等の要望が出され、その改善に取り組んだ。実際、平成24年度においては、学内ロッカーが試験的に設置され、2号館1階に学生フリースペースも設置され、保護者後援会よりの援助金でKIUホール前広場のステージも設置された。大学祭においては、新しく設置されたステージが利用された。平成25 (2013)年度においては、「第二期中期計画」にある学生の満足度調査の実施については、各学部の学生サービス委員に協力を求めアンケート調査を実施した。

また、平成24 (2012) 年度の「学長会見」においては、学生の要望・質問として、体育会サークルが室内練習等として利用する平野記念館の時間延長 (19 時30 分から21 時10 分までの利用時間の延長)の要望があったが、平成25 年度においては、その要望を実現した。さらに、平成25 (2013) 年度において学生の意見・要望を実際に実現したものは、「学生ステーション」と「多目的グラウンド」がある。学生の活動の多目的利用のための「学生ステーション」を設置し、そのための利用規程を作成し、運用を軌道にのせ、また「多目的グラウンド」についてもその利用規程を作成し、運用を軌道にのせた。

平成25 (2013) 年度の「学長会見」(12月11日開催)においては、大学側からは学長、2人の副学長(教務部長、学生部長兼任)等9人、学生側からは学生自治会役員等32人が参加して、施設の改善や駐輪場の拡充等について話し合いが持たれた。

今後もこれまで同様に毎年「拡大自治会連絡協議会」と「学長会見」を開催し、そこで 学生の様々な意見・要望等を受けて、それらを基礎にしながら、学生サービス等の充実に 取り組んでいく。

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

①「九州国際大学第二期中期計画」(平成23年度~平成27年度)では、具体的課題としては、全体で6つをあげていたが、その中でも、第二課題の「退学者4%以下」を目指す学生支援の充実(担任・副担任サポート)についてはなお多く問題を残している。

過去4年の本学の退学者数(除籍者を含む)及び退学率の推移は、3 学部全体で平成22(2010)年度が162人、7.2%、平成23(2011)年度が153人、6.9%、平成24(2012)年度が138人、6.4%、平成25(2013)年度が132人、6.4%であった。ここ4年間の推移は、全体としては退学者(除籍者を含む)及び退学率が低下する傾向が見える。この間の大学の教育改革と各学部の様々な努力が少しずつ成果を上げてきているが、まだ目標の4%以下には達していない。その現状の検証とより効果的な運用ができるように、FD委員会あるいは教務委員会において改善に取り組む。

- ②また、中途退学者対策については、今後も全学体制で総合的継続的な努力が必要であり、引き続き平成25(2013)年10月に新設された「教育改革推進会議」において「総合的な「退学者対策」を推進して、本学の退学率を目標の4%以下に近づける。
- ③上記の「九州国際大学第二期中期計画」の第三課題である生活実態調査、満足度調査の実施については、定期的な生活実態調査と満足度調査が行われていることとなっているが、平成26(2014)年度においては、そのアンケート調査のために予算をつけ、より本格的に実施することにしている。なお、学生サービス委員会と教務委員会、必要ならば就職対策委員会も参加する協議の場をつくり、その中身ついて具体化する。

2-8 教員の配置・職能開発等

≪2-8 の視点≫

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめと する教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は、法学部法律学科、経済学部経済学科、経済学部経営学科、国際関係学部国際関係学科の3学部4学科で構成されている。本学の教員組織は、平成25(2013)年5月1日現在、大学設置基準の定めるところにより、教育課程を適切に運営するため、各学部・学科に必要な専任教員を配置している。大学設置基準上の必要な専任教員数は全体で72人であるが、現員は74人となっており、必要な専任教員数を超えて配置している。なお、教養科目を担当する教員は、各学科に分属して配置され、教養教育を適切に運営している。専門分野の教員については、主要科目には専任教員を配置して教育課程を適切に運営している。

本学における専任、兼任の教員数についても、専任教員数は74人、兼任(非常勤)教員数は162人となっている。また、専任教員1人当たりの在籍学生数は、学部、学科によって区々となっているが、法学部は約27.8人、経済学部約29.6人、国際関係学部約24.0人となっており、3学部を単純平均すると約27.7人である。教育課程の逐行に当たっては、諸資格の取得等の関係から開講科目数も増大しており、兼担、兼任への依存度が高くなった。

年齢別の教員構成は、「専任教員の学部、研究科ごとの年齢構成」のとおりであり、66歳以上の教員が全体の8.1%(教授:15.4%)、51歳~65歳までの教員が全体の41.9%(教授:71.8%)、26歳~50歳までの教員が全体の50.0%(教授:12.8%)となっている。また、教員の職位別で見ると教授が全体の52.7%となっている。

以上のことから、資格関連科目を開講する必要から兼任教員への依存度が高くなっているという課題があるものの、各学科には必要な数の専任教員が配置され、専門分野が適切に教育できる体制が整えられており、教員の職位構成、年齢構成についても概ねバランスが取れている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめと する教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任は、「学校法人九州国際大学人事規則」及び「職員及び嘱託職員任免規程」に基づいて行っており、採用は「職員及び嘱託職員任免規程」第4条第1項第1号に基づいて「教授会の審査を受けて資格を認定された者」を対象に行っている。また、教授会における審査手続きは、大学は「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学法学部教員選考手続きに関する内規」、「九州国際大学経済学部教員選考手続きに関する内規」「九州国際大学経済学部教員選考手続きに関する内規」「九州国際大学国際関係学部教員選考手続きに関する内規」、大学院は「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」、「九州国際大学大学院法学研究科担当教員審査に関する細則」、「九州国際大学大学院企業政策研究科教員資格審査基準細則」にそれぞれ規定している。

教員の採用は、原則として公募により行っている。教員の採用を希望する学部・学科は、

担当授業科目・職位・年齢等について人事計画案を学長に提出し、人事委員会において協議し、理事長の承認を得て、公募を開始する。公募に際しては、必要書類の外、教育に対する抱負を提出させる。

教授会で選出された教員審査委員は、提出された応募書類をもとに、教員資格審査基準に沿って候補者を絞り込み、学部長に報告する。その後、候補者への面接を行い、1人の候補者を決める。教員審査委員は、審査結果を教授会に報告し、教授会はそれが適格の場合に投票を行い、出席者の3分の2以上の賛成により審査結果を決定する。その後、理事長・学長より候補者への面接を実施し、正式に採用者を決定した上で、理事長が発令する。採用者が大学院を担当する場合は、上述の手続きに併行して、演習及び研究指導担当教員・講義担当教員に係る判定を研究科委員会及び大学院委員会が行う。

昇任人事もほぼ同様の手続であり、審査基準を満たしているとの認識に基づき、本人が 申請する。

採用・昇任に際しては、研究業績のみならず、教育上の能力や職務上の能力に関する書類も提出されており、近年は、本学での教育に対する抱負に基づく審査委員等による面接や 模擬授業等を原則として課している。

2) 教員評価、研修、FD 活動等について

教員の資質の向上を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動については、平成 20 (2008) 年に設置した FD 委員会の下、教員の研修会をはじめとする活動を全学的・組織的に取組んでいる。

特に平成25(2013)年4月1日改正の「九州国際大学ファカルティ・ディベロップメント委員会に関する規程」(以下、「FD委員会規程」という)においては、第2条(構成)改正によって、構成員に大学・学部のライン・スタッフを強化し、第4条(審議事項)において、委員会機能を具体的に列挙し、その権限を明確化した。

具体的には、構成員に各副学長、各学部長及び各副学部長、各大学院研究科長、大学事務局大学総務室長を追加することによって、FD 委員会の実効性の大幅強化を図った。また、審議事項に、①授業改善のための基本方針及び実施体制に関する事項、②授業評価の実施と点検に関する事項、③授業方法等の改善のための支援に関する事項、④学部並びに研究科が行う FD の支援に関する事項、⑤FD の推進・啓発を目的とした講演会及び教職員研修等に関する事項、を明示することによって FD 委員会の権限を明確化させた。

本学のFD活動は、年度初めに各学部・研究科の方針(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)に基づいて定められた基本方針と達成目標に従い、詳細な実施計画を策定し、実行している。この結果は、活動報告書として取り纏め、年度末にFD委員会にて審議し、次年度の計画に反映させるようにしている。

FD 研修会については、外部講師による講演会形式にとどまらず、本学教員を講師として、 学外での FD 関連シンポジウム等の出張報告を兼ねたもの、得てきた知見を発展させたもの、 さらには担当している授業科目で行っている創意工夫等を紹介するシンポジウム形式も実 施している。また、FD 研修は、学内のみならず、学外での合宿形式によるプログラムも実 施している。

平成 25 (2013) 年度は、10 月 2 日 (水) に FD 研修会として、「楽ティブラーニングのス

スメ〜ヒントとしての橋本メソッド〜」と題した講演を、富山大学大学教育支援センター教授・FD 部門長の橋本勝氏を招いて実施した。

本学は、各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために授業アンケートを実施している。実施に当たっては、公正さを保つために職員を派遣して、指定された時間内で教員の関与を排して 12 項目の共通質問事項と学生による自由記述欄の記入も併せて授業アンケートを実施している。共通質問項目は集計・分析され、FD 委員会を経て、各教授会にて公表される。自由記入事項も教授会において全教員に公開回覧されるが、担当教員には個別的にアンケートの数値結果と自由記入欄の内容が通知される。各教員は前学期のアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かすべく、「教員コメント」を作成し、返却することが求められている。結果については、講評とともに科目分野別のデータ・評価、教員コメントをファイルに綴り、学務事務室で在学生に閲覧できるようにしている。また、アンケート結果を踏まえて、次学期の授業運営に反映させるため、学部長面談等を行い、次学期アンケート結果に改善が見られない場合は必要に応じて学内外研修への派遣、学長面接、法人面接等を行うことにしている。

通常、同一授業科目への改善点の反映は、1 年を待たなければならないが、それでは現履修学生は速やかな改善の反映の実感が得られないことに鑑み、平成 25 (2013) 年度の春学期においては前年度アンケートの結果に問題点が多く指摘されていた授業科目に限って、中間アンケートを実施し、学期内における改善に反映出来るような補助的仕組みを導入した。

全学的な授業運営の指針としては、平成 23 (2011) 年度からは、「厳格な授業管理等の徹底ついて」という文書をFD委員会で採択し、各教授会にて配布・励行してもらっている。そこでは、教員が守るべき「授業のルール 7 ヶ条」と、学生に対して説明し、理解を得るべき「受講のマナー7 ヶ条」が明記され、特に①私語封じ込めの徹底、②遅刻防止・途中入退室防止・偽装出席防止の徹底のためのノウハウと共に、学生のマナー違反に対しては、必ず向い合って指導することが強調されている。

なお、日々の講義等の授業で発生する学生からのクレームについては、即座に当該教員 と学生から意見聴取や事実確認をおこなって、教員に問題がある場合にはその改善を求め るとともに、改善がみられない場合には担当者を変更する等の処理をおこなっている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学の教養教育を支える組織としては教務委員会と教養委員会がある。教務委員会は各学部及び学部間の教務に関する事項を協議し、調整することが目的とされており、教養委員会は、共通教育科目の設置・改廃等にともなって生じる授業科目、カリキュラム等の諸問題を調整し、円滑な解決を図ることが目的とされている。教養教育についてのカリキュラム等及び人事に関する案件は、教養委員会における協議を経て教務委員会にて再び精査協議され、大学運営協議会、大学評議会、教授会の審議を経た上で、最終的には大学評議会における戻り審議にて成案となる。

教養委員会に関しては、平成25(2013)年度に規程改正を行い、以前は第2条にあった「学部の横断的科目」という文言を、現行カリキュラムの名称に合致する「共通教育科目」に改めるともに、第3条の構成員については「共通教育科目担当者」から「大学設置基準

における専任教員別表第2の担当教員」に改めた。構成員の変更に関しては、会議体の構成員の数をスリム化することによって、より機動的運営が可能となることが目論まれた。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-1】九州国際大学ファカルティ・ディベロップメント委員会に関する規定 新旧対照表

【資料 2-8-2】平成 25 年度活動報告書及び平成 26 年度活動計画書

【資料 2-8-3】平成 25 年度春学期中間授業アンケートについて

【資料 2-8-4】平成 25 年度「厳格な授業管理等の徹底について」文書

【資料 2-8-5】教養委員会規程

【資料 2-8-6】教務委員会規程

【資料 2-8-7】大学運営協議会規程

【資料 2-8-8】大学評議会規程

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

教育課程を遂行するために必要な教員は確保されており、おおむね適切に配置されているが、法学部の教員の年齢別構成については66歳以上の教員に偏りがみられる。また、大学設置基準上の必要な専任教員数は、必要な専任教員数を超えているものの、科目によっては、専任教員が配置されず非常勤講師に依存している状況が見られる。今後も本学の教育活動が引き続き継続・発展されるように、専門分野と年齢・職位のバランスを取りながら、中長期的な計画に基づいた、教員の補充と昇格を行う。

教員の個人評価に関しては、毎年度教員個人の活動報告書を提出させ教育活動、研究活動、地域社会貢献活動の評価を行い、次年度の個人研究費の査定に反映させている。今後も評価内容の精査を行い、望ましい評価の在り方を検討する。

教員の教育力向上に関しては、全学的にアクティブ・ラーニングの導入が求められているので、導入に向けた研修会を積極的に企画していく。また一部の学部で行われている授業公開についても、教員の意見を踏まえながら、全学的な取り組みとして展開していく。

2-9 教育環境の整備

≪2-9 の視点≫

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 教育環境の整備の現状

本学の校地及び校舎については、殆どが北九州市八幡東区平野地区(以下「平野キャンパス」)に設置されている。校舎はすべて平野キャンパスにあり、ほかに北九州市若松区にグラウンド(野球場)を所有している。校地面積は100,086 ㎡であり、大学設置基準上必要とされる42,100 ㎡を満たしている。また、校舎面積は33,589 ㎡であり、同設置基準上必要とされる19,237 ㎡を満たしている。

なお、平野キャンパスには主な建物が 7 棟ある。その内訳は、1 号館、2 号館、3 号館、研究棟、メディアセンター、KIU ホール、平野記念館であり、それぞれの使途は概ね以下のとおりである。

1号館:学長室・各役職者の執務室、事務室、保健室、会議室等

2 号館:講義専用の教室棟(大学院教室含む)

3号館:講義室(2階以上)、事務室(1階)

研究棟:教員研究室、大学院生研究室、会議室、ラウンジ等

メディアセンター:図書館、教育ネットワークセンター、情報処理教室等

KIU ホール: 大教室 (539 席)、食堂、生活協同組合、学生自治会室等

平野記念館:法人棟、体育館、武道場、トレーニングルーム、サークル部室等

そのほか、学生・外来者のための駐車場(260台収容)を確保している。

設備面では、2 号館・3 号館のほぼ全教室にプロジェクター・マイク・パソコン等の教育 用機材を備えている。

以下、図書館、体育施設、情報サービス施設及び学生寮の概況について述べる。

【図書館】

本学図書館は、メディアセンターと称される 5 階層の建物のうち 2 階から 5 階部分が該当している。そのうち閲覧スペースが 1980.9 ㎡、書庫スペースは 915.7 ㎡を占める。館内には、車椅子席を含む閲覧席を全体で 441 席配置している。別に研究個室やグループで学習できる学習室、AV コーナーには DVD プレーヤー用のブースが設置されており映画等を視聴することができる。その他検索用以外にも 2 階に 5 台のパソコンを配置し学生がインターネットで情報収集を行えるようにしている。

情報化に関しては、平成 8 (1996) 年に図書館システムを導入以来、国立情報学研究所の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加しており、目録情報の共同利用や他大学図書館との相互貸借も活発に行っている。閲覧席には、蔵書検索用のパソコンを 8 台設置しており、蔵書資料の検索を自由に行うことができる。また、利用者のレファレンスや資料収集に供するため、新聞記事、判例検索データベース等を契約している。

本学図書館の蔵書は平成25 (2013) 年3月31日時点で和書約36万6千冊、洋書約8万7千冊となっておりその大半を専門書が占めている。学生の読書意欲の向上や教養教育の充実を図るため、学生からの希望図書や一般教養書も積極的に収集している。一方で、書庫の狭隘化が進んでいる。長い歴史の中で蓄積された蔵書資料の有効活用もさながら、網羅的な収集からの転換を図り、カリキュラムやシラバスに沿った資料収集を行う必要がある。また、資料保存と書架の確保に努めるため、資料収集や除籍に関する諸規程の制定を進め教授会にて既に承認されている。また、学生の図書館利用を推進するための試みも常時行われている。ここ数年、情報リテラシー教育の一貫として入門演習のクラスで授業と

連携して図書館ガイダンスを実施しており蔵書検索等図書館の利用方法に時間をかけて指導している。平成25 (2013) 年度は、28 クラス中26 クラスが受講した。図書館学課程の授業においては、ステップアップガイダンスも実施した。メディアリテラシーの解説・レファレンス協同データベースの研修環境を利用して能動的な学習への転換を図った。

平成22 (2010) 年度から実施している感想文コンテストは、平成25 (2013) 年度は、昨年の4倍以上の応募者があった。学生が本に興味を持つ良い契機となっており、読書意欲の向上や『読む、書く』といった基礎的なリテラシー能力の習得を目指している。

その他選書ツアーの実施や展示企画を学生に任せることで、学生の視点で選書や蔵書の紹介を行っている。また、推薦図書等の展示に関わる学生には企画や広報も担当してもらい、社会人基礎力の一部(「前に踏み出す力」や「チームで働く力」)の育成を目指している。

新しい試みとして平成 25 (2013) 年度から情報リテラシー教育の一環として、ビブリオバトル (書評のプレゼンテーション) を図書館で実施している。授業の一環として入門演習やゼミ等で取り入れてもらい、担当教員と図書館職員で内容を精査している。また、学生スタッフがサポートとして参加し、学生同士の学び合いも生まれている。よって、先生方にも演習、ゼミ等に取り入れていただくよう呼びかけを行っている。その結果、学生のビブリオバトルに対する関心はかなり高く、学外の大会にも積極的に参加する等、前向きな姿勢を見せている。図書館側もビブリオバトル発表用に学生からリクエストされた図書を購入するよう努めている。

対外的には北九州市内の公共図書館と連携し一般開放している。本学の専門分野の資料や閲覧スペースを本学図書館が学外利用者に提供することで地域への貢献にもつながっている。

【体育施設】

体育施設として、平野キャンパスに体育館(1,558.83 ㎡)、トレーニングルーム(体育館に付設)並びに多目的グラウンド(14,526.73 ㎡)を若松地区に野球専用グラウンド等(48,195 ㎡)を有している。利用の仕方は大きく2つに分かれる。1つは一般の学生が授業で利用する場合であり、もう1つは課外活動で利用する場合である。利用時間は、9時00分から19時30分までとなっている。

体育館の授業での使用状況は、資料 2-9-2 のとおりである。また、課外活動の体育館の 使用については、各クラブに時間の割り振りを行い、適切に管理が行われている。

体育館や多目的グラウンドの管理については、学生支援室が、①体育の授業、②学校行事並びにこれに準ずる行事、③課外活動、④本学主催のスポーツの対外試合等を把握し、適切に行っている。また、多目的グラウンドや野球専用グラウンドについても、各部の練習に支障のないよう利用を認めている。

【情報サービス施設】

大学における情報設備は、教育情報ネットワークセンターが管理・運営している。教育情報ネットワークセンターは、メディアセンター1階に配置されおり、その組織と管理する施設・設備は、表 2-9-1、図 2-9-1 のとおりである。

本学の情報サービス施設としては、情報系の授業はもとより、演習や一般教養の授業にも活用できるパソコン教室をはじめ、図書館学系の講義や各種研究会に利用されているマルチメディア教室、学生が自由に利用できるシステムカフェ等を、メディアセンターを中心に配置している。なお、各教室の概要及びパソコンの設置状況は以下のとおりである。

基幹ネットワークの構成は、外部直結部、DMZ 部、内部ネットワーク(研究教育系、事務系)、外部回線(SINET4)となっている。

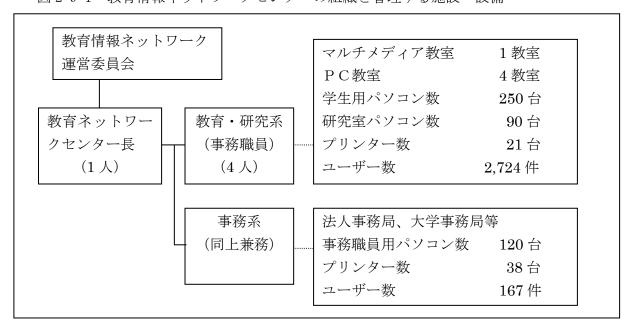
コンピュータ機器、ネットワーク機器と各種アプリケーションを中心として構成される情報基盤は、教育・研究を中心に教育支援業務や学生支援業務等を担っている。今後は経営基盤をも担える IR 機能も活用できるよう取り組む。

表 2-9-1 各教室のパソコン設置状況

(台)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		\ /
	マルチメディア教室	1
	P C1 教室	61
メディアセンター	P C 2 教室	61
メディアセンター	P C 3 教室	42
	システムカフェ	40
	図書館(蔵書検索・ブラウジングコーナー)	6
3 号館	P C 4 教室	37
	教育職員研究室	90
研究棟	非常勤講師室	2
	大学院生談話室	4

図 2-9-1 教育情報ネットワークセンターの組織と管理する施設・設備



【学生寮】

学生寮は、平成23年度より(株)不動産のデパートひろたと業務提携を行い、八幡西区紅梅町に設置した「紅梅寮」がある。「紅梅寮」は大学専用寮(定員120人)であり、学生サービス委員会と学生支援室が管理運営を行っている。1戸内に3部屋のシェアルーム方式をとっており、個人の部屋は、鍵付きの個室となっている。室内に机、イス、ベッド、冷蔵庫、エアコンをあらかじめ完備し、学生が入居後すぐに充実した学生生活が送れるよう配慮がなされている。

2) 教育環境の管理・運営

本学では、施設・設備等の維持・管理に関し資産管理規程を定め、規程に則って法人事務局長を管理責任者とし、法人総務室が全体の維持・管理業務を担っている。

実際の運営上では日常的な業務の多くを民間のビル管理会社や警備会社に委託しており、 大学の施設・設備等の実質的な管理機能の一部は、外部委託業者が担っている。

また、防火管理に関しては防火管理規程を定めており、法人事務局に設置する防火管理 委員会の委員長が防火管理責任者を務める。防火管理委員会には大学からは学生部長、大 学防火責任者、副防火責任者が委員となっている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

少人数教育を基本とし、学生一人ひとりを育てる教育を行っている。

授業科目によって1クラスの受講生数の上限を設けている。「演習科目」は、15人から20人のクラスで授業を行い、1年次の入門セミナーは、担当教員に加え、副担任とスチューデントアシスタント(SA)がついて出席を促す体制をとっている。「語学科目」は、1クラス40人を上限に授業を行うが、英語科目については学生の習熟度別にクラスを編成し、学生のレベルに応じた指導を行っている。「講義科目」では、1クラス150人を上限に授業を行うが、履修希望者が150人を超える場合は、クラスを複数開講している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-1】キャンパスマップ

【資料 2-9-2】体育館授業利用状況

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準を十分に満たしているが、学生がグループ学習を行うスペースや自習を行うスペースが十分ではない。また、講義室等の教育環境についても、設置基準を満たしているが、文部科学省が近年求めている学生の主体的な学びを促す授業を行う教室が不足しており、今後拡充することを検討する。

平成11 (1999) 年に大学の全面移転を行い、建物・設備の大部分を一新したため、耐震補強に関して問題はない。しかし、教育機器備品の劣化が見受けられるので、随時更新を行うように努める。また、平成元(1989)年に建設された1号館については、空調設備の劣化や別科日本語研修課程の廃止による未使用教室が目立つため、中長期的な視点に立った再整備計画について検討する。

図書館については閲覧スペース、座席数において基準を十分に満たしているが、学生が集まって共同の学修をする場所としての機能は不足している。今後は共同学修をするための専用スペースを増やし学生が互いに刺激し合える環境を整備することが必要と考える。一方では、長年にわたる資料収集による書庫の狭隘化が進んでおり、収容スペースを確保するため特に洋雑誌については、徐々に冊子体から電子ジャーナルへと移行している。その他必要に応じて電子資料を収集していく。

また、大学からの情報発信を強化するため学術機関リポジトリを設置し、図書館で管理するプランを大学評議会にて規程等が承認され、平成 26 (2014) 年 10 月本稼働に向けて準備中である。このリポジトリを設置することで本学の研究成果を可視化し、対外的な貢献を目指す。

情報サービス施設については、Microsoft Windows 7 Professional SP1 をストレスなく 稼働する環境やオンデマンド等を活用した語学教育に対応可能な環境を導入するための更 新計画に沿って、設備の更新を行う。

【基準2の自己評価】

本学は、建学の精神、使命・目的及び教育目標に基づく大学教育の「3 つのポリシー」にしたがって、学生の受入れ、教育課程の編成、教育方法、学修・授業支援、就職支援、学生支援、卒業・修了の認定等、学生の入学から卒業・修了に至るまで、一貫性をもって教育研究活動を行っている。

学生の受入れについては、アドミッションポリシーを明確にし、入学試験の多様化、試験方法等の周知を図り、入試判定も厳正に行われている。受入数の維持については、学部学科間で少しの偏りが見られるが、学部学科の特色を明確に打ち出し、教育研究に反映させ、引き続き、入学定員の確保に努めている。

各学部学科、各大学院の教育課程については、それぞれの教育目的や個性と特徴を踏まえて適切に編成されており、その編成方針は、カリキュラムポリシーとして学内外に周知させている。また、大学の教育課程を基礎づける教員についても、それぞれの専門分野で十分な実績を有する教員が確保され、また大学設置基準を上回る教員数を確保し、適切に配置されている。

単位認定、卒業判定については、学則、ディプロマポリシー、成績判定基準等にしたがって、厳正に実施されている。また、FDへの取り組みついても、全学的に組織的に実施されており、教育目標の達成のために、学生による授業評価アンケート等も毎学期に実施されおり、それを教育改革に活用する制度も確立している。

就職支援については、就職委員会と就職支援室が中心となり、ガイダンスや各種研修会、 個別相談を行っており、また学内企業説明会も実施している。

学生生活の安定のための支援については、学生サービス委員会と学生支援室が中心となり、カウンセラーによる学生相談室、保健室等が組織され、その活動を行っている。また、学生の意見・要望を反映すべく、毎年、学生組織である「四協」との協議会を開催し、それを基礎に「学長会見」を実施している。さらに、学生アンケートも実施し、学生生活の改善のために利用されている。

教育環境については、大学教育と授業に必要な施設・設備が確保されて、適切に運用さ

れている。学生フリースペース、スタディー・スペース等も設置し、平成 25 (2013) 年度 には本学の隣接地に多目的グランドも新設された。

以上のことから、基準2の基準は満たしていると判断する。

基準 3. 経営・管理と財務

- 3-1 経営の規律と誠実性
- ≪3-1の視点≫
- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本法人の経営は、「学校法人九州国際大学寄附行為」(以下「寄附行為」という。)第 4 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、誠実有為な人材 を育成することを目的とする。」と定めており、教育基本法及び学校教育法を遵守して、法 の趣旨に従って適正に運営されている。

また、高等教育機関としての社会的責務を果たすために、寄附行為をはじめ「役員の 選任及び理事会の運営に関する規程」、「評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程」、「学校法人九州国際大学行動規範」(以下「行動規範」という。)、「学校法人九州国際大学内部監査規程」の各規程を定め、私立学校としての公共性と自主性を確立するための組織体制を構築し、社会の要請に応えるべく誠実に経営を行っている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、寄附行為第 18 条に基づき、「理事会」を最高意思決定機関として位置付け、 その諮問機関として「評議員会」を設置している。理事会のもとに管理運営に必要な事務 組織として法人事務局を置き、その目的を達成するための管理運営体制を構築している。 法人事務局は、教育組織や大学事務局と連携して毎年度策定している「事業計画書」に基 づき、本法人の将来へ向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している。 また、教育機関としての社会的使命と目的を実現するため、「九州国際大学第二期中期計 画」(平成 23 (2011) 年度~平成 27 (2015) 年度) に基づき、安定的な経営と教育研究の 更なる向上に努めている。

この中期計画の重点項目として、①育てる教育システムの構築、②地域社会への貢献、 ③就職率の向上を定め、「『地域に根ざした、北九州地域のトップ私大』としての魅力回復 を目指した好循環の創出」を中期目標としている。

さらに、中期計画の柱は、「1. 意欲ある学生の確保」、「2. 教育力の強化と授業の改善」、「3. 研究力の強化と外部資金の獲得」、「4. 学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」、「5. 大学の資源の活用と社会貢献」、「6. 就職・進路支援の強化」、「7. 大学運営・経

営の効率化」であり、教育機関としての規律や安定性を含んだ総合的な計画となっている。 この中期計画に基づいて教育機関としての使命・目的を実現するべく組織的に継続的な努力を行い、持続性のある確かな競争力の確立を目指している。

また、全教職員が中期計画を共有して、目標の達成に向けて協力して取り組むよう、冊子『大学要覧』にまとめて全教職員に配付するとともに、保護者や地域社会の理解を深めてもらうために本学のホームページにも掲載している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本法人の寄附行為、学則や諸規程は、「教育基本法」、「学校教育法」、「私立学校法」、「労働基準法」、「学校法人会計基準」、「大学設置基準」等の関係法令に従って作成されており、「学校法人九州国際大学組織規程」(以下「組織規程」という。)、「業務分掌規程」ほか、各規程に定めている業務と職責に基づき適切に業務を遂行している。

また、平成 20 (2008) 年には本学園の教育研究活動に対する社会の信頼を維持向上させることを目的として「行動規範」を制定し、教職員として遵守すべき普遍的な基準と重要性は浸透している。

なお、大学設置基準が定める数値等については、学部の教員基準数 72 人に対し、74 人が在籍しており、校地・校舎の設置基準上必要な校地面積 42,100 ㎡に対し、97,569.48 ㎡、校舎面積基準 19,237 ㎡に対し、45,732.55 ㎡を確保する等基準を満たしている。なお、寄附行為、役員、校地・校舎等に変更が生じた場合には、各法令に基づき遅滞なく届出ており、大学の設置・運営は法令遵守のもと適正に行われている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、 CO_2 排出削減や節電対策として省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な取り組みとしては、空調や照明の集中管理により、スケジュール運転を行い、特に空調機(冷房・暖房)の稼働については、文部科学省通達や学校環境衛生基準に従い、適切な温度管理(夏季 28 \mathbb{C} · 冬季 20 \mathbb{C} を目途)を行っている。

また、毎年5月から10月の期間は、「クールビズ運動」の実施により、地球温暖化防止及び省エネルギー対策への対応に取り組んでいる。照明については、省エネ照明器具を設置しており、昼休み等の時間帯は照明をこまめに消灯する等、常に節電を促している。また、大学キャンパス内の美化活動(マナーアップ運動)や植樹等緑化事業を推進する等CO2排出削減の対応に取り組んでいる。

人権への配慮については、「九州国際大学人権保障規程」、「九州国際大学人権保障部会規則」、「九州国際大学セクシュアル・ハラスメント部会規則」を定め、「人権委員会」を設置して教育啓発や人権侵害の防止に努めている。また、ハラスメントについては、「新任教員研修会」の研修プログラムの中で人権意識と指導力の向上に努めるよう促している。

安全への配慮について、防火管理に関しては「防火管理規程」に基づき火災等の災害対策として「消防計画」を策定し、北九州市消防局に提出している。防火管理対策は、外部委託業者との連携のもと法人事務局法人総務室施設整備グループが担当しており、キャンパスごとに防火管理者を定め、防火管理者講習会に参加して「防火管理者証」の交付を受

けている。なお、平成 26 (2014) 年 3 月 13 日 (木) 午前 10 時 00 分から「2014 年第 1 回 防火・防災避難訓練」を実施し、事務職員 47 人が参加した。当日は、北九州市八幡東消防署員の講話をはじめ、火災発生を想定した避難訓練、消火器による消火訓練を行う等、防火・防災意識を高める訓練となった。

また、本学園教職員の疾病予防対策として、季節性インフルエンザ予防接種を促進し、 費用の一部補助(1回分)を実施している。

防犯対策としては、24 時間 365 日体制の機械警備による集中監視を行っており、夜間は外部業者に警備を委託し、定時に学内を巡回している。また、部外者の校舎内への無断侵入を禁止するため「キャンパス内におけるルール」を記載した看板を設置する等注意を喚起している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、本学のホームページに「情報公開」のバナーを設け、学校基本情報をはじめ教育研究活動等の状況を公表している。

財務情報の公表については、私立学校法第 47 条及び「学校法人九州国際大学財務情報公開規程」に基づき、「事業報告書」を作成し、教育情報と同じく本学のホームページと『学園広報誌(キュウトビ)』に掲載するとともに学生、保護者に理解いただけるよう、表の見方、科目等を説明するとともに、見やすさ、分かりやすさを念頭においた誌面構成に配慮して公表している。

また、財務書類(財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事による監査報告書)は、法人事務局総務企画部法人財務室に備えており、本法人の利害関係者である学生生徒、志願者、保護者、教職員等のほか、法人が特に必要と認めた者の閲覧に供している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

経営の規律と誠実性は、十分維持されており、適切に対応している。今後さらに平成20 (2008)年に策定した「学校法人九州国際大学中期経営計画」〔平成20 (2008)年度から平成24 (2012)年度までの5年間〕に基づく事業の点検を行うと同時に未達項目や課題を再精査して、第Ⅱ期中期経営計画の策定に向けて取り組んでいく。

また、環境保全・人権については十分配慮しつつ、安全面については、地震・台風等自然災害に関する危機、火災・爆発等施設に関する危機、ネットワーク障害・個人情報等情報に関する危機発生時に迅速かつ適切に対応するためには、個人の認識を深めて日常から備えておく必要があるので、危機管理マニュアルを再整備して全学的な体制を構築していく。

情報の開示については、これからの社会の変化やニーズに適切に対応していくために、 内容と見せ方を工夫しながら一層拡充していく。

3-2 理事会の機能

≪3-2の視点≫

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人の最高意思決定機関である「理事会」は、寄附行為第18条に基づき、理事長が招集し、原則として毎月1回開催しており、理事会には常時、監事が2人ないし1人が出席して法人の業務と財産状況を監査している。理事会では法人全体の予算、決算、資産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、学部学科の構成、入学定員や授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。

理事会は、寄附行為第8条第1項第1号理事「九州国際大学長」、第2号理事「九州国際大学付属高等学校長」、第3号理事「評議員のうちから、理事会の選任した者2人」、第4号理事「九州国際大学同窓会会員で同窓会の推薦した者から、理事会の選任した者1人」、第5号理事「九州国際大学付属高校同窓会会員で同窓会の推薦した者から、理事会の選任した者1人」、第6号理事「この法人と特別の関係ある者のうちから、理事会の選任した者3人」、第7号理事「学識経験のある者のうちから、理事会の選任した者1人」で構成している。また、理事定数10人のうち、6人が外部の理事となるので、法人の運営に多様な意見を取り入れることができる構成となっているので、本法人の意思決定機関として適正かつ機動的な体制となっている。

理事の選任については、「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」第2条(理事の推薦)に基づき、理事長、常勤理事のうち理事長が指名した者1人(副理事長)、第1号理事、第2号理事、第4号理事、第5号理事が協議のうえ、理事会に推薦し、理事会で選任している。

平成 25 (2013) 年度の理事会は 10 回開催され、理事の出席状況は 92%であり、適切に 運営されている。

【資料 3-2-3	理事会開催及び出席状況】
1 B M2 0 - / - 0	

		-		
開催回数開催年月日		理事の現員数	理事出席数 (人)	
開催回数		(定員10人)	出席者	うち書面提出者
第 1回	平成 25 年 4 月 25 日	9	9	2
第 2回	平成 25 年 5 月 30 日	9	9	1
第 3回	平成 25 年 6 月 5 日	9	9	0
第 4回	平成 25 年 7 月 25 日	9	9	0
第 5回	平成 25 年 9 月 26 日	9	9	0
第 6回	平成 25 年 10 月 24 日	9	9	0
第 7回	平成 25 年 12 月 19 日	9	9	2

第 8回	平成 26 年 1 月 23 日	9	9	0
第 9回	平成 26 年 2 月 27 日	10	10	1
第10回	平成 26 年 3 月 27 日	10	10	2

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会は、学内の理事に偏らず、豊富な経験と本法人の運営に高い識見を持つ者で構成され、理事会は問題なく機能している。また、理事会は年間 10 回開催されており、経営事項や教学事項に関する緊急性の高い議案についても対応しているため、意思決定機関として十分に機能を果たしている。

しかし、私立学校を取り巻く社会環境も大きく変化しており、社会のニーズをより一層経営面に反映し、時代の変化に適切に対応していく必要があり、理事会は機動的・戦略的な意思決定が求められるので、理事会機能の補佐体制である法人事務局の組織機能を抜本的に見直す必要があり、全学的な組織再編とともに検討を行う。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3-3の視点≫

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定機関は、各学部に関する事項の決定機関である「学部教授会」と全学的 基本事項についての意思決定機関である「大学評議会」を設置し、大学運営に当たってい る。それぞれ「学部教授会規程」、「大学評議会規程」により審議事項等その権限と責任 を定めている。

学部教授会は、当該学部に所属する教授、准教授、助教を構成員とし、学部長が議長となり、「学部教授会規程」で定められた事項を審議するほか、教授会の下に設置された各種委員会での協議事項等についての報告がなされる。

大学評議会は、教学に関する最高意思決定機関と位置づけ、学長、副学長(2人)、国際センター長、法学研究科長、企業政策研究科長、法学部長、経済学部長、国際関係学部長、図書館長、社会文化研究所長、各学部から選出された教授各3人、各学部教授会で審議された全学的な基本事項について最終審議、各学部教授会での審議事項等の報告がなされる。

本学の意思決定については、各組織の権限と責任は規程により明確化されており、機能性についても現時点では大きな問題がないと判断する。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学の意思決定における学長のリーダーシップについては、大学における最高意識決定機関である「大学評議会」において発揮されているほか、学長の下に「大学運営協議会」を置き、大学全般の重要事項の組織及び運営事項について協議し、学長自らが委員長を務めている。

また、学長への支援体制として、大学改革担当の副学長、認証評価担当の副学長、管理運営においては大学事務局長が担当し、三者での連携を密に業務が執行されている。

日常的な事務処理の決裁においても、多くの処理が学長の決裁事項となっており、大学 全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

さらにまた、平成 25 (2013) 年 10 月に、学長のリーダーシップの発揮が大学改革と教育改革にとって非常に重要であるとの強い認識から、学長の下に新たな組織、「教育改革推進会議」を発足させた。その会議設立の目的は、大学の教育改革全般の重要事項の検討するためである。その会議の委員は、学長、副学長 (2人)、法学研究科長、企業政策研究科長、法学部長、経済学部長、国際関係学部長、教務部長、学生部長、大学事務局長であり、加えて、オブザーバーとして、入試・広報部長、就職・進路部長等の構成である。実際、平成 25 (2013) 年度の秋学期より、その活動が開始されたにもかかわらず、11 月 25 日に第1回の推進会議、12 月 11 日に第2 回、2 月 3 日に第3 回の会議が開催され、「地(知)の拠点事業(COC)」、「IR 担当部署の設置検討」、「カリキュラム改革」、平成 26 (2014)年度の教育課程の編成、平成 26 (2014)年度より新設する「基礎教育センター」等について、学長のリーダーシップを発揮した活発な議論がなされ、大学改革と教育改革がさらに加速しながら動き出している。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

今後も、学長のリーダーシップの発揮が大学改革と教育改革に結びつくように、平成25 (2013) 年10月に発足させた「教育改革推進会議」を軌道にのせて運用しながら、大学改革と教育改革を強力に進めていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

≪3-4の視点≫

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる 意思決定の円滑化 管理部門と教学部門との連携は、「法人運営会議」がその役割を果たしており、原則として、理事会の1週間前に開催している。「法人運営会議」の現在の構成員は、理事長、副理事長、法人事務局長、学長、副学長、各学部長、大学事務局長、付属高等学校長、付属高等学校副校長、付属中学校長の13人であり、そのうち教学部門から7人の委員が参画している。

「法人運営会議」では、理事会や評議員会に諮る議案や主に法人及び各部門の管理運営における課題や将来構想に関する協議、資金運用状況、学生生徒募集状況、就職・進路状況等本法人の業務運営に関する重要事項について審議しているので、各部門の責任者との連携と意思疎通は図られている。また、「法人運営会議」で審議する教学部門の議案については、教学側の意思決定機関である「大学評議会」の審議を経て提案されているので、教学側の意向は十分取り入れられている。

なお、理事会の意思決定事項については、理事である学長から「大学評議会」や「大学 運営協議会」に報告がなされ、教学部門の運営に直ちに反映されているため、管理部門と 教学部門との連携は円滑に図られている。

事務職員間では、理事会、評議員会、「法人運営会議」の開催前に理事長、副理事長、法人事務局長、法人財務室長、法人経営企画室長、法人総務室長、大学事務局長によるメンバーで、各部門からの提案事項や報告事項等について、事前に協議する機会を設けているので、意思決定の過程において各管理運営の機関と各部門とのコミュニケーションは常に図られている。また、管理部門の責任者である法人事務局長、大学事務局長、付属学校事務部長は理事会、評議員会、「法人運営会議」に出席しているので、意思決定事項や報告事項等については、各責任者から部門別の会議等を通じて報告されており、情報も共有されている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人のガバナンス機能は、監事の監査業務である。監事の定数は2人で、監事の選任については、法人の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任し、任期は3年である(寄附行為第6条第1項第2号、第9条、第10条第1項)。監事の職務は、寄附行為第17条に規定されており、理事会及び評議員会に常時1人ないし2人が出席して本法人の業務及び財産状況を監査している。

評議員会の意見具申等については、寄附行為第23条に「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる」と定められている。評議員の定数は25人であり、評議員の選任及び現員は次表のとおりである(寄附行為第24条)。

寄附行為の条項	選出区分	定数	現員
第1号	1 大学教育職員及び研究職員	5 人	8人
本法人の設置する学校	法学部長		

(研究所を含む。)の教育職員及び研究職員のうちから理事会の選任した者8人	経済学部長 国際関係学部長 副学長 2 付属高等学校及び付属中学校教育職員 付属高等学校副校長 付属高等学校教頭 付属中学校教頭	3人	
第2号 本法人の設置する学校	 大学事務職員及び技能職員 付属高等学校・中学校事務職員及び技能 	2 人 1 人	3 人
(研究所を含む。)の事	職員		
務職員のうちからその互			
選による者で理事会の選			
任した者3人			
第3号	1 大学同窓会の推薦した者	6人	10 人
本法人の設置する学校を	2 付属高等学校同窓会の推薦した者		
卒業した年齢 25 年以上	男子部	2人	
の者で同窓会の推薦した	女子部	2人	
もののうちから、理事会			
の選任した者 10 人			
第4号		1人	1人
九州法学校、九州専門学			
校、八幡専門学校及び八			
幡大学短期大学部を卒業			
した者のうちから、理事			
会の選任した者1人			
第 5 号		3 人	3 人
この法人と特別の関係あ			
る者のうちから、理事会			
の選任した者3人			
	合 計	25 人	25 人

評議員の任期は3年であり(寄附行為第25条第1項)、評議員会の議長は、出席評議員のうちから評議員会で選任され(寄附行為第20条第7項)、平成25(2013)年度中に開催された評議員会の出席状況は93%であり、適切に運営されている。

【資料 3-4-6 評議員会開催及び出席状況】

開催回数	開催年月日	評議員の現員数	評議員出席数 (人)	
用惟凹剱	開催十月日	(定員25人)	出席者	うち書面提出者
第 1回	平成 25 年 4 月 25 日	23	23	2

第 2回	平成 25 年 5 月 30 日	24	23	2
第 3回	平成 25 年 12 月 18 日	24	23	3
第 4回	平成 26 年 3 月 26 日	25	24	3

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

リーダーシップについては、理事長の統轄のもと、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図るために、「組織規程」に基本事項を定めて運営している。

理事長は、毎年、全教職員を対象にした「年頭訓示」で学園の運営方針と課題等を表明 し、この方針等が全教職員の共通認識となって浸透しており、適切なリーダーシップが発 揮されている。

学長は、毎年4月に本学の最重要課題を取りまとめた「学長指針」を発信し、課題解決 に取組んでいる。

また、法人トップの理事長と大学トップの学長は、常に経営と教学における課題と問題を共有して解決に取り組んでおり、特に重要な課題が発生した場合には、「理事長・学長指針」を発信し、教職員が一丸となって課題解決に取組むよう、必要な情報を広く教職員に周知している。

一方、ボトムアップについては、理事長の学園運営方針等を受け、各部門からの施策が立案され、日常業務の案件については、書面決裁が行われており、教学側における規程の制定や改正を要する等の重要案件については、各種委員会の検討を経て、教授会、大学運営協議会、大学評議会、法人運営会議、理事会へ上申されている。理事会には教学側から理事である学長、陪席者として副学長、各学部長、大学事務局長、大学総務室長等教学側で管理運営を行う主要な教職員が参加しているので、理事長から教職員に対して意見を求められた場合には、理事会での発言が認められており、決定事項を情報共有する体制を取っている。

また、理事長は、「新規採用者との懇談会」、「大学役職者との意見交換会」、「仕事納・年頭式挨拶」、「シンポジウム・講演会」等日常的な業務において現場の教職員との交流や意見交換を行う中で、教職員の業務状況を把握するとともにコミュニケーションが図られている。

(3) 3-4 の改善・向上方策(将来計画)

今後、大学改革を進めていく上では、管理部門と教学部門との連携及び意思疎通は不可欠であり、コミュニケーションを円滑に保ち、迅速に意思決定を行える組織の確立とガバナンス機能の強化に向けて今後も努力する。

3-5 業務執行体制の機能性

≪3−5 の視点≫

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本法人の組織の基本事項は、組織規程に定めており、基本組織の業務内容は、「業務掌規程」に明示し、各部署の責任体制と果たすべき役割を明確にしている。また、事務組織については、「資料 3-5-3 事務組織の構成と人数配置」の示すとおりであり、事務職員の配置は、法人全体の人員配置やバランスを配慮し、事務組織全体の連携がスムーズかつ能率的に機能することができるよう業務量に応じて配置しているので、適切な組織編成となっている。

事務組織の構成と人員配置 【平成25(2013)年5月1日現在】 ※人数は兼務を含め延人数 監査室(2名) 法人事務局(4名) 総務企画部(1名) 法人総務室(9名) 法人財務室(4名) 法人経営企画室(3名) 大学事務局(3名) 大学総務室(6名) 大学評価室(3名) 入試・広報室(12名) 学生支援室(9名) 法学部 キャリア支援室(7名) 経済学部 国際関係学部 学務事務室(10名) 評議員会 大学院法学研究科 大学 大学院企業政策研究科 監事 国際センター 社会文化研究所(1) 地域連携センター 地域連携センター事務室(2名) エクステンションセンター 図書館 図書館事務室(7名) 教育情報ネットワークセンター 教育情報ネットワークセンター事務室(3名)

資料 3-5-3 事務組織の構成と人員配置

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行の管理体制は、組織規程に基づき業務運営の基本組織である監査室、法人事務局、大学、付属高等学校及び付属中学校の各所属長が管理責任者となり、先述のとおり、基本組織の業務内容は、「業務分掌規程」に基づき業務を執行している。金銭、資産等の会計事務については、「会計規程」に基づき適正に行われている。

文書の取扱いについては「文書取扱規程」に基づき文書の取扱いの経過や責任の所在を明確にするとともに、「文書保存規程」により文書の保存期間を定めて管理している。

また、公印の取扱いについては、「公印取扱規程」に基づき公印管理責任者を定め、公印が適切に使用されるよう管理している。

管理部門は、法人事務局総務企画部に法人総務室、法人財務室、法人経営企画室の3部署が設置され、法人事務局長のもと法人全体の管理運営業務を執行する体制となっている。

教学部門は、大学に大学事務局を置き、大学事務局の責任者として大学事務局長を配置しており、大学事務局長は、学長の指揮のもと大学事務局の事務を統括し、職員を監督するとともに各事務室長への指揮命令と各事務室の業務執行を管理している。大学事務局長は、理事である学長や学長の特別補佐職位である副学長とともに、教学部門の管理運営業務を執行し、適切なリーダーシップを発揮している。

大学事務局には、学務事務室・学生支援室・キャリア支援室ほか6つの部署を設置している。教学部門の運営で必要な会議として「大学運営協議会」、「学部教授会」やその他の関連する各種委員会等において提案された事項につき、最終的に「大学評議会」で審議・承認され、学長のもとで運営されている。

また、大学事務局に管理運営のために必要な組織として大学総務室を配置し、法人事務局と教学部門と連携する機能を果たしている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本法人の研修の取組みについては、「学校法人九州国際大学研修実施要綱」に基づき、 法人事務局が主催する研修と大学事務局等の各部門で実施する研修を実施している。

法人事務局主催の研修会としては、本学で大学行政管理学会「第 37 回九州・沖縄地区研究会」が開催されたので、会員以外の全事務職員にも参加を呼びかけ、基調講演「チームを創るコミュニケーション」、研究会活動報告「大学間を超えた職員ネットワーク構築の取り組みー中部・北陸地区研究会の取組事例ー」の後、「大学の未来を担う中堅・若手職員の育成と実態」をテーマにワークショップを行った。その結果、各大学の人材育成の方法や取組み、SD に関する意見交換や課題共有を図る機会となった。また、外部講師を招き、「いっしょにやる、ということ〜変化と多様性の時代に向けて」をテーマにグループワークを中心とした研修会では、事務職員に求められる役割と本学の現状と課題の情報を共有するとともに、コミュニケーション不足の改善を図る研修会となった。

また、平成24(2012)年より、職務に関連する課題について勤務時間外に自己研修を行う事務職員に対し、研修経費の一部を補助する等自己啓発を促進している。

法人事務局主催の研修会としては、平成25 (2013) 年10月12日 (土) に九州大学大学院統合新領域学府客員准教授の加留部貴行氏を招いて、「いっしょにやる、ということ~変化と多様性の時代に向けて~」題した事務職員全体の1日研修を実施し、コミュニケーシ

ョンの活性化と学内で抱える問題を共有した。

大学事務局主催の研修会としては、平成25 (2013) 年11月29日(金)に「北九州市学術・研究振興事業大学連携促進助成金事業」に基づく北九州私立大学・短期大学連携SD研修会(参加大学:九州栄養福祉大学、西日本工業大学、西南女学院大学、九州国際大学)が開催され、講演第1部「大学経営と職員~嵐がくるまでにやるべきこと」、講演第2部「学校法人会計基準の改正について~基準改正で見えてくる大学の運営」の後、講演に対するグループ討論と他大学との情報交換によって本学の課題を再認識した。

平成26 (2014) 年3月1日 (土) に「北九州市学術・研究振興事業大学連携促進助成金事業」に基づく北九州私立大学・短期大学連携IR研究会(参加大学:九州栄養福祉大学、西日本工業大学、西南女学院大学、九州国際大学)が開催され、近年のわが国の高等教育において、需要が高まりつつある教育・研究活動すなわちIR(Institutional Research)についての知見を深めた。

また、全事務職員には事務研修会への積極的参加を推奨しており、日本私立大学協会が 実施する「学生生活指導主務者研修会」「大学教務部課長相当者研修会」「事務局長相当者 研修会」「大学経理部課長相当者研修会」「就職部課長相当者研修会」や、同九州支部事務 研修及び九州地区七大学で実施する「教務」に関する研修や九州地区の有力大学で構成す る「入試、総務」等の研修に担当職員が積極的に参加している。

平成 20 (2008) 年 4 月から事務職員個人の多様な能力開発を促すとともに、職務遂行能力を向上させることを目的に「人事考課制度」を導入している。実施方法としては、大目標(経営目標・教育目標)、中目標(部署目標)に沿った事務職員自身の業務目標を所属長との面談に基づき設定し、「目標管理シート」を提出して年度末に業務目標に対する具体的な活動結果と自己評価を追記した「目標管理シート」と業務目標以外の活動結果を記載した「業績報告書」を所属長に提出する。所属長は、目標管理制度の自己評価をもとに「業務能力」、「勤務態度」、「成果」の区分による 1 次考課を行い、1 次考課の結果を踏まえ、さらに上位の管理職が 2 次考課を行っている。

(3) 3-5 の改善・向上方策(将来計画)

大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、事務職員の果たすべき役割は大変重要であり、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、調整能力が求められる。よって、職員の専門性向上については、研修会・学会等への参加をさらに促進するよう支援体制を整え、学内研修会での発表や大学運営改革ワーキンググループにによる提案システムの採用等を実施し、職員の育成と能力向上につなげるように努める。

また、研修制度については、職員の資質・能力向上の重要性を基本的な認識として捉え、 学園全体の研修制度のあり方や課題を検討する「委員会」設置により更なる充実を図る。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】学校法人九州国際大学寄附行為

【資料 3-1-2】役員の選任及び理事会の運営に関する規程

【資料 3-1-3】評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程

【資料 3-1-4】学校法人九州国際大学行動規範

- 【資料 3-1-5】学校法人九州国際大学内部監查規程
- 【資料 3-1-6】平成 25 年度 事業計画書
- 【資料 3-1-7】学校法人九州国際大学組織規程
- 【資料 3-1-8】業務分掌規程
- 【資料 3-1-9】九州国際大学人権保障規程
- 【資料 3-1-10】九州国際大学人権保障部会規則
- 【資料 3-1-11】九州国際大学セクシュアル・ハラスメント部会規則
- 【資料 3-1-12】平成 25 年度 九州国際大学 教員研修会次第 セクシュアル・ハラスメントのないキャンパスを創るために
- 【資料 3-1-13】防火管理規程
- 【資料 3-1-14】消防計画
- 【資料 3-1-15】学校法人九州国際大学財務情報公開規程
- 【資料 3-1-16】 平成 24 年度 事業報告書
- 【資料 3-1-17】学園広報誌「キュウトビ」
- 【資料 3-2-1】学校法人九州国際大学寄附行為
- 【資料 3-2-2】役員の選任及び理事会の運営に関する規程
- 【資料 3-2-3】理事会開催及び出席状況
- 【資料 3-3-1】九州国際大学評議会規程
- 【資料3-3-2】九州国際大学法学部教授会規程
- 【資料3-3-3】九州国際大学経済学部教授会規程
- 【資料3-3-4】九州国大学国際関係学部教授会規程
- 【資料3-3-5】九州国際大学運営協議会規程
- 【資料3-3-6】九州国際大学教育改革推進会議規程
- 【資料 3-4-1】学校法人九州国際大学寄附行為
- 【資料 3-4-2】役員の選任及び理事会の運営に関する規程
- 【資料 3-4-3】評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程
- 【資料 3-4-4】学校法人九州国際大学組織規程
- 【資料 3-4-5】法人運営会議規程
- 【資料 3-4-6】評議員会開催及び出席状況
- 【資料 3-4-7】学長指針(2012 年 4 月 19 日)
- 【資料 3-5-1】学校法人九州国際大学組織規程
- 【資料 3-5-2】業務分掌規程
- 【資料 3-5-3】事務組織の構成と人員配置
- 【資料 3-5-4】会計規程
- 【資料 3-5-5】文書取扱規程
- 【資料 3-5-6】文書保存規程
- 【資料3-5-7】公印取扱規程
- 【資料 3-5-8】学校法人九州国際大学研修実施要綱
- 【資料 3-5-9】大学行政管理学会「第 37 回九州・沖縄地区研究会」の開催について (ご案内)・アンケート集計結果

【資料 3-5-10】平成 25 年度九州国際大学事務職員 S D研修会(10 月 12 日) レジュメ・アンケート集計結果

【資料 3-5-11】平成 25 年度 北九州私立大学・短期大学連携SD研修会レジュメ

【資料 3-5-12】人事考課制度実施要綱(事務職員版)

3-6 財務基盤と収支

- ≪3-6 の視点≫
- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている

(2) 3-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「中期経営計画(平成20-24年度)」を策定し、収入の確保、支出の抑制をおこなっている。法人運営会議、理事会で承認された予算編成方針に基づき、次年度の事業計画を精査し、収支が均衡する予算を編成し、運営にあたっている。平成24年度決算においては、帰属収支差額が収入超過になり財務状況は改善されている。今後は、消費収支差額の改善及び学校法人を継続するための担保となる資金の確保が求められる。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 24 (2013) 年度の本法人の帰属収支差額は 36 百万円の収入超過であった。帰属収入合計は、39億87百万円でその内24億45百万円が学生生徒等納付金で収入合計の61.3%を占めている。大学の在籍者数は2,159人(平成24(2013)年5月1日現在)で収容定員充足率は90%である。定員未充足による学費収入の減少が帰属収入の不足となっている。法人の財務状況を改善させるためには、定員の充足による収入増が緊急の課題である。

一方、消費支出の合計は、39億51百万円でその内24億7百万円が人件費で人件費比率は60.4%である。今後、さらなる管理経費の削減に努め、教育研究経費を確保しなければならない。そのために、平成25(2013)年度に寄付金募集を実施し、外部資金の獲得を行うことが理事会で承認されている。安定した経営基盤を維持するには、学生確保に努め収入と支出の均衡を図らなければならない。

(3) 3-6の改善・向上方策(将来計画)

財務基盤の安定は学校法人を維持していくための重要事項である。そのためには、学生の確保が絶対条件となる。今後、経費削減を実施しながら、事業計画を作成し、資金投資の選択と集中を行っていき、「学生募集」につながる事業を実施するように努める。

●エビデンス集 データ編

【資料 3-6-1】平成 25 年度収支予算書

【資料 3-6-2】平成 24 年度決算書

【資料 3-6-3】平成 25 年度事業計画書

【資料 3-6-4】中期経営計画(平成 20-24 年度)

3-7 会計

- ≪3-7の視点≫
- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学園の予算編成は、予算編成方針を作成し、理事会に報告を行う。その予算編成方針に基づき、「予算編成説明会」を経て、各予算管理部署の責任者が「当初予算算定基礎資料」を作成し、法人財務室に提出し、予算概算要求を行う。予算編成方針に基づき、ヒアリングを実施し、予算を編成する。編成後、役員に説明を行い、予算案として「法人運営会議」、「評議員会」に諮問し、「理事会」で決定する。

会計処理は、法人財務室が学校法人会計基準に従い、本学の会計規程、資産管理規程に基づき適切に処理されている。予算執行では、事務処理のシステムが構築されており、各予算管理部署からデータ入力後、入金・出金伝票をもって予算執行の可否が決定される。なお、期中に予期せぬ支出が生じた場合においては、予備費あるいは補正予算を編成して対応している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

平成 24 (2013) 年度は、「あゆみ監査法人」と監査契約を締結し、会計監査人による年間 42 日の監査が実施された。決算においては、「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項」に基づき、計算書類等の監査を受けている。結果は、監査報告書に監査意見として、学校法人会計基準に準拠して、経営の状況及び財政状態のすべての重要な点において適性に表示しているものと認められている。さらに 2 人の監事による監査は、寄付行為に基づき、財務状況、法人の業務状況及び理事の執行状況について実施され、「監事監査報告書」により適正と認められている。

(3) 3-7 の改善・向上方策(将来計画)

「学校法人会計基準の一部改正について(平成25年4月22日)」に平成27年度予算から対応するため、改正される会計基準の理解及び実務の定着、会計システムの法令対応を的確に行っていく。

●エビデンス集 データ編

【資料 3-7-1】学校法人九州国際大学 資産管理規程

【資料 3-7-2】学校法人九州国際大学 会計規程

[基準3の自己評価]

本学の経営・管理は、寄附行為に基づき高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、 建学の精神の具現化と本学の使命・目的達成に向け、継続的に努力している。また、学校 教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめ、各種法令を遵守し、法人運営にかかる各業 務が適切に遂行されており、これらをチェックするガバナンス機能の役割を担う監事及び 監査室も適切に機能している。

理事会の機能については、理事会の開催回数及び理事の出席状況も適切であることに加え、管理・運営上の意思決定も適切に遂行されている。

管理部門と教学部門との連携は、「法人運営会議」がその役割を果たしており、理事会や 評議員会に諮る議案、法人及び各部門の管理運営における課題、資金運営状況、学生生徒 募集状況、就職・進路状況等本法人の業務運営に関する重要事項を審議し、各部門の責任 者との連携と意思疎通が図られている。

また、本学においては、教育機関としての社会的使命と目的の実現、財務の改善のために、平成 20 (2008) 年に策定した「九州国際大学中期経営計画」(平成 20 (2008) 年度から平成 24 (2012) 年度までの 5 年間)に基づいて管理・運営もなされてきた。

本学の「経営・管理と財務」については、その目的の実現について理事長・学長のリーダーシップにより、適正な組織の運営、監査体制、厳正な会計処理がなされている。

以上のことから、基準3の基準は満たしていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

≪4-1の視点≫

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、九州国際大学学則第1条第1項においては「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

上記の使命・目的を達成するために、本学は、第一に、本学の使命・目的及び教育目的については、2つの大学院研究科と3つの学部の「3つのポリシー」、すなわち、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーにおいて具体化・明確化している。第二に、それらをさらに具体化すべく、本学は中期計画を作成し、現在は平成23(2011)年度からの「第二期中期計画」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施している。第三に、それらを担保するために、本学は自己点検・評価を全学で定期的に実施し、『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、公表してきた。

また、平成24 (2012) 年2月29日の平成23 (2011) 年度第1回自己評価検討委員会では、次回の大学認証評価については、日本高等教育評価機構に申請することが承認された。それに伴って、平成24 (2012) 年10月17日の第3回自己点検・評価運営委員会では、日本高等教育評価機構の第2サイクルの新基準にある大学の独自に定める基準については、本学の建学の精神、基本理念、大学の使命・目的に従って、基準A地域社会貢献、基準B国際交流とすることが承認された。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】九州国際大学学則

【資料 4-1-2】学校法人九州国際大学組織規定

【資料 4-1-3】九州国際大学自己点檢·評価運営委員会規程

【資料 4-1-4】九州国際大学外部評価委員会規程

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学では、学校教育法第 109 条に基づき、大学学則第 2 条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」ことを定め、そのために平成 4 (1992) 年 6 月に「九州国際大学自己評価検討委員会規程」を制定した。

「自己評価検討委員会」は、学長が委員長となり、副学長、各研究科長(法学研究科長・企業政策研究科長)、各学部長(法学部長、経済学部長、国際関係学部長)、別科長、国際センター長、社会文化研究所長、エクステンションセンター長、図書館長、教育情報ネットワークセンター長、4部長(入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長)及び大学事務局長というすべての大学役職者で構成され、委員会の事務局は大学総務室が担当している。全学的な点検・評価を統括する担当の副学長を配置している。また点検・評価作業の実施にあたっては、すべての事務部局の参画が不可欠であるので、法人事務局を含む事務部局の全ての室長も出席する拡大自己評価検討委員会を開催してきた。

なお、平成 24 (2012) 年 4 月に、自己点検・評価に関する規程と名称が変更され、これまでの「自己評価検討委員会」は「自己点検・評価運営委員会」となり、前組織同様に、学長が委員長となり、副学長、各研究科長(法学研究科長・企業政策研究科長)、各学部長(法学部長、経済学部長、国際関係学部長)、国際センター長、エクステンションセンター長、図書館長、社会文化研究所長、地域連携センター長、教育情報ネットワークセンター長、4 部長(入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長)及び法人事務局長、大学事務局長というすべての主要な役職者で構成され、委員会の事務局は大学評価室が担当している。また、同時に、新しく「九州国際大学外部評価委員会」の規程も加えられ、体制の整備が進められた。

平成24 (2012) 年2月29日の平成23 (2011) 年度第1回自己評価検討委員会では、次回の大学認証評価については、日本高等教育評価機構に申請することが承認された。それに伴って、平成24 (2012) 年10月17日の第3回自己点検・評価運営委員会では、第一に、日本高等教育評価機構の第2サイクルの新基準に従って、大学の独自に定める基準については、基準A地域社会貢献、基準B国際交流とすること、第二に、体制強化のため「大学評価室」の設置が承認された。そして、平成24 (2012) 年11月には、大学事務局に「大学評価室」が設置され、組織体制が一段と強化された。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-5】九州国際大学学則

【資料 4-1-6】学校法人九州国際大学組織規定

【資料 4-1-7】九州国際大学自己点検・評価運営委員会規程

【資料 4-1-8】九州国際大学外部評価委員会規程

4-1-3 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は自己点検・評価を、平成 18 (2006) 年度以来、継続的に実施している。平成 18 (2006) 年度の点検・評価結果をまとめた『平成 18 年度 (2006 年度) 自己点検・評価報告書』に基づき、平成 19 (2007) 年度に大学基準協会の認証評価を受審した。

その後も、引き続き、平成 20 (2008) 年度、平成 21 (2009) 年度、平成 22 (2010) 年度、平成 24 (2012) 年度においても自己点検・評価を実施した。それゆえ、本学は、平成 20 (2008) 年度以降、4回、4冊の『九州国際大学自己点検・評価報告書』としてまとめ、PDF ファイルにて全文をホームページで公開することで社会に対する説明責任を果たして いる。

なお、平成19 (2007) 年度の大学基準協会の認証評価受審結果(保留)についても、指摘を受けた改善点について積極的に対応し、平成22 (2010)年度には、大学基準協会の再評価において「適合」認定を受けた。

平成25 (2013) 年度においても、平成26 (2014) 年度に第2サイクルの認証評価を日本高等教育評価機構より受けるために、大学の自己点検・評価活動に取り組み、その報告書の作成に努めている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-1-9】 『平成 20 年度 (2008 年度) 九州国際大学自己点検・評価報告書』 2009 年 2 月
- 【資料 4-1-10】 『平成 21 年度(2009 年度)九州国際大学自己点検・評価報告書』 2010 年 3 月
- 【資料 4-1-11】 『平成 22 年度(2010 年度)九州国際大学自己点検・評価報告書』 2012 年 3 月
- 【資料 4-1-12】 『平成 23-24 年度(2011-12 年度)九州国際大学自己点検・評価報告書』 2013 年 3 月

(ホームページにおいて公表)

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

定期的な自己点検・評価がより確実に実施するように、組織や規程を現実にあったものに改定していき、確実に毎年『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成・公表するように努める。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- ≪4-2の視点≫
- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学のこれまでの自己点検・評価活動においては、大学基準協会の評価基準及び評価項

目を参考に自己点検・評価を行った。ただし、『平成 23-24 年度(2011-12 年度)九州国際大学自己点検・評価報告書』の一部については、日本高等教育評価機構の新しい基準(基準1、基準4、大学の独自基準の3つ)を参考に自己点検・評価を行った。この際、根拠資料に基づいた自己点検・評価を重視し、報告書の記述を心がけた。

報告書の基本的な作成は、各研究科長、各学部長、各種委員長及び事務部長がそれぞれのデータとエビデンスを基礎に執筆し、認証評価担当の副学長と大学事務局に設置された「大学評価室」によってデータとエビデンスを確認しながら取りまとめられ、最終的には「自己点検・評価運営委員会」に提出され、全体的・総合的に検討・確認した後に、印刷・発行、公表となる。

以上のように、本学では、自己点検・評価活動においては、点検・評価の対象、主体、 手続きにおいて、データとエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施して いる。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価活動に限らず、現状分析のための必要な調査とデータ収集及びその分析は、教務、FD、入試・広報、学生支援、キャリア支援、財務等、様々な業務を担当する各委員会や事務局の各部署がそれぞれ必要に応じて実施している。

具体的には、本学のアドミッションポリシーに相応しい入学生の受け入れ状況や志願状況、選抜方法、新入生へのアンケート等は入試・広報室と入試・広報委員会が中心となりデータを収集し、調査・分析して、教授会等へ報告している。FD 委員会と学務事務室においては、半期毎に学生に対して「授業アンケート」を実施し、そのアンケート結果と分析結果を各担当教員に通知しているばかりか、各教授会においてはすべての教員のアンケート結果と分析結果についても公表している。学生支援においては、カウンセラーによる学生相談の利用状況や相談内容等は定期的に報告書が作成され、保健室の利用状況等については保健委員会において報告があり、その後、各教授会にも報告されている。毎年の卒業生の進路決定状況等についてもキャリア支援室と就職対策委員会においてデータの収集と調査・分析がなされ、各教授会に定期的に報告されている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学は、平成 18 (2006) 年度において『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、 平成 19 (2007) 年度において大学基準協会の認証評価を受審した。それ以後、本学は、「第 一期中期計画」(平成 20-22 年度)、「第二期中期計画」(平成 23-27 年度)を策定し、定期 的に、教育及び研究、地域社会貢献及び国際交流、組織及び運営、施設及び設備の状況等 の自己点検・評価活動を行い、教育改革及び大学改革に取り組み、社会に対する大学の「質 の保証」を確保するために、積極的に広く社会に情報公開を推進している。上記の本学の 教育及び研究、地域社会貢献及び国際交流、組織及び財務・運営、施設及び設備の状況等 の基本的情報は、大学のホームページにおいてすべて公開されている。

また、本学のこれまでの『九州国際大学自己点検・評価報告書』も大学のホームページ において公表されている。

以上のように、本学においては、自己点検・評価の結果に関する学内共有と社会への公

表は適切に実施されている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-2-1】『平成 20 年度(2008 年度)九州国際大学自己点検・評価報告書』 2009 年 2 月
- 【資料 4-2-2】 『平成 21 年度(2009 年度)九州国際大学自己点検・評価報告書』 2010 年 3 月
- 【資料 4-2-3】『平成 22 年度(2010 年度)九州国際大学自己点検・評価報告書』 2012 年 3 月
- 【資料 4-2-4】『平成 23-24 年度(2011-12 年度)九州国際大学自己点検・評価報告書』 2013 年 3 月
- 【資料 4-2-5】「第一期中期計画」(平成 20-22 年度)
- 【資料 4-2-6】「第二期中期計画」(平成 23-27 年度)

(ホームページにおいて公表)

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

引き続き、大学の研究・教育、地域社会貢献、国際交流等、大学の基本的な情報の公開性を高め、より分かりやすく、毎年、確実に、ホームページ等にて情報を公開していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

本学は、平成 18 (2006) 年度において『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、平成 19 (2007) 年度において大学基準協会の認証評価を受審した。それ以後、本学は、「第一期中期計画」(平成 20-22 年度)、「第二期中期計画」(平成 23-27 年度)を策定し、定期的に自己点検・評価活動を実施するとともに、その自己点検・評価の結果の活用ための PDCAサイクルの仕組みを確立させ、本学の教育改革と大学改革を実行してきた。その結果、本学の自己点検・評価は、ルーティン化した活動となっており、システムとして定着している。組織レベルでの取り組みはこれまで作成し、公表してきた『九州国際大学自己点検・評価報告書』としてとりまとめている。

教員の個人レベルの自己点検・評価は、人事考課制度のなかで教育、研究、社会貢献、 管理運営の項目について行い、報告書とともに、その結果を提出するように義務づけてい るほか、授業科目ごとの点検・評価を行う仕組みを「教育報告書」の作成・提出という形で 確立している。教育研究活動のデータベース化の推進については、個人調書という形でとりまとめているほか、各教員の研究者情報としてホームページにおいて公開している。また、研究活動の補助金等の受給状況等はデータベース化して大学のホームページにおいて公開している。

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ①より確実で効率的な自己点検・評価の PDCA サイクルが実施されるように、「大学評価室」と「自己点検・評価運営委員会」の連携を深める。
- ②本学の「第二期中期計画」(平成 23-27 年度) に基づいたより確実な自己点検・評価の PDCA サイクルの実施がなされること。その自己点検・評価に基づき、次回の平成 28 (2016) 年度以降の「第三期中期計画」を策定する。

[基準4の自己評価]

本学は、平成 18 (2006) 年度において『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、平成 19 (2007) 年度において大学基準協会の認証評価を受審し、それ以後、「第一期中期計画」(平成 20-22 年度)、「第二期中期計画」(平成 23-27 年度)を策定し、定期的に、教育及び研究、地域社会貢献及び国際交流、組織及び運営、施設及び設備の状況等の自己点検・評価活動を行い、教育改革及び大学改革に取り組んできた。すなわち、具体的には、平成 18 (2006) 年度、平成 20 (2008) 年度、平成 21 (2009) 年度、平成 22 (2010) 年度、平成 24 (2012) 年度においても自己点検・評価を実施した。それゆえ、本学は、平成 18 (2006) 年度以降、5 回、5 冊の『九州国際大学自己点検・評価報告書』としてまとめた。その『九州国際大学自己点検・評価報告書』については、平成 18 (2006) 年度の報告書を除き、その他の 4 回、4 冊については PDF ファイルにて全文をホームページで公開している。

また、日常の業務として定期的なデータや教員研究業績等については各部署のみならず「大学評価室」においても把握を行うとともに、学生アンケート調査や活動実績調査を行うことによって現状把握に努め、それを自己点検・評価に活かして大学改革・教育改革につなげている。

このように、本学における自己点検・評価活動の適切性と有効性は、教育研究組織が相互に有機的に連携されており、また、教育・研究の改善と向上に結びつく仕組みも構築されており、自らの自己点検・評価の結果を活用するためのPDCAサイクルの仕組みが確立していることで確認できる。

以上のことから、基準4の基準は満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

≪A-1 の視点≫

- A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会貢献
- A-1-② 地域社会貢献活動の具体性

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会貢献

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、九州国際大学学則第1条第1項においては「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

また、本学は平成 20 (2008) 年に「学校法人九州国際大学行動規範」を定めたが、第 34 条においては「私たちは、常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学校づくりを 行っていきます」、第 35 条においては「私たちは、教育及び研究の成果を積極的に社会に 還元します」、第 36 条においては「私たちは、公職への協力を積極的に行い、専門的知見を社会に活用します」として、地域社会への貢献や研究教育成果の社会への還元について 明確に規定している。

さらに、本学は、前の大学の個性・特色のところでも明らかにしたように、本学の研究 教育を通じて地域社会にとって有益な人材を育成すると同時に、研究教育を通じた大学の 地域社会貢献を重要視してきた。

各部局においても独自に地域社会貢献あるいは地域連携に関する方針を定めており、具体的には、社会文化研究所は「九州国際大学社会文化研究所規程」の第1条において「社会・文化に関する調査、研究及び国の内外における学問的奉仕事業を行い、もって社会の文化の発展に寄与することを目的とする」と規定している。

また、平成 25 (2013) 年 4 月には、本学のもう一つの重要な「地域社会貢献」の拠点となる本学サテライトキャンパス「九州国際大学地域連携センター」を JR 黒崎駅の黒崎コムシティ内 2 階に開設した。「地域連携センター」は、北九州市の行政当局と協力しながら、「人づくりが拓く街づくりへ」をテーマにして人づくりを通して街づくり、賑わいづくりに貢献することが目的である。「九州国際大学地域連携センター運営委員会規程」の第 2条にはその目的を「地域研究、地域連携及び生涯学習等の事業推進並びにサテライトキャンパスの円滑な活用」であると示している。

このように、法人全体の行動規範である「学校法人九州国際大学行動規範」や大学の附属機関である「九州国際大学社会文化研究所規程」、「九州国際大学地域連携センター運営委員会規程」の中に、地域社会への貢献と連携、研究・教育成果の社会への還元、政策形成への積極的協力等について明確に定められており、社会との連携・協力が法人全体、大学全体の基本方針として共有されている。





【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】学校法人九州国際大学行動規範

【資料 A-1-2】九州国際大学学則

【資料 A-1-3】九州国際大学社会文化研究所規程

【資料 A-1-4】九州国際大学地域連携センター運営委員会規程

【資料 A-1-5】九州国際大学地域連携センターアドバイザリー委員会規程

【資料 A-1-6】 平成 25 年度大学要覧

【資料 A-1-7】平成 25 年度 地域連携センターの事業案

【資料 A-1-8】平成 25 年度 地域連携センター事業一覧(事業別)

A-1-② 地域社会貢献活動の具体性

(1) 北九州市年長者大学校穴生学舎との共催によるシニアカレッジ

北九州市と連携して教員が研究成果を市民に提供している。北九州市には生涯教育事業の一環として二つの年長者大学校(穴生学舎、周望学舎)があるが、その「アジアを学ぶコース」と「国際情報コース」にそれぞれ毎年多数の講師を派遣している。

特に、北九州市年長者大学校穴生学舎においては、平成14 (2002) 年度より当時の国際商学部(現在の国際関係学部)との連携が強化され、平成15 (2003) 年度からは本学と共催として、毎年2・3月に市民向けの連続講座を開催するようになった。平成24 (2012) 年度までは、本学を会場にして、毎年数十人以上の市民の参加があった。平成25年度からは、「地域連携センター」の場所を会場にして、一般市民(58人参加)を対象にしてシニアカレッジが開催された。

平成 25 (2013) 年度に開催されたシニアカレッジにおいては、「グローバリズムとアジアーグローバリズム化のなかの多様性一」という全体テーマで、次の日程(平成 26 年 2 月 21 日から 3 月 28 日、全 10 回)、各講演テーマ、各講師によって実施された。

①2月21日(金)国際関係学部 中野洋一 教授

「グローバリゼーションと世界経済の変化」

②2月26日(水)国際関係学部 宇佐波雄策 客員教授

「ミャンマー新事情―転換期の民主化と現政権―」

- ③2月28日(金)国際関係学部 青木美樹 教授 「マーケティングのグローバル的展開 ―アジアにおける日本企業の活動―」
- ④3月5日(水)経済学部 江本伸哉 特任教授 「日産の『九州=東アジア』戦略とシームレス物流」
- ⑤3月7日(金)国際関係学部 加藤和英 教授 「混迷が続くタイ政治情勢」
- ⑥3月12日(水)国際関係学部 藤井大輔 准教授 「グローバル化する? カンボジア」
- ⑦3月14日(金)法学部 渡辺守雄 教授 「グローバリズムと(日本人)」
- ®3月19日(水)国際関係学部 樋口里華 助教 「2013-14年選挙から考えるインドのグローバル化と多様性」
- ⑨3月26日(水)国際関係学部 森脇喜一 教授 「韓国:儒教意識とグローバリズム」
- ⑩3月28日(金)国際関係学部 大形里美 教授「インドネシア:最近のイスラム事情 グローバル化のなかで-」

2014.02.21 金曜日 >> 地域連携センターより [地域連携センター] 穴生学舎シニアカレッジ開講 http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2014/02/post-851.html

(2) 公開講座「北九州市民カレッジ」

本学は、毎年、北九州市生涯学習総合センターと連携して「北九州市民カレッジ」の一部を担当し開催しているが、平成25(2013)年度においては新設した本学の「地域連携センター」において次の7つの「北九州市民カレッジ」を開催した。

- ①5月29日~7月3日 韓流ドラマで学ぶ「韓国語の世界」(前期全5回)、講師 国際関係学部 森脇錦穂、延べ参加人数82人。
- ②5月30日~8月22日 初心者のための漢詩入門講座(全7回)、講師 法学部 三浦尚司特任教授、延べ参加人数113人。
- ③11月6日~12月11日 世界遺産登録を考える(全5回)、講師 経済学部 清水憲一教授、延べ参加人数56人。
- ④11月14日~1月30日 北九州地域における都市計画講座:「街育」について考える(全10回)、講師 経済学部 岡本久人特任教授、地域連携センター長 斉藤貞之特任教授、経済学部 野村政修教授、経済学部 三輪仁准教授、地域連携センター副センター長 神力潔司他、延べ参加人数161人。
- ⑤12月6日~1月24日 韓流ドラマで学ぶ「韓国語の世界」(後期全5回)、講師 森脇錦穂、延べ参加人数45人。

⑥12月18日~1月29日 歴史ドラマから探る韓国の価値観(全5回)、講師 国際関係学部 森脇喜一教授、延べ参加人数158人。

⑦2月15日~3月15日 『種の起源』を読む I (全5回)、講師 法学部 松本幸一准教授、延べ参加人数48人。

(3) 公開シンポジウム及び公開講座

平成25 (2013) 年度に開催されたものは、次の通りである。

① 公開シンポジウム「地球に育まれて!第6回都市と自然の共生」

平成25 (2013) 年11月22日に、本学を会場に、公開シンポジウム「地球に育まれて! 第6回都市と自然の共生」が開催された。主催は皿倉山にぎわいづくり推進協議会、主管は一般社団法人北九州緑化協会、協賛は九州国際大学。一般市民の多数の参加があった。講師、演題等は、次の通りである。

基調講演① 演題 「心に木を植える」

講師 C.W.ニコル 氏 作家

(一財) C. W. ニコル・アファンの森財団理事長

基調講演② 演題 「日本の美しい山河を創出する技術について」

講師 福留 脩文 氏

(株) 西日本科学技術研究所 代表取締役

論点の中間まとめ

野口 理佐子 氏

(一財) C. W. ニコル・アファンの森財団 理事・事務局長

2013.10.16 水曜日 >> ●KIU-AD

[総務]地球に育まれて!第6回[都市と自然の共生]シンポジウム開催 http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/10/aaa.html

② 国際関係学部第4回観光シンポジウム「『仕事旅行』で、町を歩く」

平成25 (2013) 年10月30日に、本学を会場に、国際関係学部第4回観光シンポジウム「『仕事旅行』で、町を歩く」が開催された。講演テーマ、講師、パネリストは、次の通りである。

【基調講演】「仕事旅行とは。その誕生から現在まで」

講師 株式会社仕事旅行社 田中 航 氏

【プレゼンテーション】「地元北九州企業版・仕事旅行」

北九州市内の企業に新たなインターンシッププランを提案してきた国際関係学部福島ゼミ。そのゼミ生が満を持して提案する「地元北九州企業版・仕事旅行」では、市内で活躍する7業種の仕事旅行を提案し、新たな観光客誘致のひとつとして提案した。

主催:九州国際大学国際関係学部・国際関係学会 後援:北九州市/北九州市産業経済局観光部観光・コンベンション課 協賛:到津の森公園/北九州フィルム・コミッション/ 九州鉄道記念館/小倉リーセントホテル/スターフライヤー/千草ホテル/門司港ホテル (50 音順)

第4回 観光シンポジウム

http://www.kiu.ac.jp/faculty/isb/event/symposium4/index.html 『国際関係学部だより』第 12 号、2013 年 12 月

(4) その他の一般市民向けの講演会

国際関係学部国連講演会(国際情勢講演会)

平成 25 (2013) 年 6 月 10 日、本学を会場に、外務省経済局国際経済課長の永井克郎氏を講師として迎えて「国際社会の経済の潮流と日本」と題して行われた。国際関係学部の授業科目「国際協力実践論」(藤井大輔准教授担当)の一環として同科目の時間帯に合わせて、一般の方々の多数の参加も得て行われた。なお、本講演会は、外務省・九州国際大学・(財)西日本文化協会との共催により日本国際連合協会福岡県本部が主催して開催された。

2012.06.21 木曜日 >> 国際関係学部 [国際関係] 国連講演会 (国際情勢講演会) の開催 www.kiu.ac.jp/kiublog/2012/06/post-643.html

(5)ボランティア活動防犯パトロール

本学では、平成22 (2009) 年7月より、九州国際大学周辺並びに八幡東区周辺の暴走行為や少年非行の抑止、災害防止等を目的とした「九州国際大学地域安全パトロール隊」を結成し、活動を開始した。地域の安全・清掃活動等に貢献し、安心に暮らせるまちづくりに寄与するため、教職員とボランティア学生が団結し、地域社会安全の一翼を担うためのボランティア活動である。

本学の継続的な学生と教職員の防犯パトロール活動については、平成24(2011)年5月25日に、八幡東警察署3階会議室で行われた「第56回八幡東防犯協会連合会総会」で防犯功労者等表彰があり、本学KIUサクラパトロール隊が、八幡東防犯協会連合会会長より防犯功労者対象となり受賞した。

さらに、平成 25 (2013) 年 10 月にも、福岡県安全・安心まちづくり県民の集い実行委員会(福岡県・福岡県警察・福岡県防犯協会連合会)主催の平成 25 年「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」で、本学のボランティアサークルが表彰を受けた。

平成 26 (2014) 年 3 月 28 日に、北九州市市庁舎 4 階 (記者会見室) において、「安全・安心を実感できるまちづくり」を目指して、九州国際大学、北九州市、福岡県警察の三者による「地域防犯対策に関する協定書」の調印式が開催された。三者による「地域防犯対策に関する協定書」の締結により、本学の学生で自治体職員や警察官等を目指す学生を、教室での座学のみではなく、地域をフィールドとした実践活動を通じた体験学習を受講することで、より実践的な能力を身に付けた人材の育成が可能となった。



2013.07.26 金曜日 >> 学生支援室より

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/07/post-781.html

2013.10.21 月曜日 >> 学生支援室より

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/10/25-8.html

2014.03.28 金曜日 >> ●KIU-AD

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2014/03/26328.html

(6) 地域社会の祭り、「地域社会」行事への協力と参加

平成24 (2012) 年度においては、7月16日に開催された北九州市の指定無形民俗文化財である「前田祇園山笠」に本学の学生と教職員数十人が「橘山笠」として初めて正式に参加した。今回の最初の山笠には、本学の法人、大学0B会(橘会)、保護者後援会の全面的な支援のもとに参加した。(7月17日の毎日新聞朝刊、西日本新聞朝刊の記事で橘山笠が紹介された。)

平成24 (2012) 年11月2日~4日まで開催された八幡東区の「まつり起業祭八幡」に大学として参加した。11月2日(金)正午より開会式が行われ、その開会式の来賓として、ロンドンオリンピック重量挙げ(105キロ超級)に出場した、九州国際大学職員の太田和臣(おおた かずおみ)氏が参列し、単独インタビューが行われた。11月3日に、「九州国際大学オンステージ」があり、本学のサークルである、居合&詩吟、アカペラ、軽音楽の発表が行われた。さらに、ごみのない祭り「まつり起業祭八幡」を目標に、期間中、本学の学生を中心としたボランティア活動隊が、3日間とも午後7時から午後9時まで会場内の清掃活動を行った。

その他に、地域社会の様々な各種の行事にも積極的に学生と教職員が参加した。たとえば、平成24 (2012) 年12月8日、八幡東区祇園1丁目公園で行われた、前田まちづくり協議会主催の「ふれあいもちつき大会」に、餅のつき手として学生5人と教職員で参加、平成25 (2013) 年1月13日午前10時から午後1時まで、八幡東区西本町の西本町児童館で行われた北九州市立西本町児童館主催の「三世代交流餅つき大会」等である。

平成25 (2013) 年度においても、本学はさまざまな「地域社会貢献」を継続している。 平成25 (2013) 年4月7日の「前田さくらまつり」には教職員4人が参加し、4月29日の八幡 東区尾倉地区の豊山八幡神社春大祭には神輿の担ぎ手として、学生4人と職員1人の合計5 人で参加し、6月20日の地元の花尾小学校3年生との交流会には本学の留学生12人と職員1 人の合計13人で参加した。

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/05/post-743.html

2013.05.02 木曜日 >> 学生支援室より

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/05/post-744.html

2013.05.02 木曜日 >> 学生支援室より

2013.07.26 金曜日 >> 学生支援室より

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/07/post-780.html

平成25 (2013) 年6月22日に「相手の話を聴く」、「自分の考えを伝える」ことの重要性に 焦点をあてた研修プログラムが直方市で開催され、経済学部の学生が参加した。このプロ グラムは、直方市役所の職員の方と直方第一中学校のPTAから協力依頼があり、「主催:直 方第一中学校父母教師の会・共催:*UNGL」で実現した。

2013.07.18 木曜日 >> ビジネスリーダーコース

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/07/-20130622-.html

平成25 (2013) 年7月7日、7月13日から15日には、前年同様に、北九州市の指定無形民俗文化財である「前田祇園山笠」に、学生、教職員が多数参加した。7月7日には、前田祇園山笠行事(祭礼・笹山巡幸)があり、本学より柔道部員及びストリートダンス同好会部員の学生(5人)、職員3人、計8人が参加した。特に、7月15日の大競演会には、本学より柔道部員、硬式野球部員、吹奏楽部員、サークル「九国やっほー!」報道部員が参加し、大競演会の前に行われた吹奏楽部の演奏では大変な盛り上がりで大競演会に華を添えた。参加人数は、7月13日には学生16人、職員3人、7月14日には学生17人、職員3人、7月15日には学生57人、職員4人、計61人、であった。4日間の参加人数は合計108人であった。







写真) 大学ホームページ、2013年7月25日付より。

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/07/post-777.html

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/07/post-778.html

8月4日の北九州市最大の夏祭り「わっしょい百万夏祭り」には学生自治会、文化会、サークル「九国やっほー!」報道部の学生が参加した。

2013.08.06 火曜日 >> 入試・広報室からお知らせ

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/08/--20130804-.html

9月7日、8日には、八幡東中央商店街周辺とJRスペースワールド駅前の東田大通り公園周辺で、「八幡東祇園まつり大集合」が開催され、本学からも、30人以上の学生と職員が参加した。

2013.09.10 火曜日 >> 学生支援室より

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/09/post-803.html

11月2日、3日、4日の3日間、八幡東区にて「まつり起業祭八幡」が開催され、一つには、「九州国際大学ブランド設立委員会」として参加し、二つには、昨年同様にステージのイベントにはブラスバンド部等多数の学生、教職員が参加し、三つには、学生と教職員60人で3日間の会場内のクリーンアップ作戦(清掃奉仕活動)を行った。

北九州を本学の学生から盛り上げようと有志で集まり、「ブランド設立委員会」を発足し、起業祭でオリジナルホットドッグを販売した。このホットドッグは「ぶどうの樹」、「アイクスダイナー」、「さくらいベーカリー」の3社から協力を得て「九国ドッグ」として販売した。3日間の参加者は、11月2日(学生15人・教員1人)、11月3日(学生15人・教員1人)、11月4日(学生15人・教員1人)の合計48人であった。





写真) 大学のホームページ、2013年11月13日付。

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/11/251123433-31121511131511141514.html

また、「まつり起業祭八幡」において、本学は「ふれあいステージ」イベントを一部担当し、サークルから報道部、居合道部、吟道部、軽音楽部、アカペラサークルJoy harmony らがそのステージに参加した。







写真) 大学のホームページ、2013年11月7日付。

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/11/-20131102-.html

2013.11.05 火曜日 >> イベント情報

[地域貢献] まつり起業祭-2013.11.02~ (3日間)-

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/11/-20131102-.html

11月2日から3日に開催された「まつり起業祭八幡」において、本学学生が「クリーンアップ活動」に参加した。このクリーンアップ活動は昨年から行われ、今年の参加者は昨年を大きく上回り、60人の学生・職員が参加し、ボランティアネットワーク、居合道部、詩吟部が中心となり、一般の学生も参加した。3日間の参加者は、11月2日(学生16人・職員8人)、11月3日(学生10人・職員7人)、11月4日(学生12人・職員7人)合計60人であった。





写真) 大学のホームページ、2013年11月7日付。

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/11/2013110204.html

2013.11.07 木曜日 >> ●KIU-AD

[地域貢献] まつり起業祭八幡【クリーンアップ活動】2013.11.02~04(3日間)

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/11/2013110204.html

【2013.11.11】 文化系 | ボランティア・ネット

「ボランティアネット」 まつり起業祭八幡 -2013.11.11-

http://www.kiu.ac.jp/activitiesblog/2013/11/-20131111--1.html

平成25 (2013) 年12月14日に「地域社会貢献」の一環として、花尾小学校横の公園で行われた「ふれあい餅つき大会2013」には、柔道部9人、ウエイトリフティング部5人、本学職員5人の19人が参加した。

2013.12.18 水曜日 >> ●KIU-AD

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/12/2013-2.html

平成26 (2014) 年1月7日には、「豚汁会in永犬丸西小学校」の放課後児童クラブで行われた豚汁会に、本学の学生が参加した。同じ小学校で、12月25日に放課後児童クラブの学童

たちを対象として本学学生(学部・学年を越えて)を中心に、クラブ職員の協力のもと、クリスマス会にも参加した。

2014.01.21 火曜日 >> 学生の活動紹介 ac.jp/kiublog/2014/01/20131225in.html

12月26日には、八幡西区の熊手銀天街組合と黒崎まちなか大学主催の「第3回マチゴト忘年会」にも出演者及びスタッフとして本学の学生が参加した。

2014.01.16 木曜日 >> イベント情報

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2014/01/32013-in--20131226-.html

1月26日には、三世代交流もちつき大会に、北九州市立西本町児童館より誘いがあり、 体育会局員7人、一般学生1人、大学職員1人、計9人が参加した。

2014.01.15 水曜日 >> 学生支援室より

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2014/01/post-842.html

(7) 地方自治体等の政策形成への寄与

北九州市をはじめ福岡県各地方自治体等において多くの教員が各自の専門性を活かし政策形成への地域社会貢献を行っている。

平成24 (2012) 年度においては15人の教員、平成25 (2013) 年度においては19人の教員が各専門員等の活動を通じてそれぞれ地域社会貢献に参加している。

下記の表は、過去2年間の各教員がそれぞれの専門性を活かし、地方自治体等で政策形成のために寄与している具体的な事例を示したものである。

表 A-1-1 地方自治体等の参画状況

年度	所属学部	職名	氏	<u>2</u>	活動名称· 内容
2012	法	教授			北九州市個人情報保護審査会
2012	法	教授			在業医科大学倫理委員会専門委員会 正業医科大学倫理委員会専門委員会
2012	法	准教授			北九州市情報公開審査会
2012	法	准教授			日本学術会議連携会員
2012	法	准教授	神山		岐阜県木の国・山の国県民会議
2012	法	准教授			龍谷大学矯正・保護総合センター
2012	経済	教授			福岡県卸売市場審議会
2012	経済	教授			福岡県地方港湾審議会
2012	経済	教授			苅田港長期構想委員会
2012	経済	教授	男澤		福岡地方労働審議会(関門港湾労働部会)
2012	経済	教授	男澤	智治	国際フェリー・RORO輸送による東アジアとの複合一貫輸送の高度化に向けた 調査検討委員会
2012	経済	教授	江本	信哉	国際東アジア研究センター
2012	経済	特任教授	齋藤		北九州市行財政改革調査会
2012	—————————————————————————————————————	特任教授			北九州市都市計画審議会
2012	経済	教授	清水		山田作兵衛氏の炭鉱の記録画並びに記録文書の保存・活用等検討委員会
2012	経済	教授			文化審議会(世界文化遺産・無形文化遺産部会)
2012	経済	教授	清水		「九州・山口の近代化産業遺産群」推薦書作成委員会
2012	経済	教授	清水		新修·北九州市史編纂会議
2012	経済	教授			北九州市文化財保護審議会
2012	経済	教授			北九州市消費生活審議会
2012	経済	准教授	三輪	仁	古賀市情報公開·個人情報保護運営審議会
2012	国際関係	教授	加藤	和英	北九州市立図書館協議会
2012	国際関係	教授	中野		北九州市国民健康保険運営協議会
2012	国際関係	教授			北九州市奨学資金貸付審議会
2012	国際関係	教授	中野		日本私立大学協会学生生活指導研究会
2012	国際関係	教授		洋一	公益財団法人吉川育英会
2013	法	教授			産業医科大学倫理委員会専門委員会
2013	法	教授			北九州市個人情報保護審査会
2013	法	教授			北九州市安全: 安心条例検討委員会
2013	法	准教授	吉村	真性	龍谷大学矯正・保護総合センター
2013	法	准教授	高木	康衣	北九州市情報公開審査会
2013	法	准教授	神山	智美	岐阜県木の国・山の国県民会議
2013	法	准教授	菅尾		中間市職員倫理審査委員会
2013	法	特任助教	藤野	博行	国立山口徳地青少年自然の家
2013	経済	教授	山口	秋義	統計教育大学間連携ネットワークFD活動ワーキンググループ
2013	経済	教授			新修·北九州市史編纂会議
2013	経済	教授			北九州市文化財保護審議会
2013	経済	教授			文化審議会(世界文化遺産・無形文化遺産部会)
2013	経済	教授			門司港駅保存復元検討委員会
2013	経済	教授			福岡地方労働審議会(関門港湾労働部会)
2013	経済	教授			九州地域港湾のアジア国際物流の高度化委員会
2013	経済				北九州市都市計画審議会
2013	経済	特任教授			北九州市行財政改革調査会
2013	経済	准教授			大学間連携共同教育推進事業の実施に伴うワーキンググループ
2013	経済	准教授	藤		下関市市税研究会
2013	国際関係	教授			北九州市立図書館協議会
2013	国際関係	教授			福岡県地方港湾審議会
2013	国際関係	教授			福岡県卸売市場審議会
2013	国際関係	教授			地(知)の拠点整備事業選定委員会
2013	国際関係	教授			北九州市国民健康保険運営協議会
2013	国際関係	教授			北九州市奨学資金貸付審議会
2013	国際関係	教授			日本私立大学協会学生生活指導研究会
2013	国際関係	教授			公益財団法人吉川育英会
2013	国際関係	准教授	滕开	<u> </u>	福岡県国際協力リーダー養成プログラム選考委員会

(8) 大学施設の地域社会への開放

本学は地域社会と密接不可分の関係にあり、地域の「知」の拠点として重要な役割を果たすと同時に、大学が有する物的資源、校地、校舎、施設も地域社会の重要な資源でもある。平成14 (2002) 年度より大学の教室や会議室を中心に施設の開放を実施してきた。実際、地域社会貢献の一環として、大学図書館同様に、公的機関、教育機関、民間団体等を

対象に大学施設の地域社会への開放を継続的に行っている。その具体的な開放状況は次の 通りである。

平成23 (2011) 年度の施設の貸出状況は、公的機関が25件、教育機関が10件、民間団体が69件、合計104件であった。平成24 (2012) 年度の貸出状況は、公的機関が27件、教育機関が13件、民間団体が67件、合計107件であった。平成25 (2013) 年度の貸出状況は、公的機関が33件、教育機関が12件、民間団体が69件、合計114件であった。

次の図は、過去3年間の施設の貸出状況を示したものである。

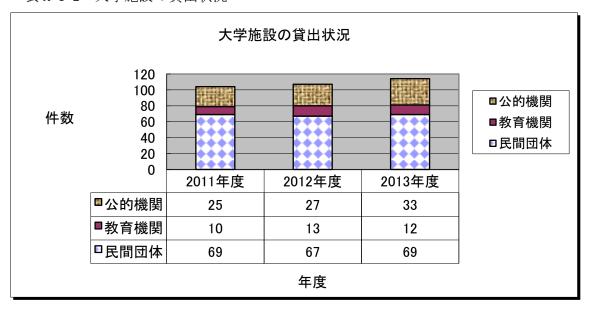


表 A-1-2 大学施設の貸出状況

また、平成26 (2014) 年3月11日に、本学は北九州市と「大規模災害 インフラ態勢強化」 に関する防災協定を締結した。大規模な災害が起きた時に、本学は体育館や校舎を避難場 所や食料等の備蓄場所として提供することとなっている。非常時において地域社会の人々 に大学施設を提供する地域社会貢献である。(平成26 (2014) 年3月13日付の朝日新聞朝刊 で紹介された。)

(9) 寄付講座

本学では、地域社会貢献において、地域企業との連携を重要視している。本学は、平成19 (2007) 年度より、毎年、地域企業に協力をお願いして「寄付講座」を開設している。 平成25 (2013) 年度は、以下の日程、講演内容、講師によって実施された。

X N T 6 前门 肿						
	日程	テーマ	氏名・所属			
第1回	10月3日	ガイダンス	小江茂徳 経済学部 准教授			

表 A-1-3 寄付講座実施状況

		Τ	T
第 2 回	10月10日	夢をかなえるリーダーシップとは	田代智治氏 ㈱松尾ホールディングス 経営企画室
第3回(前半)	10月17日	公務員のリーダーシップについて (ミニ講座:源泉徴収票の見方)	檜垣一美氏 北九州市役所 小倉南税務課市民税係長
第3回(後半)	10月17日	リーダーシップとビジネスマナー	廣瀬良子氏 キャリアコンサルタント
第 4 回	10月24日	グローバル化とガラパゴス化	高垣宏成氏 株式会社スターフライヤー 経営戦略部 課長
第 5 回	10月31日	管理部門のリーダーシップ ~目指すことのできる職種について~	福田真平氏 (株) 大都運輸 経営管理室 室長
第 6 回	11月1日	IT 企業のサービスとリーダーの役割	小江茂徳 経済学部 准教授
第 7 回 (共同)	11月14日	働いてきて気付いたこと	安部千秋氏 小倉リハビリテーション病院 作業療法主任
第 7 回 (共同)	11月14日	働いてきて気付いたこと	三村和礼氏 小倉リハビリテーション病院 作業療法主任
第8回	11月21日	思考をデザインする visual thinking ~グループワークで体験する リーダーシップ~	秋吉裕美氏 製鉄記念八幡病院 医事部医事課/経営管理部経営企画課
第9回	11月28日	リーダーシップとフォロワーシップ	山田恭史氏 WDB株式会社 福岡支社 支社長
第 10 回	12月5日	システム開発現場を通して思うこと	西川尊丈氏 株式会社C&Gシステムズ 開発部
第 11 回 (前半)	12月12日	半導体企業とリーダーシップ	藤原宗氏 新日本無線(株) 北九州リサーチセンター 課長
第 11 回 (後半)	12月12日	誰にでも必要なリーダーシップ	三輪了氏 株式会社クオリアル
第 12 回	12月19日	外資系企業に勤める日本人の リーダーシップの在り方	福島慎太郎氏 グラコ㈱ Industrial Equipment Division Territory Manager
第 13 回 (前半)	1月9日	自分、社会から脱落しました ~それでも何とかなる~	前田亮平氏 株式会社イーズ 新規事業本部 研究員
第 13 回 (後半)	1月9日	失敗を次に生かすには・・・ 〜会社やめるという選択を 次に生かすために何をすべきか〜	井上祐一氏 山口建設工業株式会社 社会起業大学
第 14 回	1月16日	実践経営学ダイジェスト	田代智治氏 株式会社松尾ホールディングス 経営企画室
第 15 回	1月23日	マネジメントを出来る人・出来ない人	松尾浩嗣氏 株式会社クレアス 代表取締役
	経営学ィネーター	田代智治(株式会社松尾ホールディングス 劉 穎(ワークナイン株式会社・国際事業部	

(10)Dream 100 作文コンテスト

本学は 2030 年の開学 100 年を目指して、九州・山口の高校生に将来の夢や人生の目標を 100 文字以内で語ってもらう「Dream 100 作文コンテスト」を毎年実施している。この「Dream 100 作文コンテスト」は、開学 80 周年の 平成 22 (2010) 年から始まり、平成 25 (2013) 年において 4 回目を迎える。中等教育活性化を期待した大学の社会貢献事業の一つとして位置づけ実施している。

平成25 (2013) 年度においては、33 の高校から計 5,889 点の応募があり、9月2日に本学で表彰式が開催された。作家で北九州市立文学館名誉館長の佐木隆三氏(本学客員教授)を委員長とする選考委員会(6人)で審査を行い、Dream 大賞、読売西部本社賞、FBS福岡放送賞、選考委員会特別賞各1点と入選96点を選んだ。表彰式においては、選考委員会特別賞の栗原万誉さん(明治学園高3年)、読売新聞西部本社賞の虹林桃子さん(九州国際大学付3年)に表彰状が贈られた。優秀学校賞には、小倉南高(北九州市)、大牟田高(大牟田市)が選ばれた。(2013年8月24日付読売新聞朝刊と2013年9月3日付読売新聞朝刊に掲載。)

2013.09.03 火曜日 >> ●KIU-AD

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/09/2013.html

(11) スピーチコンテスト

本学では、平成 25 (2013) 年度においては、地域社会貢献の一つとして、主に地域の高校・大学に呼びかけて、韓国語(高校・大学)と英語(高校)の二つのスピーチコンテストを開催した。

平成25 (2013) 年 11月 23日(土)に、本学を会場に「第2回 KIU ハングル・スピーチコンテスト」を大学祭に併せて開催した。課題朗読と自由発表の2部構成で行われた今回のコンテストには、北九州・下関地域の高校・大学から多数の応募があり、事前審査の結果、総勢23人が本番に出場した。課題朗読の部に出場した10人の高校生の発表については、審査の結果、最優秀賞に折尾愛真高校の吉田千景さん、優秀賞には九州国際大学付属高校の神野志穂さんがそれぞれ選ばれた。また、自由発表の部では、13人が参加し、審査の結果、最優秀賞には下関市立大学の若菜莉佳さん、優秀賞に梅光学院大学の山中静さん、九州国際大学の浅田俊平さんの2人が選ばれた。

2013.12.04 水曜日 >> ●KIU-AD

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/12/2kiu.html

平成 26 (2014) 年 1 月 16 日に、本学を会場に「KIU 杯第 1 回高校生英語スピーチコンテスト」を開催した。全国各地の高校から 22 校 65 人の応募者があり、そのうち 19 人が九州国際大学で開かれた本選大会に出場した。結果は、第 1 位が福島綾菜 (清心女子高等学校 3年:岡山県) テーマ: Education of Communication、第 2 位が筒井絵美里(九州国際大

学付属高等学校 3 年:福岡県) テーマ:Music and Me、第 3 位が大橋知佳(南山高等学校女子部 1 年:愛知県) テーマ:Energy from Weeds、その他の受賞者は、福岡県教育委員会賞が松田真依 (中村高等学校 1 年:高知県) Dance, Dance, Dance! 、北九州市長賞が南春佳(西南女学院高等学校 2 年:福岡県)What is Essential Is Invisible to the Eye 、北九州市教育委員会賞がパイト小林華菜(明治学園高等学校 2 年:福岡県)An Education for Japan 、審査員特別賞が松田愛理奈(筑紫女学園高等学校 2 年:福岡県)My Precious Experience That I Had in Cambodia、塚本 知里(佐世保北高等学校 1 年:長崎県)The Super Hero in Me、小野雅(門司学園高等学校 2 年:福岡県)Written by the Victors 、谷本梓(九州国際大学付属高等学校 1 年:福岡県)Running Man であった。

2013. 12. 27 金曜日 >> ●KIU-AD

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/12/1kiu-20131116-.html

【根拠資料】

- 1. 『KIU リサーチジャーナル』第3号、九州国際大学社会文化研究所、平成26年3月
- 2. ホームページにて紹介

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ①地域社会貢献のなかでも、地域企業との連携について強化し、新しい企画を立てて取り 組みを強化する。
- ②「九州国際大学地域連携センター」を本学の地域社会貢献の基地となるように、体制を強化しながら、さまざまな活動に取り組む。
- ③地域社会貢献について全学共通の科目の設定について検討し、その実現のために取り組む。

[基準 A の自己評価]

本学は、大学の建学の精神、使命・目的をふまえて、地域社会貢献の方針を明確に掲げ、 大学の活動実績の把握に努めるとともに、その周知を図り、教職員・学生の地域連携活動 を積極的に継続的に実行してきた。本学は、多様な手段で教育研究成果を地域社会に還元 し、地域社会文化の振興に大きく貢献している。

これらの地域社会貢献を支える仕組みも適切に整備され、有効に機能していることがその実績から十分に評価できる。

以上のことから、基準Aの基準は満たしていると判断する。

基準 B. 国際交流

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

≪B-1 の視点≫

- B-1-(1) 建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流
- B-1-② 国際交流活動の具体性

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流

本学の建学の精神は九州国際大学学則等に具体化明確化されているが、学則第1条には、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」とあり、本学の教育理念と目的を定めた「教育理念」第1項においても、「本学は、北九州の地域に立脚し、国際社会における内外の歴史、文化等に対する理解力を高め、国際社会で信頼される品性高い人材の養成に努める」とある。また、本学の個性・特色の第二で示したように、平成元(1989)年に大学の名称を八幡大学から九州国際大学に改称し、国際的視野も備えた人材教育を基本理念、使命・目的に付加し、そして、九州国際大学の発足当初から北九州市の歴史的・地理的条件からアジア地域に重点をおき、中国、韓国、インドネシア、インド等の有名大学との友好協定を締結し、海外語学実習、海外社会実習、交換留学、国際交流等を継続的に活発に行ってきた。それゆえに、九州国際大学を名乗る本学にとって、国際交流活動の重要性は大きいものがあり、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材の養成、国際社会で信頼される品性の高い人材の養成にとっても、交際交流活動を通じた学生の教育は非常に有益であり、重要なものと位置づけている。

B-1-② 国際交流活動の具体性

(1)海外の友好大学との交流協定

本学では、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を 養成するため、アジア地域を中心とした諸大学との国際交流を推進している。そのため、 海外の諸大学と交流協定を締結し、専攻分野における研究交流や交換留学等国際交流を積 極的に展開している。また、平成 16 (2004) 年には国際交流活動の支援や留学生支援の充 実ために国際センターと国際センター委員会を設置した。

平成 25 (2013) 年度現在、交流協定を結んでいる海外大学・教育機関は、次の通りである。

表 B-1-1 海外協定校一覧

教育機関名	国・地域	協定年の順
東北財経大学	中華人民共和国	1986年
遼寧大学	中華人民共和国	1987 年

東亜大学校	大韓民国	1988年
インドネシア大学文化学部	インドネシア共和国	1991年
デリー大学	インド連邦共和国	1999年
タマサート大学	タイ王国	1999年
南開科技大学	中華民国	2000年
三信高級家事商業職業学校	中華民国	2000年
華東法政大学	中華人民共和国	2001年
漢陽大学校	大韓民国	2001年
培花女子大学	大韓民国	2002年
才能大学	大韓民国	2010年
霊山大学校	大韓民国	2010年
高麗大学校	大韓民国	2010年
高雄餐旅大学	中華民国	2010年

(2)交換留学生制度

本学では、上記のいくつかの協定大学と交換留学を実施している。交換留学生制度は、 半年または1年間、協定校に留学できる制度である。留学先の大学では、興味のあるテーマに沿った科目を受講、取得した単位は本学の単位として読み替えることができるので、4年間での卒業が可能である。本学が海外の大学と締結する学生交流協定に基づいて交換留学をした学生、「留学する学生に関する規程」第2条に基づき協定校以外の海外の大学等に認定留学した学生については、留学先での学習の成果に対して、本学学則第36条及び「留学する学生に関する規程」第8条に基づき、1年間の留学について30単位を上限として換算認定している。平成19(2007)年1月1日からは、半年の留学についても15単位を上限として換算認定を行っている。

交換留学先と派遣・受入人数(定員)は、毎年度、本学から1人または2人の学生を各協定校に派遣し、同じ数の留学生を受け入れている。費用に関しては、本学に学費を納めることで留学先の授業料は免除される。ただし、渡航費・滞在費・光熱費・パスポート取得費用等は本人負担となる。

平成25(2013)年度における交換留学先教育機関、所在地、人数は、以下の通りである。

表 B-1-2 平成 25 (2013) 年度の交換留学先教育機関、所在地、人数

教育機関名	所在地	人数
東北財経大学	中華人民共和国・大連市	1人
遼寧大学	中華人民共和国・瀋陽市	1人
東亜大学校	大韓民国・釜山市	2 人
漢陽大学校	大韓民国・ソウル市	2 人
高麗大学校	大韓民国・ソウル市	* 2人
霊山大学校	大韓民国・釜山市	* 2人
インドネシア大学	インドネシア・ジャカルタ市	1人

南開科技大学	中華民国・南投縣	1人
国立高雄餐旅大学	中華民国·高雄市	2 人

^{*}高麗大学校と霊山大学校は半年留学で、それぞれ年間2人を派遣

(3) 留学生の派遣及び受入と支援

本学では、国際交流及び留学生支援のために、平成16(2004)年に国際センターと国際センター委員会を設置した。

平成24(2012)年度においては韓国留学6人を含む計12人の交換留学生を派遣したが、派遣留学生から送られてくる「留学レポート」を大学ホームページに随時掲載し、留学体験共有化への取り組みをして、本学学生の留学意欲を高めている。平成25(2013)年度においては、派遣留学生数が10人、受入留学生数が7人であった。「留学レポート」も継続して掲載してる。

次の表は、平成 18 (2006) 年度から平成 25 (2013) 年度までの派遣数と受入数を地域別で示したものである。

	-									
		派遣				受 入				
年度	韓国	中国	台湾	イント゛ネシ	計	韓国	中国	台湾	イント゛ネシ	計
				ア					ア	
2006	3	2	0	2	7	4	2	0	1	7
2007	2	2	0	1	5	4	2	0	1	7
2008	0	2	0	1	3	3	2	0	1	6
2009	1	0	0	1	2	4	2	0	1	7
2010	1	2	1	1	5	4	2	0	1	7
2011	4	0	3	1	8	4	2	3	1	10
2012	6	2	3	1	12	2	2	3	1	8
2013	5	2	2	1	10	3	2	2	0	7

表 B-1-3 地域別の派遣数と受入数 (平成 18 (2006) 年度~平成 25 (2013) 年度)

次に、平成25 (2013) 年度(平成25 (2013) 年末現在)の学内の留学生数は、次の通りである。なお、本学で学ぶ外国人留学生は前年度に比べ76人減の227人になったが、これは諸般の状況並びに国際大学としての本学の方向性から鑑みて、日本語別科を閉鎖したためである。

表 B-1-4	本学の留学生数	(平成 25	(2013)	年末現在)
---------	---------	--------	--------	-------

国別	学部生	大学院生	交換留学生	総計
スウェーデン	1			1
タイ	1			1
バングラデシュ	1			1
ベトナム	22			22
韓国	8		3	11
台湾			2	

中 国	177	10	2	189
総計	210	10	7	227

また、本学の留学生支援として、第一に、学費の留学生を対象にした減免制度がある。 学部私費外国人留学生の授業料減額に関する規程に基づき、減額を希望する学生に対し、 入学時に一律 40%の減額を行なっている。その後、半年間の成績により、成績上位 25%以 内の留学生には 50%減額を行ない、25%に入らない留学生に対しては 30%減額を行なって いる。ただし、成績不良の場合等には、減額が停止されることがある。

本学の留学生支援として、第二に、留学生の希望者には優先的に学生寮(紅梅寮)の入寮(入寮可能な定員120人)を認めている。留学生の紅梅寮への具体的な入居状況は、平成25(2013)年度(5月1日現在)においては40人であった。

その他の留学生支援としては、各種の奨学金応募や生活相談に職員が対応し、また国際 センター内に留学生専用のメールボックスを設置し、送られてきた手紙や連絡事項を入れ て利用している。

(4)海外実習

平成元 (1989) 年の八幡大学から九州国際大学への名称変更と同年の国際商学部の新設以後、交際交流の一つの重要なものとして海外実習の実施があげられる。特に、国際商学部では、当初よりすべての学生を対象に、中国コース、コリアコース、南アジアコース、東南アジアコースの4つに分け、毎年、2~3週間程度の期間を設け、それぞれ海外協定大学において海外語学実習を実施してきた歴史がある。その後の平成17 (2005) に新設された現在の国際関係学部においても、海外語学実習と海外社会実習を重要な教育と位置づけ、今日までそれらを毎年実施している。もちろん、法学部と経済学部の学生も参加可能の海外実習となっている。過去3年間の具体的な実施状況は、次の通りである。

平成23 (2011) 年度の海外語学実習については、アメリカが16人、台湾が11人、海外社会実習については、シンガポール・マレーシアが13人、韓国が8人、カンボジアが9人、合計57人、平成24 (2012) 年度の海外語学実習については、アメリカが10人、台湾が10人、韓国が6人、海外社会実習については、シンガポール・マレーシアが23人、インド・バングラディシュが9人、合計58人であった。

平成 25 (2013) 年度の海外語学実習については、イギリスが 11 人 (平成 26 (2014) 年 2 月 23 日から 3 月 10 日まで)、海外社会実習については、シンガポール・マレーシアが 10 人 (平成 25 (2013) 年 9 月 3 日から 9 日まで)、カンボジア・ラオスが 8 人 (平成 25 (2013) 年 9 月 5 日から 15 日まで)、合計 29 人であった。

(5) 国際協力ボランティア「Book to Read」プロジェクト

このプロジェクトは、カンボジアの子どもたちに絵本を贈る国際協力ボランティアであり、その始まりは平成23 (2011) 年夏に海外社会実習 (国際関係学部藤井大輔助教担当) の国際協力スタディツアーとして、カンボジアの世界遺産・アンコールワットのあるシェムリアップ州南部の小学校を訪問したことである。国際関係学部樋口ゼミ国際協力グループが「JVC」(国際協力NG0日本国際ボランティアセンター) カンボジア事務所と協力して行

っているものであり、寄付する小学校は、シェムリアップ県東部の小学校である。平成26 (2014) 年2月17日から24日には、藤井ゼミの学生たちが実際にカンボジアに行き、現地の小学校に絵本50冊をプレゼントした。

2014.03.06 木曜日 >> 学生の活動紹介

「国際」 カンボジアでのBook to Read-藤井ゼミ活動レポート

-http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2014/03/book-to-read--.html

(6) 韓国語版「小倉都心部散策マップ」の作成と完成

平成25 (2013) 年4月に、(株) ゼンリンプリンテックと本学国際関係学部ハングルコース (森脇ゼミ) が共同制作した「小倉都心部街歩きマップ (韓国語版)」が完成した。韓国語版「小倉都心部散策マップ」は、北九州市を訪れる韓国人観光客のために作成したものであり、市内の観光案内所やホテル、デパート、公共機関等で入手できる。北九州市の国際観光と国際交流に役立つものである。また、完成した韓国語マップは、北九州市の中心市街地である小倉の魅力を韓国の大学生に知ってもらうため、本学の姉妹協定校である漢陽大、東亜大、高麗大、霊山大を含む15大学に送られた。この学生たちの活躍は、5月9日のNHK「ニュースブリッジ北九州」で放映され、5月28日付の朝日新聞朝刊でも取り上げられた。

2013.04.08 月曜日 >> 学生の活動紹介

「ゼミ」 韓国語版「小倉都心部散策マップ」が完成

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/04/post-735.html

2013.06.03 月曜日 >> 国際センターより

[国際] 韓国語版「小倉街歩きマップ」 TV・新聞で紹介

http://www.kiu.ac.jp/kiublog/2013/06/tv.html

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】ホームページにて紹介

【資料 B-1-2】『国際関係学部だより』第 10 号、2013 年 4 月

【資料 B-1-3】『国際関係学部だより』第 11 号、2013 年 7 月

【資料 B-1-4】『国際関係学部だより』第 12 号、2013 年 12 月

(3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)

①平成23 (2011) 年10月8日に、本学を会場に、本学の友好協定大学である韓国・東亜大学校と九州国際大学大学院企業政策研究科の共催で日韓・国際シンポジウム「玄海圏における地域連携のあり方---特に環境問題解決の視点から」を一般市民が参加できるように実施されたが、今後もこのような国際的な学術交流をさらに実施していく。

②本学は平成元(1989)年に大学名を九州国際大学と改称し、同時に国際商学部を設置したが、当初より北九州の地理的・歴史的条件を考慮し、アジア地域に重点をおいて友好協

定と国際交流を推進してきた経緯があるが、今後はされに友好協定大学を欧米圏にも拡大するという課題に取り組む。

- ③本学学生の留学意欲を高め、留学を希望する学生たちに多様な留学先情報を提供する観点から、「留学レポート」のホームページ掲載に加え、「帰国報告会」を開催する。また帰国後、6ヵ月以内に派遣先の言語に係る公認語学検定試験受験の義務化を継続する。
- ④韓国語の表現力を高める観点から、平成 26 (2014) 年度 11 月に第 3 回ハングル・スピーチコンテストを開催する。また、中国語スピーチコンテストについても開催条件が整い次第、実施計画を立てる。
- ⑤アジア地域各大学との広範な連携は本学の「個性」であることから、今後とも学生間交流が活発な韓国の大学との共同事業に取り組む。中・長期的な観点に立って、日韓大学洋上ゼミナール(仮称)やサマースクール等を計画しており、いずれも「日韓大学連携フォーラム関門」の枠組みでの実施を図る。

[基準Bの自己評価]

本学は、大学の建学の精神、使命・目的をふまえて、国際交流の方針を明確に掲げ、大学の活動実績の把握に努めるとともに、その周知を図り、国際交流活動を積極的に継続的に実行してきた。また、本学の国際交流の成果の一部を、国際協力ボランティア活動や韓国語版のマップ作成の地域紹介活動等を通じて、地域社会へ還元することにも努力している。

本学の国際交流を支える仕組みも適切に整備され、有効に機能していることがその実績から十分に評価できる。

以上のことから、基準Bの基準は満たしていると判断する。

Ⅴ.エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等/開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成 (大学・大学院)	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
7 ≠ □ 6 3	全学の教員組織 (学部等)	
【表 F-6】	全学の教員組織 (大学院等)	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去5年間)	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数(過去5年間)	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳 (過去3年間)	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移(過去3年間)	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況 (過去3年間)	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況 (前年度実績)	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数(最高、最低、平均授業時間数)	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要 (図書館除く)	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	

【表 3-1】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)				
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況				
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況				
【表 3-4】	財務情報の公表(前年度実績)				
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率 (法人全体のもの) (過去5年間)				
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率(大学単独)(過去5年間)				
【表 3-7】	貸借対照表関係比率 (法人全体のもの) (過去 5 年間)				
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの) (過去5年間)				

[※]該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

おわりに

本報告書は、「はじめに」でも述べたように、平成26 (2014) 年度には日本高等教育評価機構の「認証評価」を受けることを考慮し、日本高等教育評価機構においてすでに公表されている基準と他大学の報告書を参考としながら作成した。

現在は、大学の「認証評価」制度も第2サイクルに入っており、これまでとは状況も大きく変化している。特に、報告書の作成に際しては、作文的になりがちな数百ページ規模の報告書の作成ではなく、その報告書の記述を裏付けるエビデンスや具体的な根拠資料が求められるようになってきたことである。もちろん、本報告書の作成に際しては、そのエビデンスや具体的な根拠資料を明示するように注意しながら作業した。

平成26 (2014) 年6月に日本高等教育評価機構に対して正式に提出する報告書は、この報告書を基礎としながら、学生や教員等の数字を平成26 (2014) 年5月1日付のものに更新され、さらにエビデンスを充実させる予定である。また、その前には、本学の規定に基づき「九州国際大学外部評価委員会」へこの報告書は提出されることになる。

今後も、九州国際大学の建学の精神、大学の基本理念、使命・目的を実現するために、 組織的に継続的に大学改革と教育改革に取り組み、地域社会に貢献する大学、地域社会に 開かれた大学、歴史と伝統ある地方大学としてさらにこれからも発展する必要がある。

この自己点検・評価報告書がそれに大きく役立つことを強く願っている。

2013 年度 九州国際大学自己点檢·評価運営委員会

委員長 堀田 泰司 学長

委 員 中野 洋一 副学長(認証評価)

委 員 渡辺 守雄 副学長(大学改革)

委 員 櫻井 弘晃 法学部長

委 員 山口 秋義 経済学部長

委 員 加藤 和英 国際関係学部長

委 員 権田 和雄 法学研究科長

委 員 野村 政修 企業政策研究科長

委 員 島浦 一博 図書館長

委員 森脇 喜一 国際センター長

委員 中里 彰 エクステンションセンター長

委員島浦一博教育情報ネットワークセンター長

委 員 齋藤 貞之 地域連携センター長

委 員 島浦 一博 入試・広報部長

委 員 渡辺 守雄 教務部長

委 員 中野 洋一 学生部長

委 員 中里 彰 就職・進路部長

委 員 権堂 健司 法人事務局長

委 員 石塚 孝文 大学事務局長

2013 年度 大学評価室

副学長 中野 洋一 認証評価担当

室 長 柳田 浩司 大学総務室長

次 長 神力 潔司 法人経営企画室長

参 事 石原 精一郎 大学事務局付参事

室 員 楢原 英樹 大学総務室課長補佐

2013 年度

(平成25年度)

九州国際大学自己点検 • 評価報告書

【編 集】 九州国際大学 自己点検·評価運営委員会

九州国際大学 大学事務局 大学評価室

【発 行】 2014 (平成 26) 年 3 月

【発行者】 九州国際大学

〒805-8512 北九州市八幡東区平野一丁目6番1号

電話番号 (093)671-8910

FAX番号 (093) 671-9035

ホームページ http:www.kiu.ac.jp/